

仙台市高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画（案）

令和 3（2021）年度～令和 5（2023）年度

仙 台 市

目 次

総 論

第1章 計画策定の趣旨と位置づけ	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	3
4 計画の点検・評価・進捗状況の管理	4
5 持続可能な開発目標（SDGs）との関係	4
第2章 高齢者を取り巻く現状と課題	5
1 高齢者を取り巻く現状	5
2 高齢者一般調査・要介護者等調査の実施	16
3 前計画の総括	28
4 高齢者保健福祉施策を推進していく上での課題等	39
第3章 基本目標・施策の体系	42
1 基本目標	42
2 施策の体系	47

各 論

第4章 高齢者保健福祉施策の推進	49
【方向1】健康寿命を延伸するとともに社会で活躍し続けるために ..	53
施策1 高齢者の健康と元気を応援する地域づくりや 活動への支援の充実	53
施策2 高齢者が生涯活躍することのできる環境の整備	57
【方向2】共に支え合い安心して暮らし続けるために	60
施策3 自立した生活を続けるための生活支援体制づくりの強化 ..	60
施策4 地域の多様な主体が連携する 地域ネットワークづくりの推進	65
施策5 認知症の人が希望を持って自分らしく 暮らし続けることができる取り組みの推進	74
【方向3】介護サービス基盤の充実と介護人材の活躍を支えるために ..	78

施策6	効果的な介護サービス基盤の整備	78
施策7	多様な介護人材の確保・育成と働きやすい 環境づくりの推進	81
第5章	介護保険対象サービスの見込み	85
1	介護保険対象サービスの種類	85
2	介護サービス利用者の推移と今後の見込み	86
3	各年度におけるサービスの種類ごとの見込み	87
4	施設・事業所等の整備状況	102
第6章	介護保険事業の円滑な運営に関する方策	105
1	保険料段階の設定	105
2	所得が低い方への対応	106
3	サービスの質の確保と保険給付費の適正化	107
4	その他介護保険事業を円滑に実施するための方策	112
第7章	介護保険事業に係る費用の見込み	114
1	計画期間の費用の見込み	114
附属資料		121
○	用語解説	
○	仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会委員名簿 仙台市介護保険審議会委員名簿	
○	仙台市社会福祉審議会運営要領（抄） 仙台市介護保険条例（抄）	
○	仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会・仙台市介護保険審議会審 議経過	
○	市民参加等の実績	
○	実態調査等実施状況	

総論

第 1 章 計画策定の趣旨と位置づけ

1 計画策定の趣旨

高齢化の急速な進展に伴い、令和 7（2025）年には団塊の世代が全員 75 歳に達し、本市においては、令和 27（2045）年頃に高齢者人口がピークを迎えることが見込まれています。

こうした中、高齢者が地域で安心して暮らし続けるため、医療・介護・介護予防・住まい及び日常生活の支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの実現が求められており、本市では、平成 30 年 3 月に、平成 30 年度から令和 2 年度までを計画期間とする「仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、高齢者保健福祉施策の充実と介護保険事業の円滑な運営に努めてきました。この計画は、事業の達成状況を点検・評価しながら、3 年ごとに見直しを行うこととしています。

今回の見直しにおいては、これまでの取り組みを基礎としながら、地域ごとの高齢化の状況や課題に応じた地域包括ケアシステムの実現に向け、各種施策の展開を図るための計画を策定するものです。

<法令等による位置づけ>

本市では、次により高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体のものとして策定しています。

- ・「市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。」「市町村老人福祉計画は、介護保険法第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。」（市町村老人福祉計画・老人福祉法第 20 条の 8）
- ・「市町村は、基本指針（注）に即して、3 年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。」「市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。」（市町村介護保険事業計画・介護保険法第 117 条）

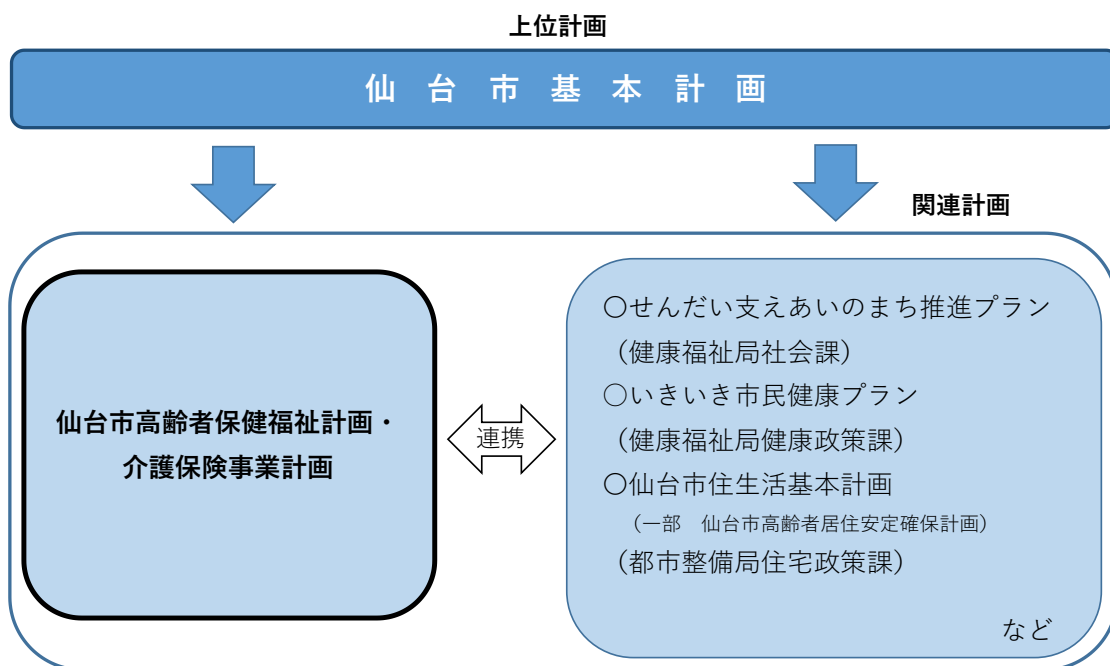
（注）：基本指針・・・「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（厚生労働省告示）

2 計画の位置づけ

本市では、令和3年3月に「仙台市基本計画」を定め、「挑戦を続ける、新たな杜の都へ～“The Greenest City” SENDAI ～」というまちづくりの理念のもと、「多様性が社会を動かす共生のまちへ」など4つの目指す都市の姿を示しています。

この目指す都市の姿の実現に向け、仙台の強みや現状を踏まえて重点的に取り組む、8つのチャレンジプロジェクトを掲げており、その中で、本計画に関連するものとして、「心の伴走プロジェクト」では「多様性を尊重し、あらゆる人が安心して暮らせる地域をつくる」を、「地域協働プロジェクト」では「多様性を力に変える地域をつくる」を、「ライフデザインプロジェクト」では「自分らしい生き方が実現できる環境をつくる」を、それぞれ目標とし、その達成に向けて取り組むこととしています。

「仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、「仙台市基本計画」を踏まえるとともに、「(仮称) せんだい支えあいのまち推進プラン」など関連する本市の計画と連携のうえ、高齢者の保健福祉を総合的に推進するための計画です。



3 計画の期間

計画期間は、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間で、介護保険事業計画としては第8期となります。

4 計画の点検・評価・進捗状況の管理

毎年度、本計画に基づく各種施策の達成状況の点検・評価に加えて、保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金の評価指標に基づく点検を実施することにより、進行管理を行います。また、仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会及び仙台市介護保険審議会に進捗状況を報告し、その内容について審議するとともに、市民に向けた積極的な情報提供を行っていきます。

【仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会】

学識経験者や社会福祉事業の従事者などで構成し、高齢者福祉に関する審議を行います。

【仙台市介護保険審議会】

被保険者の代表者や、学識経験者、保健・医療関係者などで構成し、主に介護保険事業の円滑な運営について、審議を行います。

5 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの持続可能な開発目標です。

「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」のため、貧困や飢餓、格差や持続可能な消費・生産などの17のゴール（目標）を定めています。

本計画では、以下の目標のうち、特に「3（すべての人に健康と福祉を）」、「11（住み続けられるまちづくりを）」が関連することから、このSDGsも踏まえて、各種施策を推進します。

SDGs の 17 のゴール



第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

1 高齢者を取り巻く現状

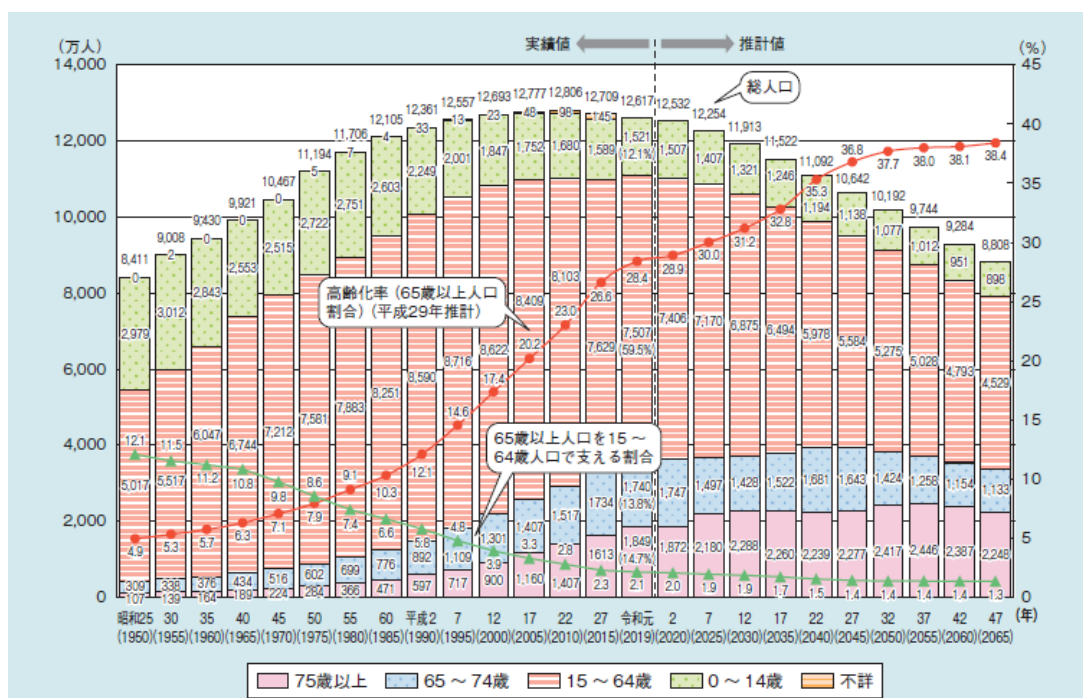
(1) 全国の高齢化の推移と将来推計

令和元年10月1日現在の65歳以上の高齢者人口は、3,589万人（前年3,558万人）となり、総人口（1億2,617万人）に占める割合（高齢化率）は28.4%（前年26.6%）となりました。今後、総人口が長期の減少過程に入る中で、高齢者人口は、団塊の世代が全員75歳に達する令和7（2025）年には3,677万人に増加すると推計されています。高齢化率については、総人口が減少する中で高齢者が増加することにより上昇を続け、令和18（2036）年には33.3%で、3人に1人、令和47（2065）年には38.4%に達して、約2.6人に1人が高齢者となる社会が到来すると見込まれています。

また、「65歳以上75歳未満人口（前期高齢者）」は平成28（2016）年にピークを迎えておりますが、その一方で「75歳以上人口（後期高齢者）」は、令和36（2054）年まで増加傾向が続くと見込まれています。

(2) 全国の高齢者人口と現役世代の比率

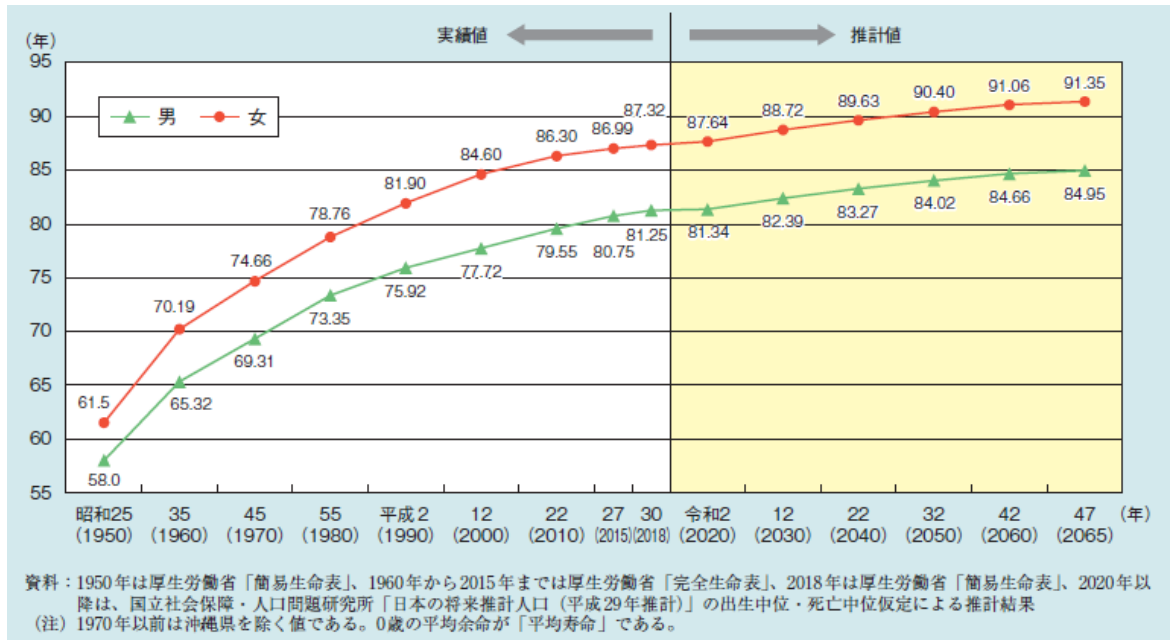
65歳以上の高齢者人口と15～64歳の現役世代の比率は、令和元（2019）年では、高齢者1人に対して、現役世代は2.1人になっています。今後、この比率は低下し、令和47（2065）年には、高齢者1人に対して現役世代が1.3人の比率になると見込まれています。



*出典：令和2年版高齢社会白書

(3) 全国の平均寿命の推移と将来推計

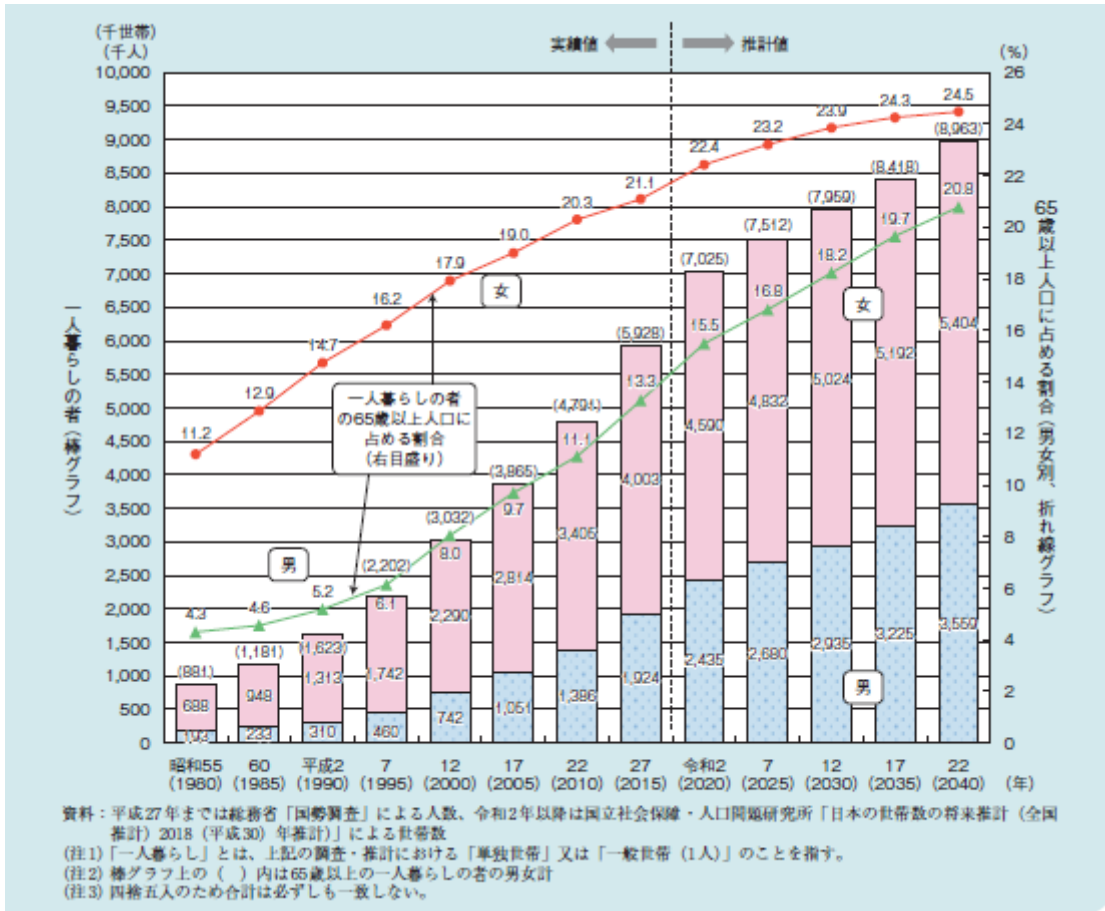
全国の平均寿命は、平成30(2018)年において、男性81.25歳、女性87.32歳となっており、今後、男女とも引き続き延びて、令和47(2065)年には、男性84.95歳、女性91.35歳となり、女性の平均寿命が90歳を超えると見込まれています。



*出典：令和2年版高齢社会白書

(4) 全国のひとり暮らし高齢者の動向

65歳以上のひとり暮らし高齢者の増加は男女ともに顕著であり、令和2(2020)年には約703万人と推計されています。その後、令和22(2040)年には、約896万人になると推計されています。



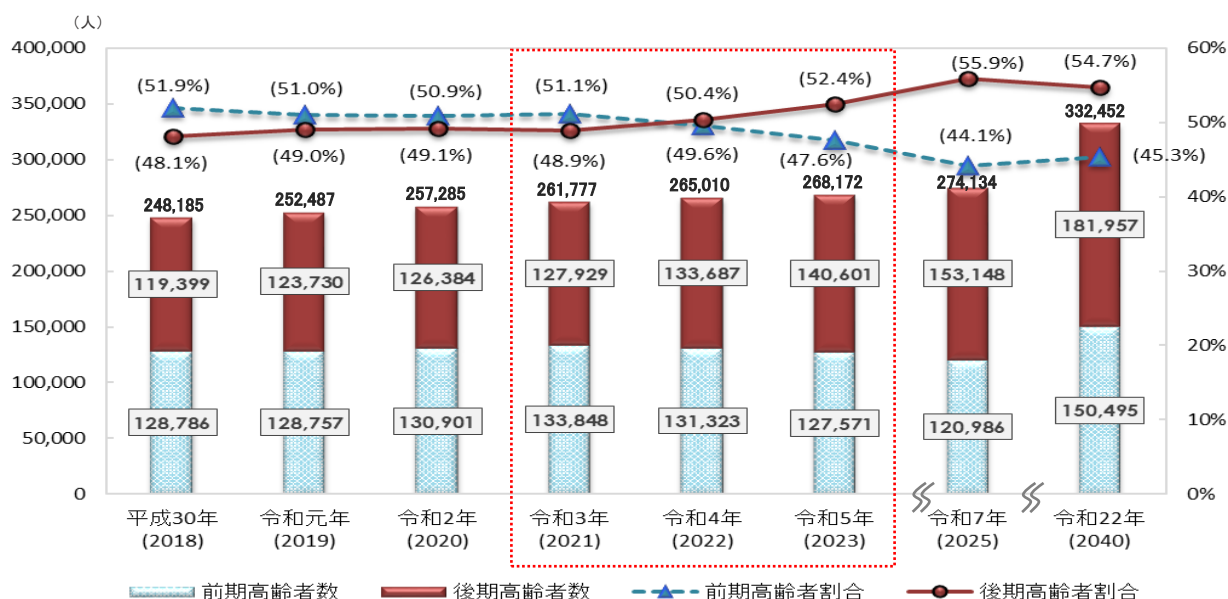
* 出典：令和2年版高齢社会白書

(5) 本市の65歳以上の高齢者（第1号被保険者）数の現状と推計

本市の65歳以上の高齢者数は、令和2年10月1日現在257,285人、このうち65～74歳までの前期高齢者数が130,901人（50.9%）、75歳以上の後期高齢者数が126,384人（49.1%）となっています。

本計画期間（令和3年度～令和5年度）においては、引き続き65歳以上の高齢者数は増加するとともに、令和4（2022）年には、後期高齢者数が前期高齢者数を上回り、令和5（2023）年には、65歳以上の高齢者数268,172人のうち後期高齢者数は140,601人（52.4%）に達するものと見込んでいます。

さらに、団塊の世代が全員75歳に達する令和7（2025）年には、第1号被保険者数は274,134人（うち前期高齢者数120,986人 44.1%、後期高齢者数153,148人 55.9%）、また、団塊ジュニア世代が全員65歳に達する令和22（2040）年には、65歳以上の高齢者数は332,452人（うち前期高齢者数150,495人 45.3%、後期高齢者数181,957人 54.7%）と、65歳以上の高齢者数は増加を続け、中でも後期高齢者数が大きく増加するものと見込んでいます。

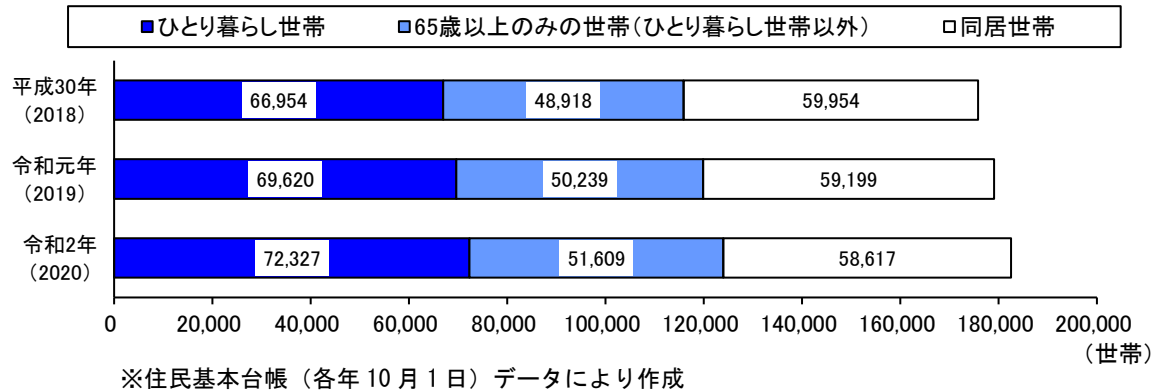


※令和2年までは実績（各年10月1日）、令和3年以降は仙台市まちづくり政策局が平成27年度に行った将来人口推計における年齢別伸び率を基に推計

(6) 本市の在宅高齢者の世帯状況

本市の高齢者のいる世帯数は、令和2年10月1日現在182,553世帯で、平成30年から令和2年の3年間で3.8%の増となっています。

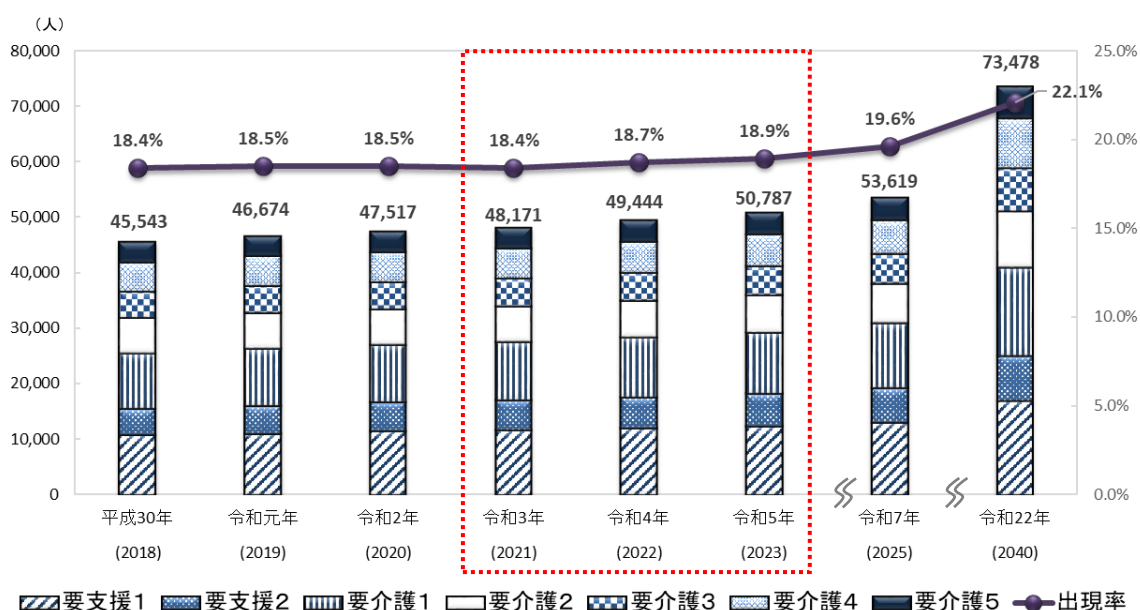
このうち、高齢者以外の方と同居している世帯は2.2%の減となっている一方、ひとり暮らし世帯は8.0%の増、65歳以上のみの世帯は7.0%の増と割合が増加しています。



(7) 本市の要介護・要支援認定者数の現状と推計

本市の要介護・要支援認定者数は、令和2年10月1日現在で47,517人、出現率(第1号被保険者数に対する要介護・要支援認定者数の割合)は18.5%となっています。

本計画期間においても、要介護・要支援認定者数の9割弱を占める後期高齢者数の増加、認知症高齢者数の増加が考えられ、令和5(2023)年における要介護・要支援認定者数は50,787人、出現率18.9%と見込んでいます。

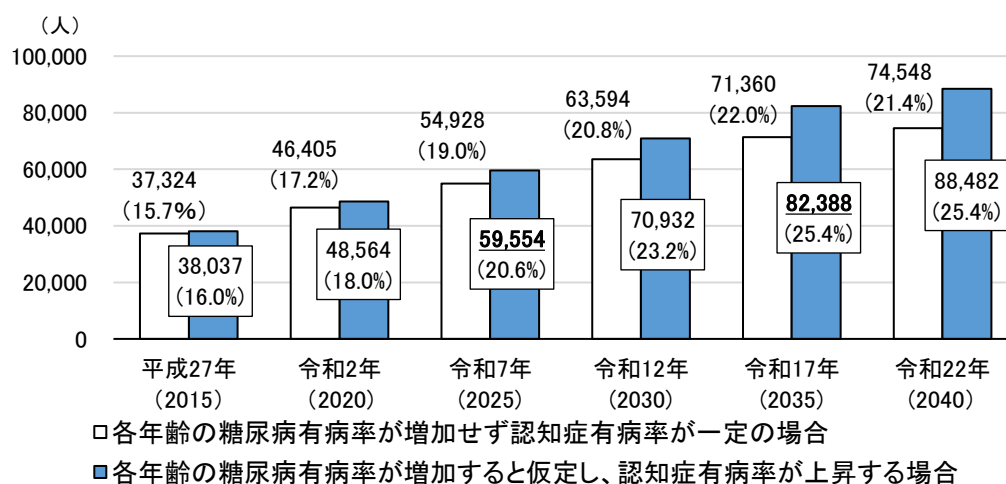


※令和2年までは実績(各年10月1日)、令和3年以降は直近の出現率の伸び率を基に推計
 ※出現率の推移は第1号被保険者の年齢構成に影響を受けるため、グラフの要介護・要支援認定者数の増減の推移と必ずしも連動しません。

(8) 本市の認知症高齢者数の推計

厚生労働省が平成 27 年 1 月に公表した「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」では、高齢化の進展に伴いさらに認知症高齢者数が増加することを見込んでおり、令和 7（2025）年には全国で約 700 万人前後になると見込んでいます。

認知症の有病率は、糖尿病の有病率の増加に伴い上昇することが明らかになっていきます。糖尿病有病率は近年増加傾向にあり、この糖尿病有病率が今後も上昇すると仮定し推計した場合、本市の認知症高齢者数は、令和 7（2025）年に約 6 万人となり、令和 17（2035）年に 8 万人を超えることが予想されます。



※ () は 65 歳以上人口に占める認知症有病率

※ 65 歳以上人口（国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口（H25.3）」）を基に、「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究（平成 26 年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業九州大学 二宮教授）」より推計

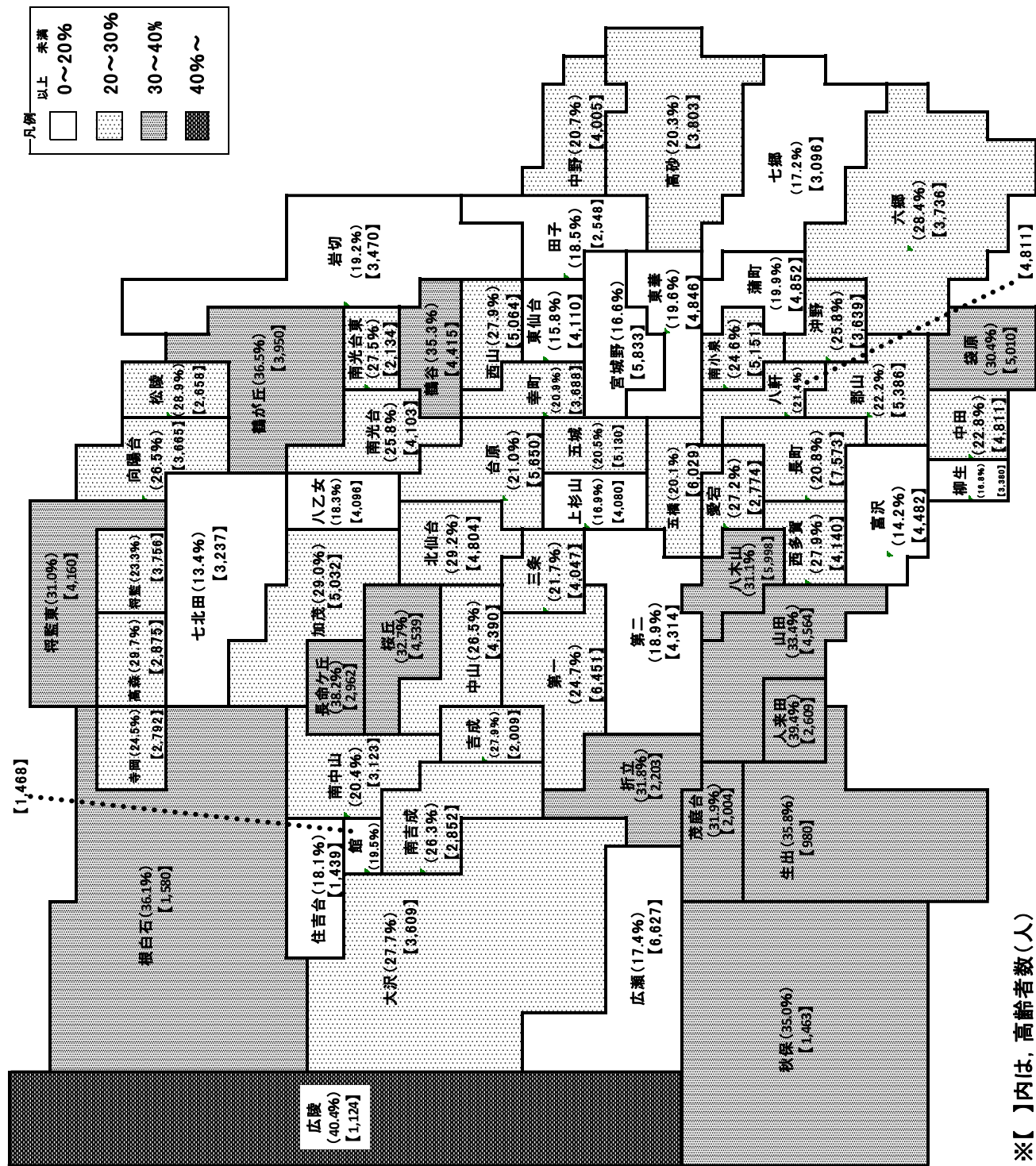
(9) 本市の中学校区別高齢化率

令和2年10月1日現在の中学校区別の高齢化率と高齢者人口は、13頁に示すとおりであり、高齢化の進行の度合いは地域ごとに異なっています。平成29年10月1日現在(14頁)と比較すると、新たに高齢化率が20～30%となった地区が7地区、30～40%となった地区が5地区、40%以上となった地区が2地区増えています。

【参考】

本市では、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等サービスを提供するための施設の整備状況等に加え、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるように、保健福祉や医療関連施設さらには民生委員児童委員・町内会・ボランティアなど人的資源等の存在等を総合的に勘案し、「中学校区」を介護保険事業計画における日常生活圏域として設定しています。

＜中学校区別高齢化率(平成29年10月1日現在)＞



※【 】内は、高齢者数(人)

(10) 令和3年度介護保険制度改正の概要

* 以下の内容は、今後改正される予定となっています。

高額介護（予防）サービス費の見直し

1 か月ごとの利用者負担が一定の上限額を超えるとときに、超えた額が払い戻される「高額介護（予防）サービス費」について、医療保険における自己負担額の上限額に合わせ、年収770万円以上の方の世帯の上限額が引き上げられます。

《令和3年7月まで》		《令和3年8月から》		
対象者	世帯の上限額	対象者		世帯の上限額
本人または世帯の中に市町村民税を課税されている方がいる方	44,400円	年収約1,160万円以上		140,100円
		年収約770万円以上1,160万円未満		93,000円
		年収約383万円以上770万円未満		44,400円
		年収約383万円未満		44,400円

食費・居住費の助成（特定入所者介護サービス費）の見直し

介護老人福祉施設などでの食費・居住費について、所得状況に応じた負担限度額を超えた場合、超えた額が「特定入所者介護（予防）サービス費」として給付されますが、次のとおり見直しが行われます。

①所得段階の見直し：第3段階を2区分に細分化

《令和3年7月まで》		《令和3年8月から》	
利用者負担段階	被保険者の所得状況	利用者負担段階	被保険者の所得状況
第3段階	世帯全員及び配偶者が市町村民税非課税で本人の前年の年金収入等が80万円を超える方	第3段階①(仮)	世帯全員及び配偶者が市町村民税非課税で本人の前年の年金収入等が80万円超120万円以下
		第3段階②(仮)	世帯全員及び配偶者が市町村民税非課税で本人の前年の年金収入等が120万円超

②ショートステイの食費の負担限度額の見直し

食費が給付対象外となっているデイサービスとの均衡等の観点から、見直しが行われます。

③預貯金等資産要件のうち、単身者の「1,000万円以下」を下記のとおり変更

利用者負担段階	預貯金等上限額
第2段階	650万円以下
第3段階①(仮)	550万円以下
第3段階②(仮)	500万円以下

令和3年
8月から

2 高齢者一般調査・要介護者等調査の実施

本計画の策定にあたり、高齢者福祉サービスや介護保険サービスの利用状況および今後の利用意向などを把握するために、令和元年11月から12月にかけて「高齢者一般調査」、「要介護者等調査」を実施しました。

調査結果については、本市のホームページで公表しています。

(1) 高齢者一般調査の概要

○調査対象者

令和元年9月末時点において、仙台市在住の65歳以上の方（約25万3千人）から、無作為抽出した5,000人

※要介護・要支援認定者を除く。

○調査方法

調査対象者に調査票を郵送し、返送していただくもの

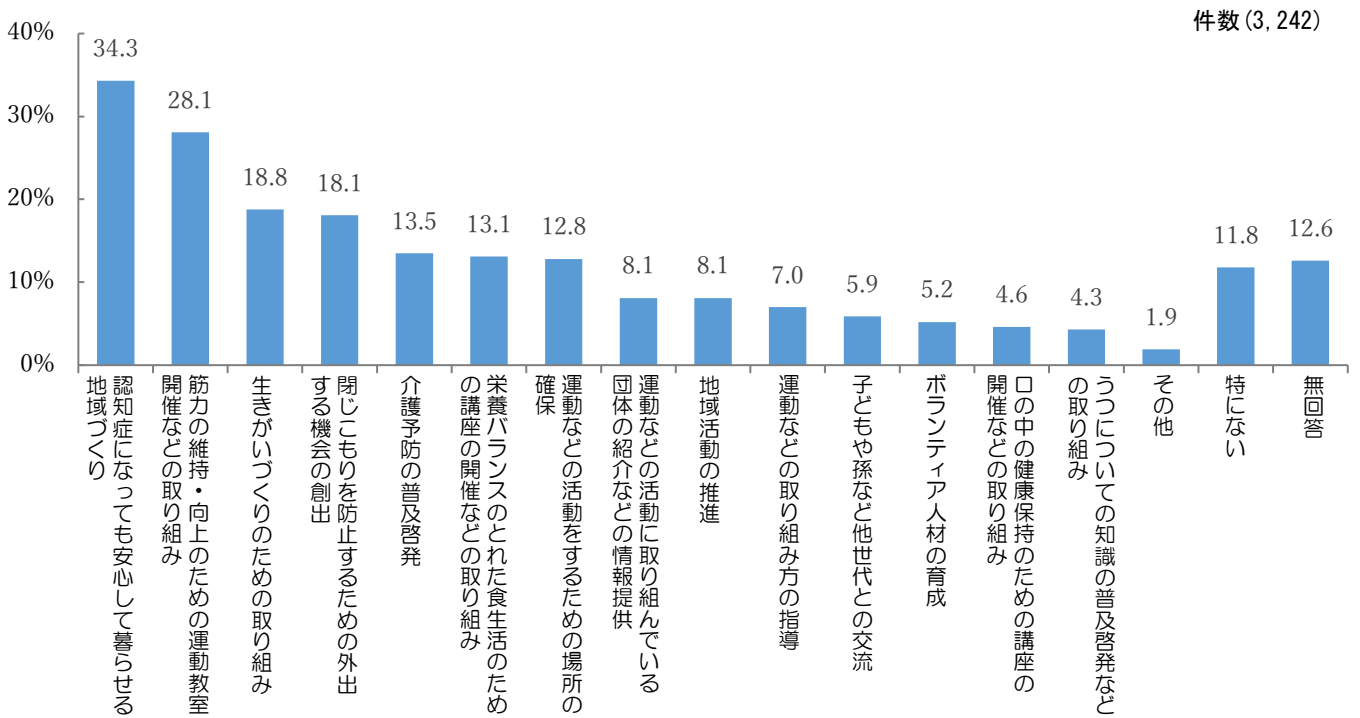
○回収結果

有効回収数 3,269件（有効回収率 65.4%）

《主な結果》

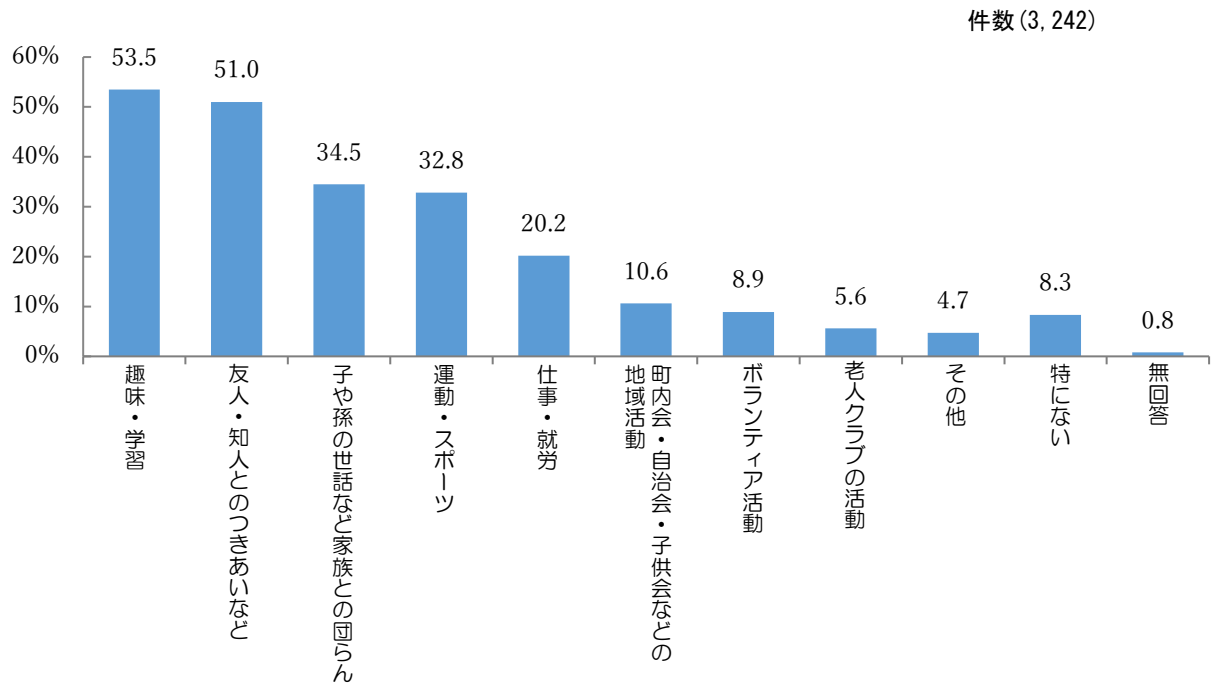
介護予防に関し仙台市に力を入れて欲しいこと（複数回答）

介護予防に関し仙台市に力を入れて欲しいことは、「認知症になっても安心して暮らせる地域づくり」（34.3%）が最も多く、次いで、「筋力の維持・向上のための運動教室開催などの取り組み」（28.1%）、「生きがいづくりのための取り組み」（18.8%）、「閉じこもりを防止するための外出する機会の創出」（18.1%）となっています。



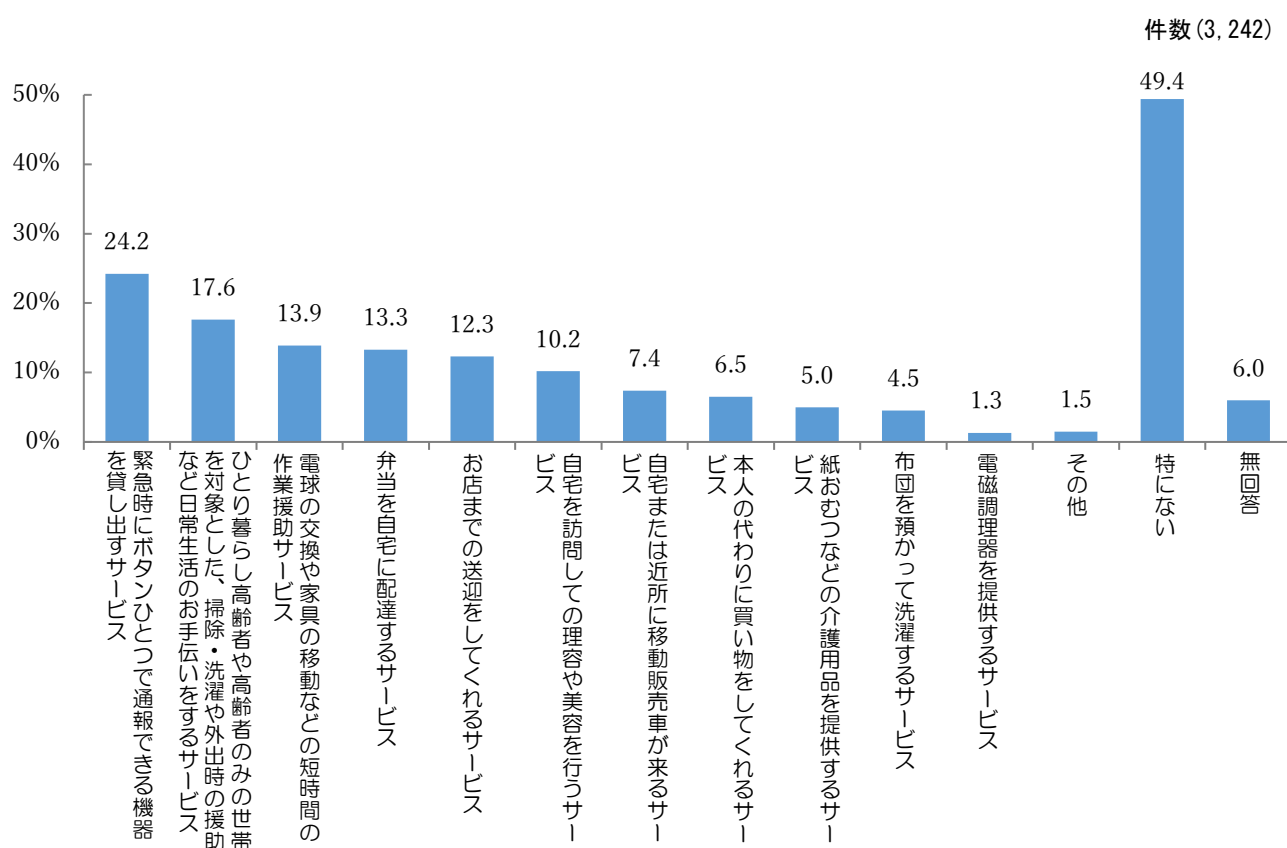
楽しさや生きがいを感じること

楽しさや生きがいを感じることは、多い順に「趣味・学習」(53.5%)、「友人・知人とのつきあいなど」(51.0%)、「子や孫の世話など家族との囲らん」(34.5%)、「運動・スポーツ」(32.8%)となっています。



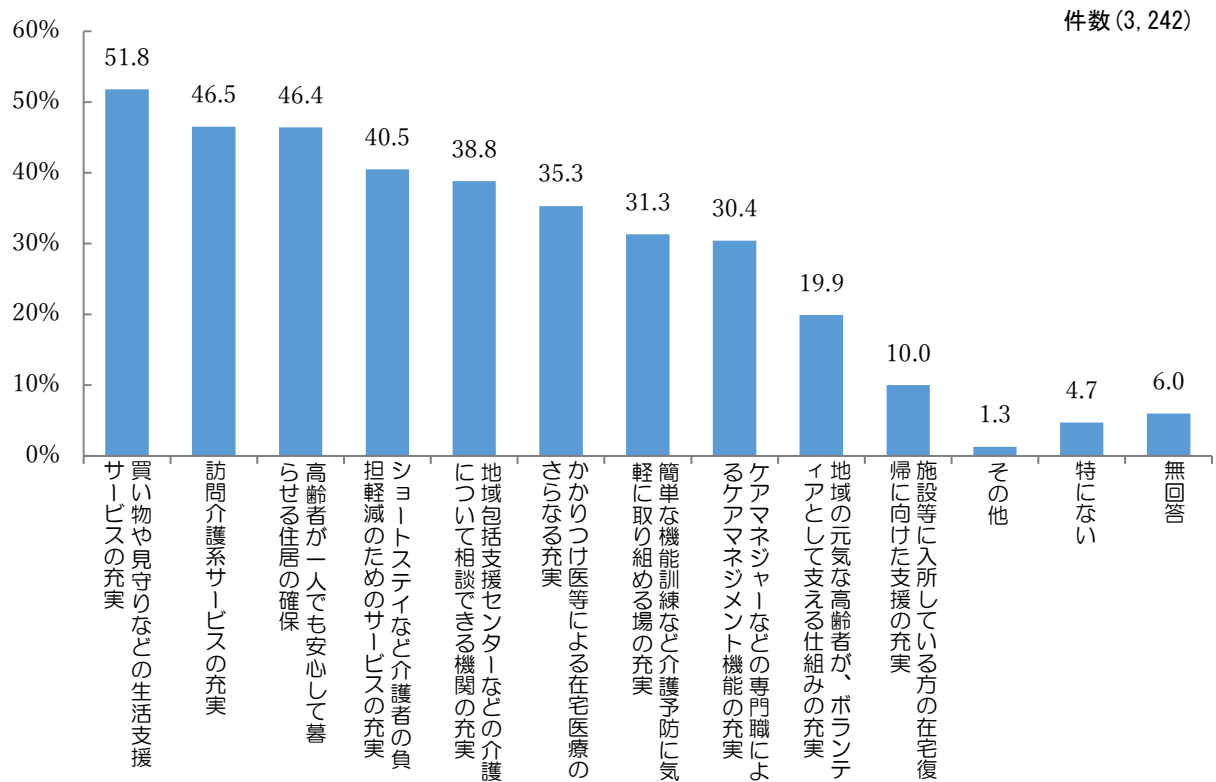
日常生活の不便さを解消するために、今後利用したいサービス（複数回答）

今後利用したい（引き続き利用したい）サービスは、「緊急時にボタンひとつで通報できる機器を貸し出すサービス」（24.2%）が最も多く、次いで、「ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を対象とした、掃除・洗濯や外出時の援助など日常生活のお手伝いをするサービス」（17.6%）、「電球の交換や家具の移動などの短時間の作業援助サービス」（13.9%）、「弁当を自宅に配達するサービス」（13.3%）、「お店までの送迎をしてくれるサービス」（12.3%）、「自宅を訪問しての理容や美容を行うサービス」（10.2%）となっています。



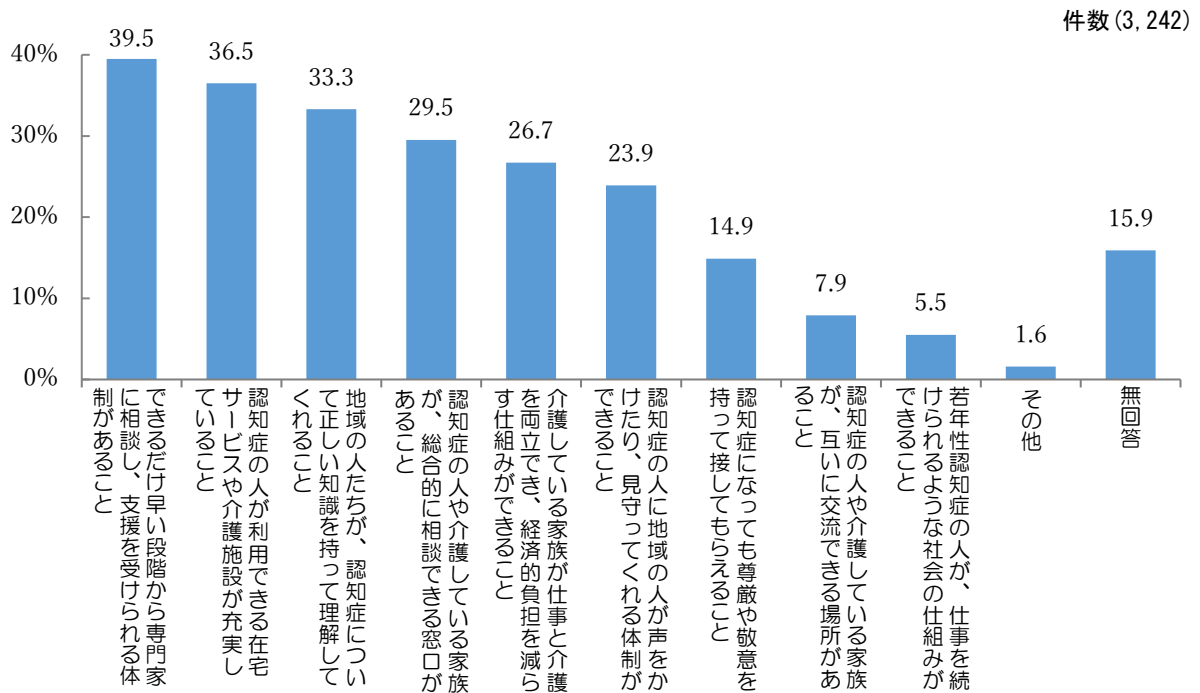
地域包括ケアシステムのために必要なこと（複数回答）

地域包括ケアシステムの深化・推進を目指すために必要なことは、「買い物や見守りなどの生活支援サービスの充実」（51.8%）が最も多く、次いで、「訪問介護系サービスの充実」（46.5%）、「高齢者が一人でも安心して暮らせる住居の確保」（46.4%）となっています。



認知症になっても安心して生活するために必要なこと（複数回答）

認知症になっても安心して生活するために必要なことは、「できるだけ早い段階から専門家に相談し、支援を受けられる体制があること」（39.5%）が最も多く、次いで、「認知症の人が利用できる在宅サービスや介護施設が充実していること」（36.5%）、「地域の人たちが、認知症について正しい知識を持って理解してくれること」（33.3%）、「認知症の人や介護している家族が、総合的に相談できる窓口があること」（29.5%）、「介護している家族が仕事と介護を両立でき、経済的負担を減らす仕組みができること」（26.7%）、「認知症の人に地域の人が声をかけたり、見守ってくれる体制ができること」（23.9%）、「認知症になっても尊厳や敬意を持って接してもらえること」（14.9%）、「認知症の人や介護している家族が、互いに交流できる場所があること」（7.9%）、「若年性認知症の人が、仕事を続けられるような社会の仕組みができること」（5.5%）、「その他」（1.6%）、「無回答」（15.9%）となっています。



(2) 要介護者等調査の概要

○調査対象者

令和元年9月末時点において、仙台市在住の要介護等認定を受けている方（約4万6千人）から、無作為抽出した5,000人

○調査方法

調査対象者に調査票を郵送し、返送していただくもの

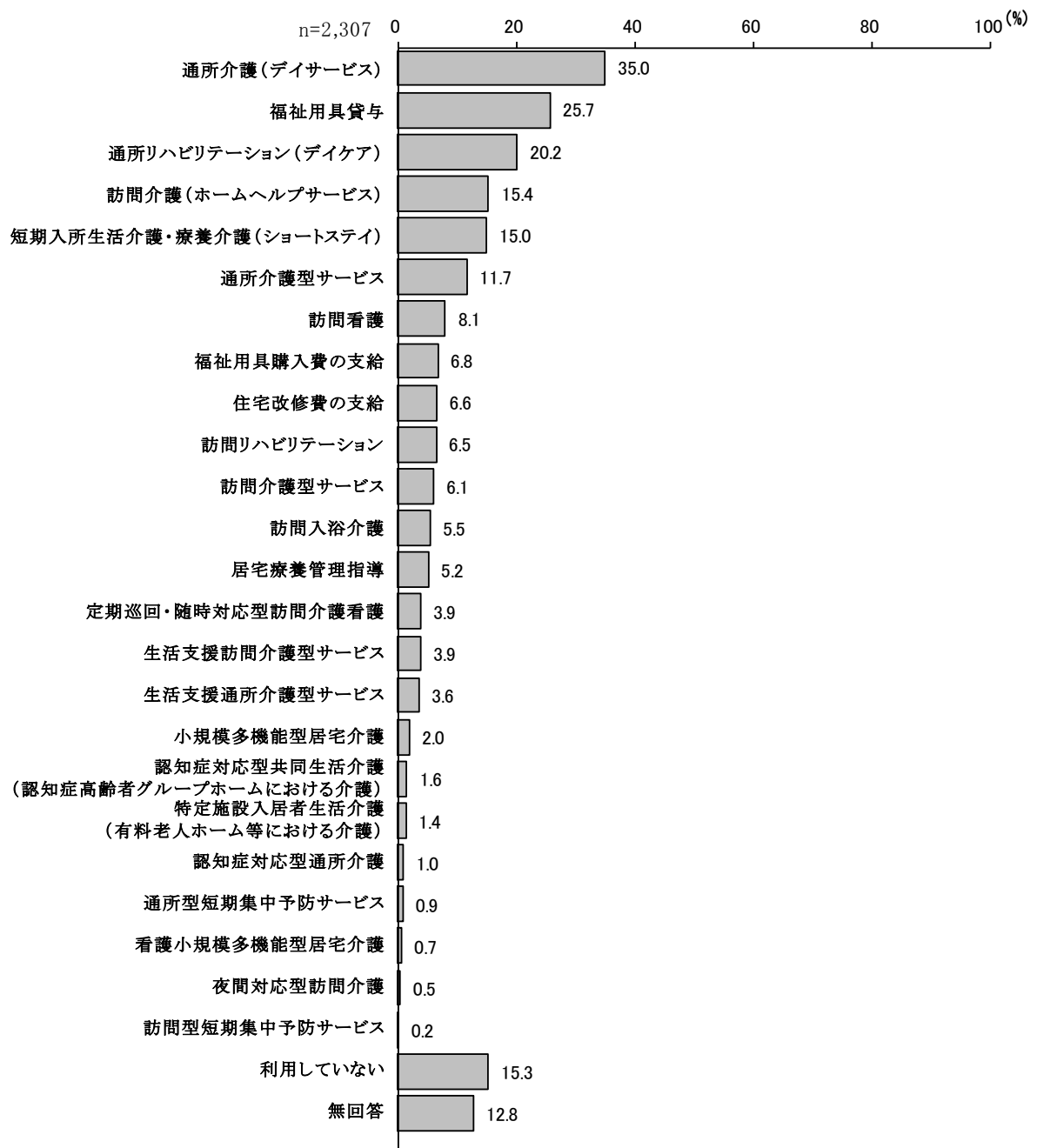
○回収結果

有効回収数 2,725 件（有効回収率 54.5%）

《主な結果》

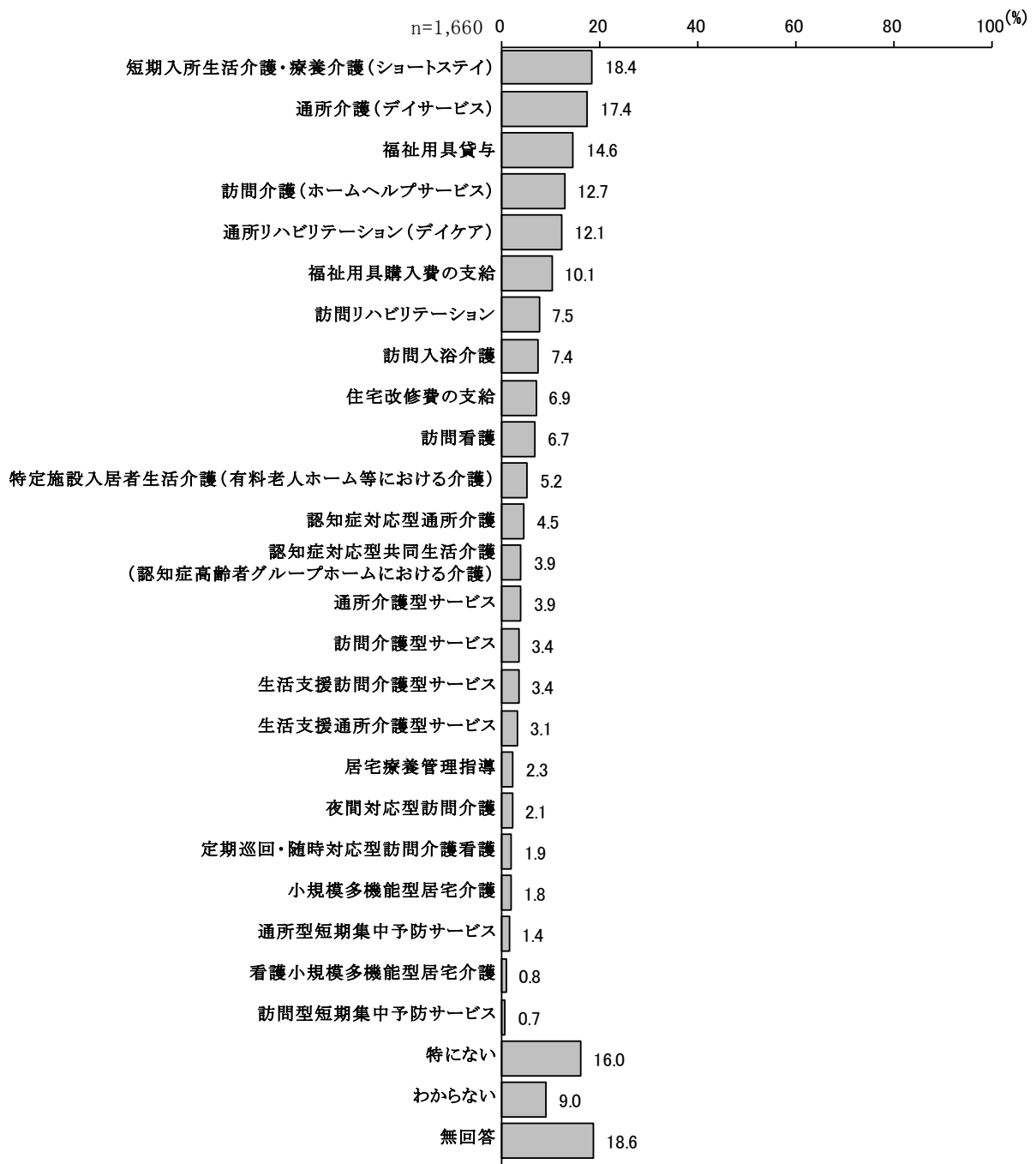
現在利用している在宅サービスの種類（複数回答）

現在利用している在宅サービスの種類は、「通所介護（デイサービス）」（35.0%）が最も多く、次いで、「福祉用具貸与」（25.7%）、「通所リハビリテーション（デイケア）」（20.2%）となっています。



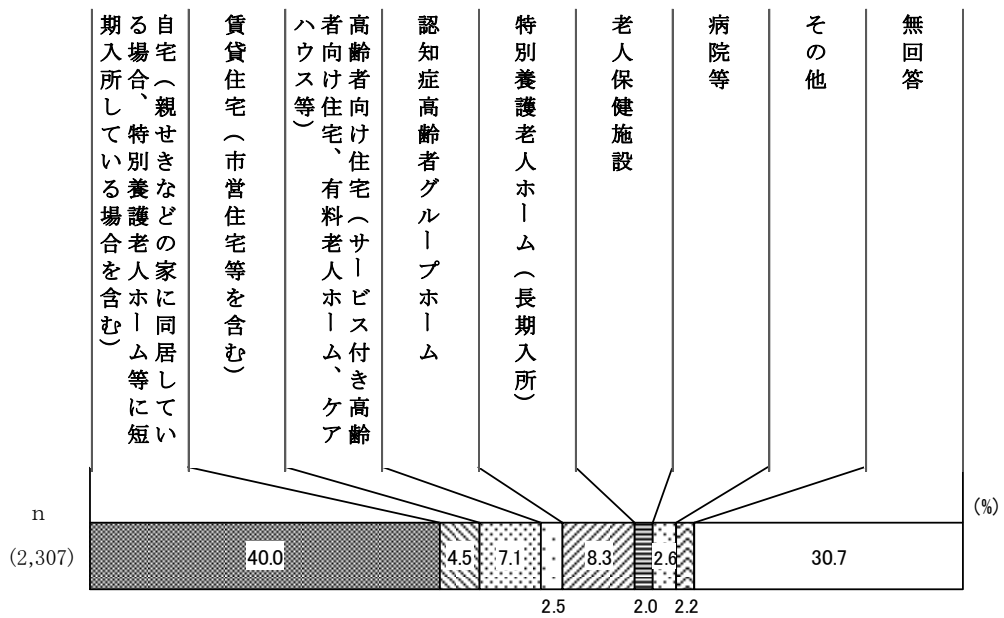
今後利用したい、増やしたいと思う在宅サービス（複数回答）

今後利用したい、あるいは増やしたいと思う在宅サービスは、「短期入所生活介護・療養介護（ショートステイ）」（18.4%）が最も多く、次いで、「通所介護（デイサービス）」（17.4%）、「福祉用具貸与」（14.6%）、「訪問介護（ホームヘルプサービス）」（12.7%）、「通所リハビリテーション（デイケア）」（12.1%）、「福祉用具購入費の支給」（10.1%）となっています。



今後介護を受けたい場所

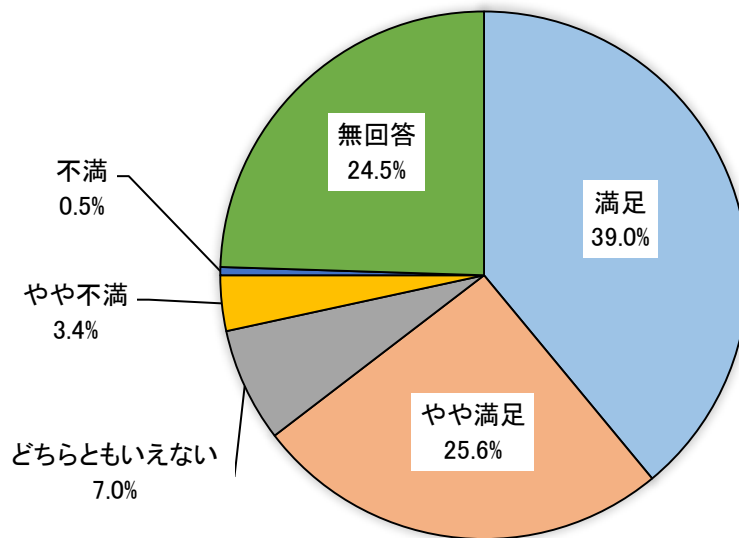
今後介護を受けたい場所は、「自宅（親せきなどの家に同居している場合、特別養護老人ホーム等に短期入所している場合を含む）」（40.0%）が最も多く、次いで、「特別養護老人ホーム（長期入所）」（8.3%）、「高齢者向け住宅（サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、ケアハウス等）」（7.1%）となっています。



在宅サービスの質や内容に対する満足度

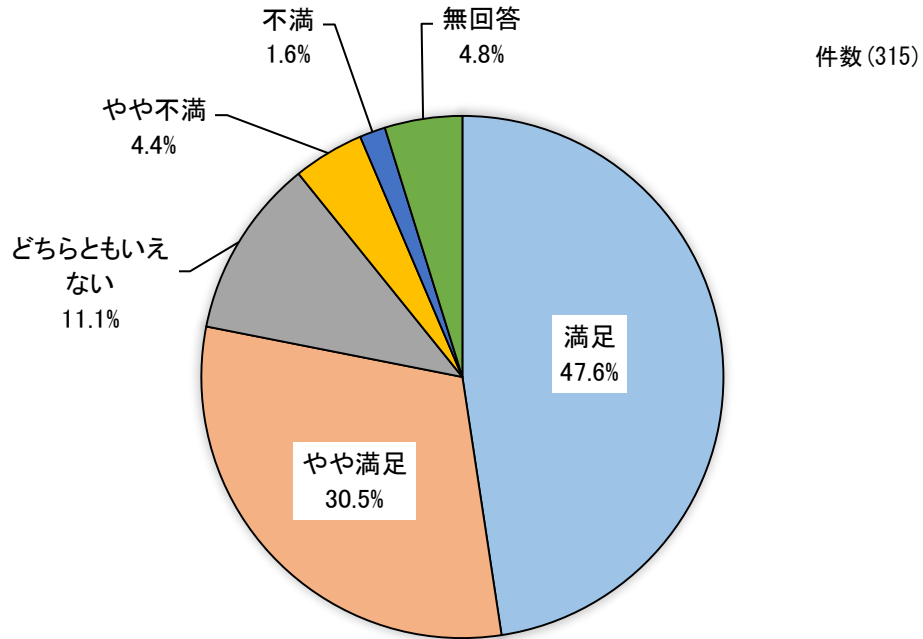
現在利用している在宅サービスの質や内容に対する満足度は、「満足」(39.0%)と「やや満足」(25.6%)を合わせた『満足』が64.6%となっています。一方、「不満」(0.5%)と「やや不満」(3.4%)を合わせた『不満』は3.9%となっています。

件数(1,660)



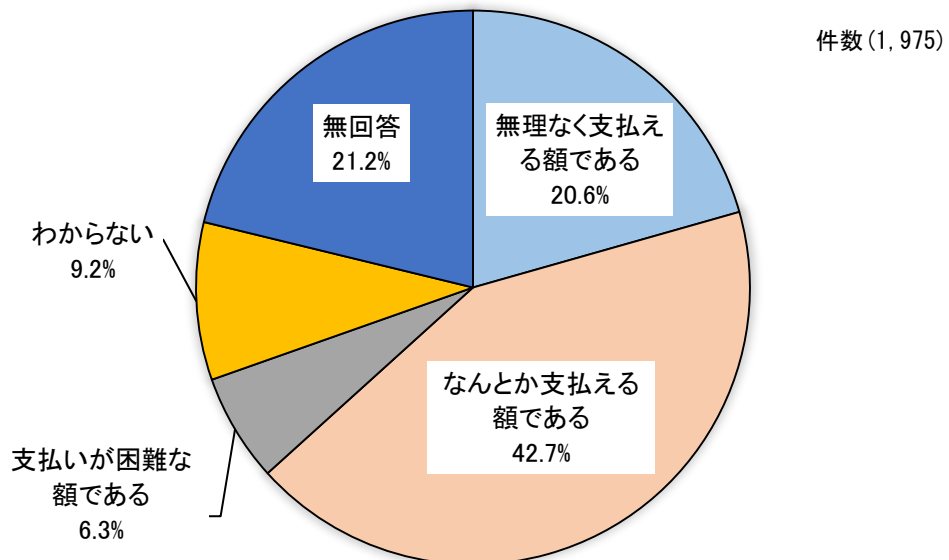
施設サービスの満足度

現在受けている施設サービスの満足度は、「満足」（47.6%）と「やや満足」（30.5%）を合わせた『満足』が78.1%となっています。一方、「不満」（1.6%）と「やや不満」（4.4%）は合わせた『不満』は6.0%となっています。



介護サービスを利用する際の利用者負担の負担感

利用者負担の負担感は、「なんとか支払える額である」（42.7%）と「無理なく支払える額である」（20.6%）を合わせた『支払える』は63.3%となっています。一方、「支払いが困難な額である」は6.3%となっています。



3 前計画の総括

(1) 前計画の基本目標と施策の体系

【仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】

基本目標

高齢者がその尊厳を保ち、健康で生きがいを感じながら、
社会を支え続けるとともに、支援が必要になっても地域で安心して
暮らすことができる社会の実現を目指します

※下線部：本市が目指す地域包括ケアシステム

施策の体系

【方向1】健康で生きがいを感じながら活躍し続けられるために

(施策1) 健康と元気でいられる環境づくり

(施策2) 知識・経験や能力を生かして活躍し続けられる機会の充実

【方向2】住み慣れた地域で暮らし続けることができるために

(施策3) 必要な支援を得ながら自立した生活を続けられる体制づくり

(施策4) 地域の資源やつながり、専門職の連携を生かした地域の支え合いへの支援

(施策5) 認知症の人が安心して暮らせるまちづくり

【方向3】介護サービス基盤が充実し、それを支える人材が確保されるために

(施策6) 介護サービス基盤の整備

(施策7) 高度化する介護ニーズへ対応できる人材の確保

(2) 前計画の主な取り組み状況及び取り組みの評価と課題

方向1 健康で生きがいを感じながら活躍し続けられるために

【施策1】 健康と元気でいられる環境づくり

地域包括支援センターによる介護予防教室の実施や、介護予防自主グループの育成・支援など、介護予防の取り組みを着実に進めました。

<介護予防に積極的に取り組める環境の整備>

【介護予防事業対象者把握】

	平成30年度	令和元年度
豊齢チェックリスト送付者数 (うち返送者数)	30,470人 (19,827人)	30,091人 (19,437人)
把握者数	6,522人	6,404人

○70歳・75歳・80歳に到達した高齢者に豊齢力チェックリストを送付することで、生活機能の低下により、要介護・要支援状態になる可能性の高い虚弱な方を把握し、早期に介護予防の支援につなげる取り組みを進めてきました。今後、75歳以上の後期高齢者が大きく増加することが見込まれており、フレイル予防や介護予防の取り組みのさらなる推進が必要です。

【通所型短期集中予防サービス（元気応援教室）】

	平成30年度	令和元年度
参加者数（延べ）	250人	200人

○通所型短期集中予防サービス（元気応援教室）は、総合事業への移行後、利用者数が減少しています。また、これまでの事業は、主に身体機能の改善を目的とした支援であったことから、本人の生活の自立には必ずしもつながるものではありませんでした。身体機能のみならず、生活機能の改善にもつなげていくなど、利用者のニーズに応じた事業の見直しが必要です。

【地域包括支援センターによる介護予防教室】

	平成30年度	令和元年度
開催回数	1,039回	1,009回
参加者数（延べ）	15,839人	16,154人

【介護予防自主グループ育成・支援】

	平成30年度	令和元年度
活動グループ数	230グループ	234グループ

○介護予防教室は、地域包括支援センターが地域とのつながりを強化しながら、地域のニーズを把握したうえで、住民に参加を呼びかけたことなどにより、参加者数が増えています。介護予防自主グループも微増の状況ですが、活動を支えるサポーターの高齢化などにより、活動の継続が困難になっているグループもあり、担い手の育成が急務です。また、地域をつなぐを生かした介護予防の取り組みがより進むよう、住民主体の通いの場など、身近な場所で継続して活動できる環境の充実を図っていく必要があります。

〔施策2〕 知識・経験や能力を生かして活躍し続けられる機会の充実

老人クラブをはじめとする各種活動団体への支援やシルバー人材センターによる就業機会の提供、仙台市生涯現役促進協議会による就労支援を通じ、社会参加活動を促進したほか、敬老乗車証制度の運用による外出支援などを進めました。

<多彩な生涯学習の展開>

〔豊齢学園や老人福祉センターにおける学習機会の提供等〕

	平成30年度	令和元年度
豊齢学園における生涯学習と社会貢献を担う人材育成（修了者）	148人	116人
老人福祉センターにおける「趣味の教室」の開催（平均利用人数／回）	14.5人／回	14.8人／回

○豊齢学園では、多様な学びのニーズに応じた学習機会を提供するため各種講座を実施するとともに、老人福祉センターでは、高齢者のさまざまな活動を支援する講座である「趣味の教室」の開催やサークル活動の場の提供を行っています。こうした各種活動を通じて地域や社会での活躍の場につなげる取り組みを進めてきましたが、参加者が伸び悩んでおり、参加を促進するために、各種講座の見直しや工夫などに取り組む必要があります。

<社会参加活動の促進>

〔老人クラブにおける活動の促進〕

	平成30年度	令和元年度
老人クラブへの助成（助成団体数）	440団体	427団体

○老人クラブへの助成により、社会奉仕活動や生きがいと健康づくりの活動を支援してきましたが、クラブ数や会員数が減少しており、活動内容の周知など、活動継続に向けた支援が必要です。

〔シルバー人材センター等による就業機会の提供等〕

	平成 30 年度	令和元年度
シルバー人材センターによる臨時的・短期的な就業機会の提供（契約金額・件数）	1,150,923 千円 7,537 件	1,166,371 千円 7,606 件
就労を希望する高齢者への求人情報の提供等マッチング支援（相談件数） ※令和元年度より事業開始	—	464 件

○シルバー人材センターによる就業機会の提供のほか、令和元年度からは仙台市生涯現役促進協議会による高齢者の雇用・就業相談の実施や合同説明会の開催など、高齢者の就労促進に向けて取り組みました。今後も少子高齢化が進展する中で、働く意欲のある高齢者のニーズに応じた就業機会の創出に向けた取り組みを進める必要があります。

〔高齢者の外出支援〕

	平成 30 年度	令和元年度
敬老乗車証の交付（交付者数）	121,893 人	129,722 人

○敬老乗車証制度は、高齢者の外出を支援し、社会参加を促進する目的で実施しており、年間 10 万人を超える方が交付を受けています。高齢化の進展により交付対象者が増加することが見込まれる中、将来にわたる安定的な制度運用が求められます。

方向 2 住み慣れた地域で暮らし続けることができるために

〔施策 3〕 必要な支援を得ながら自立した生活を続けられる体制づくり

地域において支え合い活動を行うボランティア団体などに対する助成事業を実施したほか、在宅生活を希望する高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、各種の在宅支援サービスを継続的に実施しました。

＜在宅生活を支える多様な支援＞

〔在宅支援サービスの提供〕

	平成 30 年度	令和元年度
介護用品支給事業（件数）	6,760 件	6,302 件
食の自立支援事業（延べ配食数）	299,990 食	301,916 食
緊急ショートステイ（利用日数）	228 日	178 日

○在宅生活を支えるサービスとして、介護用品支給や食の自立支援サービス、緊急ショートステイなどを継続的に実施していますが、今後も高齢者の増加が見込まれる中で、ニーズを踏まえた各種サービスの安定した提供が必要です。

<安心できる暮らしの確保>

〔在宅高齢者世帯調査の実施〕

	平成 30 年度	令和元年度
回答者数（回答率）	100,008 人(94.9%) 全数調査	11,420 人(93.0%) 一部調査

〔災害時要援護者情報の登録〕

	平成 30 年度	令和元年度
登録者数	13,021 人	12,397 人

〔消費生活センターによる出前講座の実施〕

	平成 30 年度	令和元年度
実施回数	36 回	37 回
参加者数（延べ）	1,126 人	1,102 人

○高齢者の安心できる暮らしの確保のため、災害時に援護が必要となる方の情報登録など、支援のために必要な情報の把握に努めたほか、消費者被害防止のために、消費生活センターの出前講座などにより、啓発や知識の普及に努めてきました。ひとり暮らしや高齢者のみ世帯の増加を踏まえ、災害に備えた助け合いの体制づくりの促進や消費者被害の防止などに引き続き取り組んでいく必要があります。

<高齢者の虐待防止と権利擁護の推進>

〔高齢者虐待の相談への対応〕

	平成 30 年度	令和元年度
対応件数	259 件	279 件

○高齢者虐待の防止に向け、地域包括支援センターと協力して関係機関のネットワークづくりを進め、相談への対応などを行いました。今後も関係機関のネットワークを生かした効果的な虐待防止の対応を引き続き進めるほか、認知症高齢者の増加などによりニーズの増大が見込まれる成年後見制度の周知・啓発等、高齢者の権利擁護に向けた取り組みをさらに進めていく必要があります。

<高齢者の居住環境の整備>

〔高齢者住宅改造費補助金交付事業〕

	平成 30 年度	令和元年度
交付件数	9 件	12 件

〔サービス付き高齢者向け住宅の登録〕

	平成 30 年度	令和元年度
累計登録件数(戸数)	54 件(1,793 戸)	56 件(1,880 戸)

○身体機能の低下などにより居宅の改造が必要となった場合の工事費の助成のほか、バリアフリー構造の住宅に安否確認や生活相談などのサービスを備えた高齢者向け住宅の整備を進めてきました。ひとり暮らしや高齢者のみ世帯の増加を踏まえ、今後も、情報提供など利用促進に向けた取り組みを進めていく必要があります。

〔施策 4〕 地域の資源やつながり、専門職の連携を生かした地域の支え合いへの支援

地域包括支援センターは、地域における高齢者支援の拠点としての役割を担っており、平成 30 年度より 2 センター増設して 52 センターとしたほか、地域包括ケアシステムの中核としての役割を十分担えるよう、担当圏域の高齢者人口を踏まえて職員を増員するなど体制を強化し、地域の支え合い体制づくりなどを進めています。

また、地域包括支援センターや区が中心となって地域ケア会議を開催し、個別事例の課題解決や関係機関のネットワークづくりを進めています。

＜地域の見守りや支え合い活動の充実に向けた支援＞

〔地区社会福祉協議会による見守り活動〕

	平成 30 年度	令和元年度
安否確認回数(延べ)	535,068 回	559,432 回

○地区社会福祉協議会のほか、老人クラブや民生委員児童委員などによる見守り活動を進めました。今後とも、高齢者が地域で安心して暮らすことができるよう、見守り活動など地域の支え合い活動を推進する必要があります。

＜専門職の力を生かした高齢者の在宅生活の支援＞

〔在宅医療・介護関係者を対象とした相談窓口の運営〕

	平成 30 年度	令和元年度
相談件数(延べ)	18 件	43 件

○地域の医療・介護関係者や地域包括支援センター等を対象とした在宅医療・介護連携に関する相談窓口を設置し、課題の解決に向けた情報提供や助言等を行ってきました。今後ともこうした取り組みを通じて、高齢者の生活を支える在宅療養体制の充実に向けて、かかりつけ医も含めた医療職、介護職、行政機関等の連携強化を進めていく必要があります。

〔地域ケア会議（※）の開催〕

	平成 30 年度	令和元年度
地域包括支援センター主催の会議	306 回	261 回
区主催の会議	36 回	42 回

（※）個別事案の検討や関係機関のネットワーク及び地域づくりを進めるために、地域の課題を多職種で共有し、解決に向けた検討を行うための会議

○地域包括支援センターや区役所などで各種の地域ケア会議を開催しており、令和元年度は新型コロナウイルス感染症の影響により開催を見合わせた会議もありましたが、着実に回数を重ねています。今後は個別事案の検討の積み重ねから、地域の課題の把握、解決にまでつながるよう、各種会議の連携を意識し、充実を図っていく必要があります。

＜地域包括支援センターによる支援の充実＞

〔地域包括支援センターの運営〕

	平成 30 年度	令和元年度
設置数	52 か所	52 か所
相談件数（延べ）	54,688 件	58,507 件

○高齢化の進展に伴い高齢者に関する課題が複雑化する中、地域包括支援センターへの相談件数が増加しています。引き続きセンターがその役割を十分に担えるよう支援の充実などを図っていく必要があります。

〔施策 5〕 認知症の人が安心して暮らせるまちづくり

認知症の人とその家族への支援として、サービスや支援についての情報をまとめた認知症ケアパスの作成や、認知症の人やその家族が地域の人や専門職と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う認知症カフェの設置を推進したほか、認知症初期集中支援推進事業の実施による早期診断・早期対応体制の整備に取り組みました。

また、認知症地域支援推進員を地域包括支援センターなどに配置し、認知症の人やその家族を支えるための取り組みを地域で展開しているほか、累計 9 万人を超える認知症サポーターを養成しました。

<認知症の人や家族の視点に立った支援の充実>

〔認知症ケアパス（※）の作成〕

	平成 30 年度	令和元年度
全市版ケアパス	20,000 部増刷	20,000 部増刷
地域版ケアパス	全地域包括支援センターにて作成	全地域包括支援センターにて作成
個人版ケアパス	20,000 部増刷	20,000 部増刷

（※）全市版：認知症発症後の容態に応じた医療・介護サービスの標準的な情報を掲載

地域版：地域包括支援センターが認知症に係るさまざまな地域資源の情報を掲載

個人版：認知症への不安を感じている人や診断を受けた人に対する情報を掲載

- 「全市版・地域版・個人版」の3種の認知症ケアパスを作成し、認知症の人や家族等の意見も聞きながら、必要とする方へ届くよう配置先を拡充してきました。今後も各ケアパスの掲載内容については適宜更新を行い、効果的な配布及び活用方法について、検討していく必要があります。

〔認知症初期集中支援チームによる支援〕

	平成 30 年度	令和元年度
対応する地域包括支援センター数	52 か所	52 か所
相談件数（実数）	62 件	74 件
うち訪問件数（実数）	54 件	67 件

- 認知症初期集中支援チームによる早期対応等を進め、認知症初期の段階で対応した件数が増加しています。引き続き、かかりつけ医や認知症サポート医、認知症疾患医療センター等の連携により、早期の相談・診断・対応を行っていく必要があります。また、若年性認知症の人に対する支援についても、関係機関と連携しながら相談体制の充実などに向けた取り組みの検討が必要です。

<認知症に対する理解と地域での支え合いの促進>

〔認知症の人や家族が集える場の設置〕

	平成 30 年度	令和元年度
認知症カフェタイプ	66 か所	79 か所
家族交流会タイプ	16 か所	17 か所
本人中心のタイプ	5 か所	5 か所

- 認知症の人やその家族が地域の人や専門職と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う認知症カフェの設置に取り組み、令和元年度末時点の設置数は市内101か所となりました。引き続き設置を進めるとともに、地域で安定したカフェの運営ができるように支援を継続する必要があります。

〔認知症サポーター養成講座の実施〕

	平成 30 年度	令和元年度
養成人数	11,421 人	8,108 人

○認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を暖かい目で見守る認知症サポーターを養成し、令和元年度末に累計9万人を超えました。引き続きサポーター養成を進めるとともに、認知症の人の気持ちを理解し、認知症の人と一緒に活動するための認知症パートナーを養成し、認知症の人が活躍できる機会の創出などを通じ、認知症との共生や備えに向けた取り組みを進める必要があります。

〔認知症地域支援推進員の配置〕

	平成 30 年度	令和元年度
配置数	124 人	145 人

○認知症地域支援推進員を全ての地域包括支援センターに配置し、認知症の容態の変化に応じた適切なサービスが提供されるよう、医療機関や関係機関等の連携を図るための支援及び認知症の人やその家族への相談業務を行ってきました。今後も認知症の人の増加が見込まれる中、支援の強化を図っていく必要があります。

方向3 介護サービス基盤が充実し、それを支える人材が確保されるために

〔施策6〕 介護サービス基盤の整備

介護保険施設の整備状況は下記のとおりです。

〔介護保険施設整備状況（定員・事業所数）〕

（※令和3年1月1日時点の実績）

	平成30年度末 （初年度）	令和元年度末 （2年目）	令和2年度 （最終年度）		第7期 目標数	第7期 選定数
	定員	定員	定員 （※）	目標定員	定員	定員
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム） 〔広域型〕 〔地域密着型〕	5,031人 (4,625人) (406人)	5,241人 (4,835人) (406人)	5,249人 (4,843人) (406人)	5,392人	850人分	707人分
介護老人保健施設	3,480人	3,480人	3,579人	3,580人	100人分	99人分
認知症高齢者グループホーム	2,033人	2,096人	2,141人	2,159人	180人分	162人分
小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護	56事業所	58事業所	58事業所	64事業所	12事業所	6事業所
特定施設入居者生活介護	2,621人	2,736人	2,726人	2,816人	300人分	220人分

○特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの介護サービス基盤整備については、ほぼ計画どおりに進捗しています。

○地域密着型サービスについては、認知症高齢者グループホームの整備がほぼ計画どおりに進捗しているのに対し、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所は計画数に達していません。引き続き、日常生活圏域におけるサービスが提供できるよう整備を進めていく必要があります。

〔事業所への指導監査等〕

	平成30年度	令和元年度
介護施設等への指導実施数	90事業所	89事業所
〃 への監査実施数	13事業所	9事業所
居宅サービス事業所への指導実施数	220事業所	205事業所
〃 への監査実施数	10事業所	3事業所

○施設等への指導監査や立入検査などにより、サービスの質の確保と向上を図っており、施設の整備と合わせて引き続き取り組みを進める必要があります。

〔施策7〕 高度化する介護ニーズへ対応できる人材の確保

介護事業所への指導監査を通じて、事業所職員の勤務実態などの把握と適切な指導助言に努めているほか、介護関係職員を対象とした研修を実施し、職員のスキルアップや業務効率化などに向けた支援を行いました。

また、関係機関と連携した合同企業説明会を開催するなどの新規人材確保への取り組みや、小学生向け出前講座を実施するなどの若い世代の職業意識の醸成に取り組みました。

＜サービスを担う人材の確保等＞

〔事業所への指導監査等〕（再掲）

	平成30年度	令和元年度
介護施設等への指導実施数	90事業所	89事業所
〃 への監査実施数	13事業所	9事業所
居宅サービス事業所への指導実施数	220事業所	205事業所
〃 への監査実施数	10事業所	3事業所

○介護事業所への指導監査を通じ、職員の勤務実態等の把握と適切な指導・助言に努めているほか、国に対しては、指定都市市長会、宮城県市長会等を通じて、適切な介護報酬水準の確保などを要望しており、職員の働きやすい環境づくりに向けて引き続き取り組んでいく必要があります。

〔介護人材の資質の向上への取り組み〕

	平成30年度	令和元年度
ケアマネジャー等に対する研修の開催数	7回	6回
〃 の参加者数	1,621人	1,520人

〔介護事業者におけるキャリアパスに関する計画の策定状況〕

	平成30年度	令和元年度
策定件数（本市が把握している件数）	352件	384件

〔ICTの活用による業務効率化に向けた取り組み〕

	平成30年度	令和元年度
ICT導入定着等に向けたセミナーの開催数	6回	1回
〃 の参加者数	69人	23人

○介護職員、介護支援専門員、地域包括支援センター職員等に対する研修を実施し、職員のスキルアップやキャリアパスの確立に向けた事業所の取り組みを支援したほか、業務効率化に向け、ICTの活用支援に取り組みました。今後も多様化・高度化する介護ニーズを踏まえ、職員が必要な知識や経験を身に付けながら、意欲を持って働き続けることのできる環境づくりに向けた取り組みが必要です。

〔関係機関や経済団体等と連携した人材確保の取り組み〕

	平成 30 年度	令和元年度
合同企業説明会・面接会等の開催回数	6 回	3 回
” の参加者数	2,070 人	2,065 人

〔小学生向け出前講座及び中学生における職場体験活動の実施〕

	平成 30 年度	令和元年度
出前講座の実施回数	1 回	2 回
職場体験の受入事業所数	144 事業所	143 事業所

○関係機関と連携し、企業説明会を開催するなど新規人材確保の取り組みを行ったほか、若い世代の職業意識の醸成のため、小学生向け出前講座の実施や中学生における職場体験の受入事業所の参加促進に取り組みました。今後も介護現場への人材の活用を促すため、介護の仕事の魅力向上などに向けて取り組む必要があります。

4 高齢者保健福祉施策を推進していく上での課題等

(1) 前計画の課題

高齢者を取り巻く現状と前計画の実績を踏まえた課題は、以下のとおりです。

①健康寿命の延伸及び介護予防・健康づくりに向けた取り組みの強化

今後も平均寿命が延びることが見込まれる中で、心身ともに健康な生活を送ることができるよう、高齢者の健康に対する意識の啓発に努め、フレイル予防や介護予防に積極的に取り組むことのできる環境の整備や活動への支援を行うなど、健康寿命の延伸に向けた取り組みが必要です。

②生きがいを感じながら生涯活躍し続けることができる環境の整備

地域や社会における高齢者の役割への期待が高まる中で、自身の知識や経験などを生かすことができる機会づくりに加えて、知識や経験などの有無に関わらず、地域や社会との関わりを持ちながら、元気に活躍し続けることができる

多様な活動の機会の充実が必要です。

③自立した生活を続けるための多様なニーズに応じたサービスの提供

日常生活上の支援が必要になっても自身の希望や状態に応じたサービスが提供されることで、安心して暮らし続けることができるよう、高齢者や介護する家族のニーズに応じたさまざまな支援に加え、多様な住まいの確保などの取り組みを進めていくことが必要です。

④地域のつながりの強化・支え合いの体制の強化

高齢者が地域で安心して暮らしていくために、地域の見守り体制の充実を図るとともに、医療・介護分野をはじめとする専門職や関係機関における人的資源などを幅広く結びつける取り組みを進めていくことが必要です。

⑤認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

認知症の人が希望を持って自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症を理解し、認知症の人やその家族の視点に立った支え合いの充実や、認知症になっても社会で活躍することができる場や機会づくりなどの環境の整備が必要です。

⑥効果的な介護サービス基盤の整備

誰もが、住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、在宅サービスや地域密着型サービスの充実に努めつつ、在宅で常時の介護を受けることが困難な方のための介護保険施設の整備を図るとともに、サービスの質を確保し、適切なサービスが提供されるよう介護保険施設・事業所への支援を行うことが必要です。

⑦多様な介護人材の確保と働きやすい環境づくり

将来の生産年齢人口の急激な減少を見据え、介護現場における業務仕分けや介護助手の活用を通じて多様な人材を確保するとともに、ICTの活用をはじめとする業務の効率化などにより、介護人材が働きやすい環境づくりを推進することが必要です。

(2) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

「地域共生社会」は、国が掲げる今後の福祉改革を貫く理念であり、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をと

もに創っていく社会を目指すものです。

地域共生社会の実現に向けては、包括的な支援体制の整備が求められておりますが、これは、前計画を踏まえた今後の課題にも通じるものであり、本計画では、以下の視点を踏まえた高齢者福祉施策の推進に取り組みます。

○相談支援

健康づくりや介護に関する問題のほか、障害や貧困など複雑な課題を抱える高齢者世帯を支援するため、地域包括支援センターの相談支援機能の充実・強化などの取り組みが必要です。

○参加支援（つながりや参加の支援）

ボランティア活動、地域活動等の支援や高齢者の多様なニーズに応じた就業機会の提供など、高齢者が活躍できる環境を整備することで、高齢者の多様な社会参加の促進に向けた取り組みが必要です。

○地域づくりに向けた支援

地域の実情に応じた高齢者の見守りや支え合いの体制づくりを進めるために、地域の多様な関係機関の連携を図りながら、担い手の育成や活動への支援を行う必要があります。

(3) 新型コロナウイルス感染症への対応

令和2年には、世界的に新型コロナウイルス感染症が拡大し、外出自粛や「新しい生活様式」を踏まえた行動の変化などにより、市民生活や地域経済に大きな影響をもたらしました。感染症の収束が見通せない中、引き続き感染防止を図りながら、高齢者の健康維持・介護予防、地域における在宅支援サービスの提供や支え合い活動を継続するとともに、高齢者福祉施設などにおける感染防止対策に取り組んでいく必要があります。

第3章 基本目標・施策の体系

1 基本目標

本計画では、「仙台市基本計画」に掲げる目指す都市の姿や「(仮称) せんだい支えあいのまち推進プラン」をはじめとした本市の関連計画、平成30年度から令和2年度までを計画期間とする前計画を踏まえ、次の基本目標を掲げます。

高齢者が健康で生きがいを感じながら、社会を支え続けるとともに、地域で安心して誰もが自分らしく暮らすことができる社会の実現を目指します。

支援が必要になっても、高齢者が地域で安心して自分らしく暮らし続けるためには、日ごろから市民一人ひとりが自立した生活を送ることができるよう、自ら介護予防や健康づくりなどの活動に取り組むとともに、支援が必要な人を地域で支える仕組みや、地域の特性に合った公的なサービスによる支援が、それぞれ関連しあって提供されることが必要です。

そのためには、住民をはじめ、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、町内会、老人クラブ、ボランティア団体やNPO、医療・福祉・介護の専門職、行政などが一体となって、地域全体で取り組みを進めていくことが重要であり、本市においては、中学校区を基本とする日常生活圏域において、それぞれの地域の実情に応じた、地域包括ケアシステムの実現を目指します。

■市民一人ひとりの取り組み

介護予防・健康づくりを通じたセルフケアや軽運動のほか、就労やボランティア等の社会参加活動など

■みんなで支える取り組み

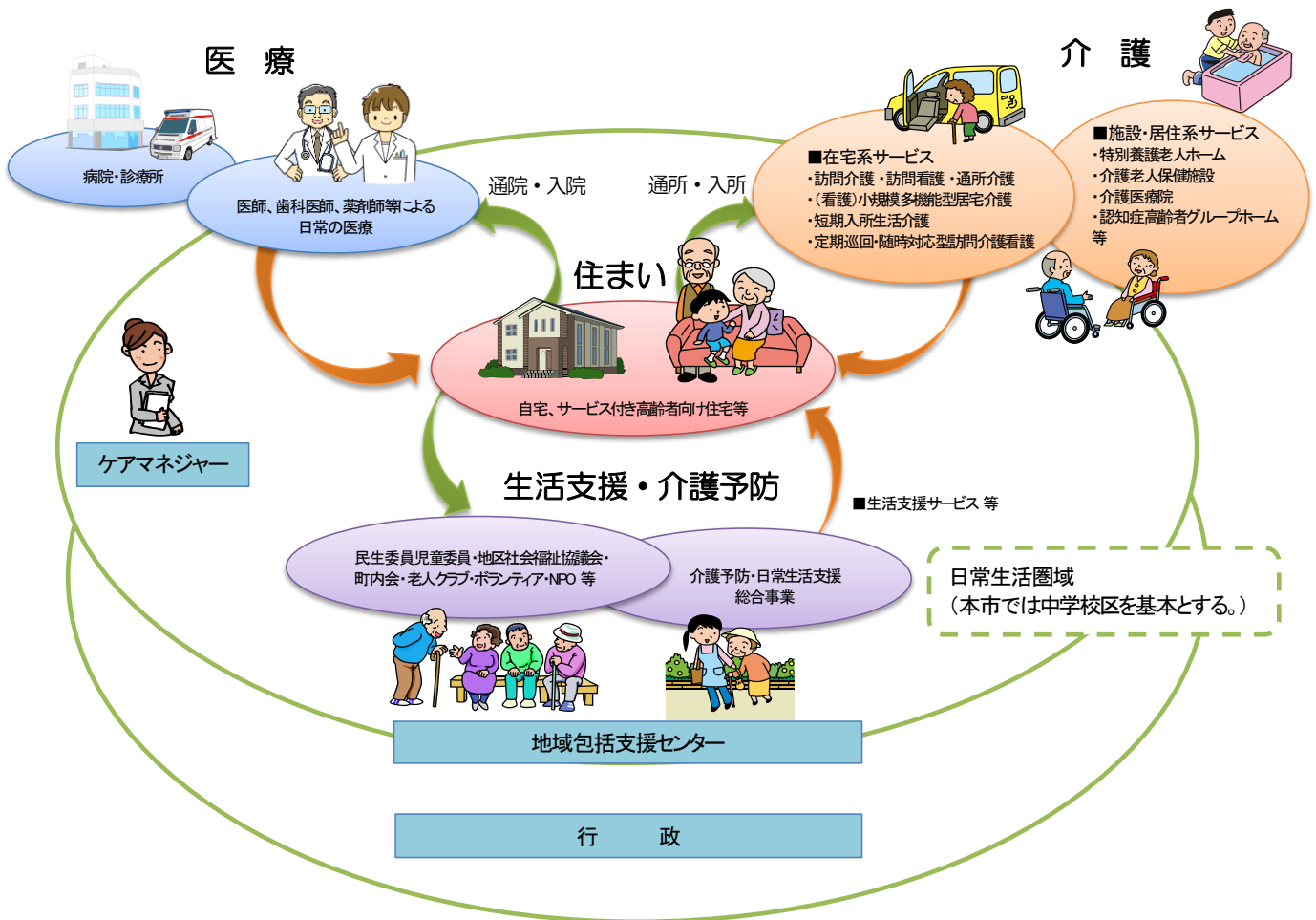
ボランティア活動、見守り・ちょっとした助け合い、地域などにおける自主的な集いの場の運営、専門職を含めた地域の支え合いのネットワークなど

■本市の取り組み

介護保険・医療保険・福祉サービスの提供、高齢者の生きがいづくり、継続的な就労の支援、市民一人ひとりの取り組みやみんなで支える取り組みを推進するための環境整備・支援など

《地域包括ケアシステムについて》

急速に社会全体の高齢化が進行していく中で、団塊の世代が全員 75 歳に達する令和 7（2025）年に向けて、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び日常生活の支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムが求められています。



出典：平成25年3月 地域包括ケア研究会報告書
(厚生労働省ホームページ)をもとに作成

2 施策の体系

高齢者保健福祉施策を推進していく上での課題等（39～41 頁）を踏まえ、前計画の施策体系に引き続き、「3つの基本的な方向」のもと「7つの施策」を軸として、基本目標の実現に向けて取り組んでいきます。

【方向1】健康寿命を延伸するとともに社会で活躍し続けるために

今後も平均寿命が延びることが見込まれる中、「できるだけ長く健康でいたい」というのは誰しもの願いです。

また、高齢者がいつまでも元気に、生きがいを持って活躍することは、社会の活力の源になります。

明るく活力に満ちた高齢社会の実現に向けて健康寿命を延伸し、生活の質（QOL：Quality of Life）の維持・向上を図るために、高齢者の健康づくりや生きがいづくりに取り組みます。

（施策1）高齢者の健康と元気を応援する地域づくりや活動への支援の充実

高齢になってもできるだけ長く心身ともに健康な生活を送れるよう、フレイル予防や介護予防に自主的に取り組むことができる身近な通いの場などの環境の整備や活動の支援に加えて、適度な運動や生活習慣病の対策などを踏まえた健康づくりを介護予防と保健事業の一体的な実施により推進します。

（施策2）高齢者が生涯活躍することのできる環境の整備

高齢者が、知識や経験、能力を生かし、あるいは、知識や経験などの有無に関わらず、元気に活躍し続けられるよう、多彩な学びの機会の提供や、高齢者への就労支援、ボランティア活動、地域活動等への支援など、高齢者の生きがいづくりや社会参加の取り組みを進めます。

【方向2】共に支え合い安心して暮らし続けるために

高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯のさらなる増加が見込まれる中、日常生活上の支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境を整えることが一層求められています。

地域の支え合いを深めるために、住民同士のつながりや、その地域で活動する団体などの資源を生かしながら、地域の特性や実情に応じた見守りや体制づくりに引き続き取り組みます。

さらに、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症になっても住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、周囲や地域の協力のもと、できないことをさまざまな工夫で補いつつ、できることを活かして希望や生きがいを持って自分らしく暮ら

し続けるために、認知症の本人やその家族の視点を重視した認知症施策の推進を図ります。

(施策3)自立した生活を続けるための生活支援体制づくりの強化

日常生活上の支援が必要になっても、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域のカも活用した多様な生活支援サービスを提供するとともに、高齢者の尊厳を保持するため、虐待防止や成年後見制度の利用促進などの権利擁護の取り組みを進めます。また、高齢者が心身の状態やライフスタイルに応じて、適切な住まいと住まい方を選択できるよう、居住環境の整備に取り組みます。

(施策4)地域の多様な主体が連携する地域ネットワークづくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域における支え合いの体制づくりに引き続き取り組み、地域の住民や活動団体等による見守り活動の充実に向けた支援を進めます。また、地域包括支援センターによる支援の充実とともに、医療や介護をはじめとするさまざまな専門職や関係機関等の連携強化を図り、関係する全ての人が「我が事」として「丸ごと」つながることで暮らしを支えることのできる地域ネットワークづくりを推進します。

(施策5)認知症の人が希望を持って自分らしく暮らし続けることができる取り組みの推進

認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、身近なものとして認知症の理解促進を図るとともに、認知症の人が希望や生きがいを持って自分らしく暮らし続けることができるよう、活躍できる場や機会をつくる取り組みを推進するなど、当事者や家族の視点を重視しながら「共生」と「備え」を柱として、認知症施策を推進します。

【方向3】介護サービス基盤の充実と介護人材の活躍を支えるために

高齢者人口が増加することに伴う介護サービス需要の増加に対して、地域の特性を踏まえ、効果的な介護サービスの提供体制を整備するとともに、サービスを支える介護人材の確保と質の向上、さらに、介護現場の業務効率化など働きやすい環境づくりを進めます。

(施策6)効果的な介護サービス基盤の整備

介護サービスの需要を中長期的に踏まえ、高齢者が適切な介護サービスを受けられることができるよう、サービス基盤の整備を進めます。特別養護老人ホームなどの施設サービスや認知症高齢者グループホームなどの地域密着型サービスについては、高齢者人口の中長期的な動向や、地域の実情を踏まえつつ、サービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホームの設置状況も考慮し、計画的な整備に努めます。

また、提供されるサービスの質を確保するため、事業所・施設への支援を継続的に行います。

さらに、大規模災害の発生や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、避難訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、感染症対策に必要な物資の備蓄など、継続してサービスが提供できる体制づくりに取り組みます。

(施策7)多様な介護人材の確保・育成と働きやすい環境づくりの推進

将来にわたって介護人材が確保され、質の高いサービスが安定的に提供されるよう、多様な人材の活用など介護人材のすそ野を広げる取り組みや介護職員のキャリア形成、スキルアップへの支援を進めます。

また、業務の効率化を図ることにより、介護現場の生産性を高めるとともに、介護職員の業務負担を軽減し、働きやすい環境づくりを推進します。

《基本目標と施策の体系》

【仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】

基本目標

高齢者が健康で生きがいを感じながら、社会を支え続けるとともに、
地域で安心して誰もが自分らしく暮らすことができる社会の実現を目指します

施策の体系

【方向1】健康寿命を延伸するとともに社会で活躍し続けるために

(施策1) 高齢者の健康と元気を応援する地域づくりや活動への支援の充実

(施策2) 高齢者が生涯活躍することのできる環境の整備

【方向2】共に支え合い安心して暮らし続けるために

(施策3) 自立した生活を続けるための生活支援体制づくりの強化

(施策4) 地域の多様な主体が連携する地域ネットワークづくりの推進

(施策5) 認知症の人が希望を持って自分らしく暮らし続けることができる取り組みの推進

【方向3】介護サービス基盤の充実と介護人材の活躍を支えるために

(施策6) 効果的な介護サービス基盤の整備

(施策7) 多様な介護人材の確保・育成と働きやすい環境づくりの推進

各 論

第4章 高齢者保健福祉施策の推進

高齢者保健福祉施策の体系

【方向1】健康寿命を延伸するとともに社会で活躍し続けるために

【施策1】高齢者の健康と元気を応援する地域づくりや活動への支援の充実

- (1) 介護予防・健康づくりに積極的に取り組むことのできる環境の整備
 - ①一人ひとりの介護予防・健康づくりの取り組み
 - (ア) からだの健康づくり
 - (イ) こころの健康づくり
 - ②地域での介護予防の取り組みを推進するための環境づくり
- (2) スポーツ活動への支援

【施策2】高齢者が生涯活躍することのできる環境の整備

- (1) 多彩な生涯学習の展開
 - ①学習機会の提供
 - ②文化活動への支援
- (2) 社会参加活動の推進

【方向2】共に支え合い安心して暮らし続けるために

【施策3】自立した生活を続けるための生活支援体制づくりの強化

- (1) 暮らしを支える多様な支援
 - ①相談・支援体制の整備
 - ②日常生活を支援するサービスの提供
 - ③介護家族への支援
- (2) 安心できる暮らしの確保
 - ①災害対応力の強化
 - ②消費者被害防止・交通事故防止に向けた啓発等
- (3) 高齢者の虐待防止と権利擁護の推進
 - ①高齢者虐待の防止
 - ②高齢者の権利擁護
- (4) 適切な住まいと住まい方を選択できる体制づくり
 - ①多様な居住環境の整備
 - ②住まいの選択・確保の支援

【施策4】地域の多様な主体が連携する地域ネットワークづくりの推進

- (1) 地域の見守りや支え合い活動の充実に向けた支援

- ①地域の支え合いに関する啓発等と担い手の育成
- ②地域の支え合いの体制整備と活動に対する支援の充実
 - (ア) 地域で高齢者を見守る体制づくり
 - (イ) 地域支え合い活動に対する支援の充実
- (2) 専門職の力を生かした高齢者の在宅生活の支援
 - ①地域ケア会議を通じた連携強化
 - ②在宅医療・介護連携の強化
 - (ア) 地域の医療・介護の資源の把握と共有
 - (イ) 多職種連携に向けた支援の充実
 - (ウ) 在宅医療・介護に関する研修の実施
 - (エ) 市民への情報提供・啓発
- (3) 地域包括支援センターによる支援の充実
 - ①地域包括支援センターの取り組みの推進
 - ②地域包括支援センターへの支援の充実

[施策5]認知症の人が希望を持って自分らしく暮らし続けることができる取り組みの推進

- (1) 認知症への理解の促進と本人からの発信への支援
 - ①認知症に対する理解の促進
 - ②認知症の人本人などからの発信への支援
- (2) 医療・介護専門職等の連携による認知症への対応力の強化
 - ①認知症の早期相談・早期診断・早期対応のための支援
 - ②医療従事者の認知症対応力向上
 - ③介護従事者の認知症対応力向上
- (3) 認知症の人や家族が自分らしく暮らし続けることのできる支援の充実
 - ①共によりよく暮らししていくための取り組みの推進
 - ②認知症の人の活躍の場や機会の創出

【方向3】介護サービス基盤の充実と介護人材の活躍を支えるために

[施策6]効果的な介護サービス基盤の整備

- (1) 介護サービス基盤の整備
- (2) サービスを提供する事業所・施設への支援

[施策7]多様な介護人材の確保・育成と働きやすい環境づくりの推進

- (1) 介護人材のすそ野を広げる取り組みの推進
 - ①多様な介護人材の確保に向けた取り組みの推進

- ②若い世代の職業意識の醸成
- (2) 継続して働く意欲を高めるための取り組みの推進
 - ①働きやすい環境づくりの支援
 - ②キャリアパスの確立の支援
- (3) 介護人材の資質の向上
- (4) 業務の効率化に向けた取り組みの強化

◆新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた施策の推進◆

第4章に記載の各施策につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を適切に講じながら推進します。

中でも、コロナ禍において重要となる「高齢者の健康維持・介護予防」、「在宅支援サービスや地域における見守りの継続」、「高齢者福祉施設等における感染防止対策の実施とサービス提供の継続」につきましては、次に掲げる方針により、感染リスクを避けながら、高齢者が心身ともに健康で日常生活を安心して送ることができるよう取り組みを進めます。

(それぞれの方針に沿って取り組む施策の具体例については、掲載頁を示して記載しています。)

＜高齢者の健康維持・介護予防＞

- 動画配信などの各種広報媒体を活用して個人で行う健康づくりを支援します。
 - ⇒ 『杜の都の体操シリーズを活用した個人でも取り組める健康づくりの推進 (53頁)』
- 心身機能の虚弱な方の早期把握や、セルフチェックやセルフケアにつながる情報を、各種広報媒体を活用して周知し、早期の相談支援につなげます。
 - ⇒ 『豊齢力チェックリストやフレイルチェック等による介護予防の必要性が高い方の把握 (55頁)』
- これまで対面や接触を前提としていた市民利用施設などでの集いや各種教室の実施方法を工夫して行います。
 - ⇒ 『老人福祉センターにおけるボランティア活動をはじめとする高齢者の活動を支援する多彩な講座の企画・実施 (57、65頁)』
 - ⇒ 『老人憩の家における健康増進やレクリエーション活動等の支援 (58頁)』

＜在宅支援サービスや地域における見守りの継続＞

- ・日常生活上の支援が必要になっても、在宅生活を続けるための各種支援サービスについて、業務マニュアルの見直し等により、接触機会を低減しながら、安心して利用できる方法で行います。

⇒『食の自立支援サービスによる栄養バランスの取れた食事提供と配食の際の安否確認の実施（61 頁）』

- ・地域において、対面によらない手法等も用いた見守りの継続に向けた取り組みを進めます。

⇒『民生委員児童委員による見守り・声掛け活動の推進（62、66 頁）』

⇒『地区社会福祉協議会による見守り等の小地域福祉ネットワーク活動の推進（62、66 頁）』

＜高齢者福祉施設等における感染防止対策の実施とサービス提供の継続＞

- ・高齢者福祉施設等における利用者や従事者の感染を防止するための衛生用品の確保や感染防止対策の周知徹底などを図るとともに、感染者が発生した場合においても、必要なサービスの提供を継続するための支援などを進めます。

⇒『感染症拡大防止策に関する周知啓発・研修の実施（80 頁）』

⇒『災害や感染症発生時における事業所・施設への衛生用品の提供等の支援（80 頁）』

⇒『災害や感染症発生時の介護現場の取り組み事例の共有化（80 頁）』

【方向 1】健康寿命を延伸するとともに社会で活躍し続けるために

【施策 1】高齢者の健康と元気を応援する地域づくりや活動への支援の充実

(1)介護予防・健康づくりに積極的に取り組むことのできる環境の整備

高齢になっても心身ともに健康で生きがいを感じながら生活できるよう、介護予防・健康づくりに対する一人ひとりの取り組みと、地域で介護予防などに取り組むことができる環境づくりを、さまざまな関係機関・団体との連携のもとに進め、介護予防・健康づくりに積極的に取り組むことのできる環境の整備を進めます。

①一人ひとりの介護予防・健康づくりの取り組み

運動機能や口腔機能の維持・向上、栄養状態の改善、うつや閉じこもりの予防など、一人ひとりの介護予防・健康づくりの取り組みについて、「からだの健康づくり」と「こころの健康づくり」の両面から進め、心身ともに健康な「健康寿命」の延伸につなげる取り組みを推進します。

(ア) からだの健康づくり

運動機能や口腔機能の維持・向上及び栄養状態の改善や、健康づくりのための取り組みなどを推進します。

<主な取り組み>

【一般介護予防の取り組み】

- 地域包括支援センターによる介護予防に資する健康教室の開催
- 新型コロナウイルス感染症により活動が停滞した通いの場などに対する運動指導を通じた支援の実施
- 市内の公園に設置されている健康遊具の活用促進
- 杜の都の体操シリーズを活用した個人でも取り組める健康づくりの推進
- 地域の活動の場での口腔体操等に取り組むための機会づくり
- 高齢者や健康づくり支援に携わる関係者等を対象とした閉じこもり予防などについて学ぶ機会づくり《拡充等：研修を実施する対象事業所等の拡大による機会づくりの充実》
- 口腔機能の維持・向上のための「かかりつけ歯科医師」を持つ機会づくり
- 老人福祉センターや市民センターなどと連携した、食生活を見直しながら食事を楽しむ機会づくり

※下線の取り組みは新規施策

【介護予防・日常生活支援総合事業としての取り組み】

- サービス対象者に対する運動・口腔機能の維持・向上、栄養改善のためのサービスや機会づくりの提供
- サービス提供事業所と、利用者のかかりつけの医師・歯科医師・薬剤師等との連携に対する支援の検討
- サービス対象者への訪問などによる閉じこもり予防などに関する相談・指導の実施
- リハビリテーションの視点を踏まえ、個人でも取り組める健康づくりへの相談・助言

【保健事業との連動による健康づくり】

- 現役世代の生活習慣病予防対策と連携した取り組みなど、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」の検討
- 国民健康保険加入者への特定健康診査・特定保健指導と重症化予防の取り組みの実施
- 基礎健康診査、がん検診、骨粗しょう症検診等の実施と受診促進
- 健康リスクを抱えた人が相談・指導を受けやすい体制づくりなど、健康づくりのための生活習慣改善に向けた取り組みの推進
- 地域健康教育等を通じたフレイルや低栄養予防に向けた取り組みの推進
- 歯周病検診の実施と受診促進、口腔機能の維持・向上のための口腔ケアの取り組み推進
- 多数の人が利用する公共的な空間の禁煙に向けた受動喫煙防止対策の推進

【感染症予防対策】

- 結核をはじめとする感染症予防対策の推進
- 福祉施設における集団感染予防対策の推進

(イ) こころの健康づくり

抑うつ状態や閉じこもり傾向にある高齢者に対する支援や、うつ・閉じこもりの予防など、こころが元気になるための取り組みを推進します。

<主な取り組み>

【普及啓発・人材育成】

- 区役所で実施している心の相談をはじめ、より相談しやすい環境づくりや市民・関係者への啓発の推進
- 地域包括支援センターや地域団体、関係機関等との連携によるうつをはじめとした高齢期に多い心の病気とその予防についての市民の学習を通じたうつに気づくことのできる人材の育成
- うつを含めた高齢期に多い心の病気とその対処法について、高齢者を支援する立場にあるさまざまな関係団体・機関が学習する機会の創出

【支援が必要な方への取り組み】

- 区役所や地域包括支援センター等による抑うつ状態にある方の早期把握
- 総合事業のサービス対象者のうち、抑うつ状態や閉じこもり傾向にある高齢者に対する訪問支援
- 抑うつ状態や閉じこもり状態にある方に対する、地域包括支援センターを中心に医療機関や関係機関が連携した、問題解決のためのチームアプローチの実施

②地域での介護予防の取り組みを推進するための環境づくり

高齢者が地域の身近なところで介護予防・健康づくりに取り組むための環境づくりを推進するために、地域における担い手の育成、活動の場や機会の確保、活動を継続するための支援など地域づくりを含めた取り組みを進めます。

<主な取り組み>

【さらなる普及啓発】

- 豊齢力チェックリストやフレイルチェック等による介護予防の必要性が高い方の把握《拡充等：フレイルチェックの導入による高齢者のセルフケアを促進するための広報や早期の相談支援、改善対策の強化》
- 介護予防・健康づくりの普及啓発を目的とした講演会やイベントの実施
- 医療機関の窓口に介護予防・健康づくりのための取り組みをPRするための媒体を置くなど、仙台市医師会・仙台歯科医師会・仙台市薬剤師会と連携した普及啓発の実施

※下線の取り組みは新規施策

- あらゆる機会をとらえた、さまざまな媒体を活用した介護予防・健康づくりのPR
- 介護予防・健康づくりの取り組み推進に向けた企業等への普及啓発

【担い手づくり、活動の機会・場の確保】

- 地域の活動の場における運動に取り組む自主グループの育成とその企画・運営を行うボランティア等の養成
- 地域の活動の場における運動に取り組む自主グループの活動継続に向けた支援
- リハビリテーション専門職を地域の通いの場に派遣するなど、継続的な運動を通じた生活機能の維持・向上のための機会づくり
- 仙台市老人クラブ連合会主催によるシルバースポーツ推進員の研修や養成講座の開催
- 文化活動を通しての生きがいづくりの支援や活動を披露する場の提供、観客や市民に対する普及啓発
- さまざまな施設（公共施設、社会福祉施設の地域交流スペース、大規模量販店のイベントスペースなど）や空き店舗、遊休地などを活用した交流・活動の場づくり

【情報の集約・発信】

- 介護予防や地域づくりにつながる地域の通いの場や取り組みに関する情報の発信

(2)スポーツ活動への支援 -----

高齢者の健康づくりや生きがいづくりにつなげるほか、活動を通じた交流にも資するスポーツ活動を支援します。

＜主な取り組み＞

- 高齢者生きがい健康祭（スポーツ交流大会）の開催
- シルバーセンターや健康増進センターにおける高齢者運動教室の実施
- 全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手派遣
- 仙台市老人クラブ連合会によるシルバースポーツセミナーの開催
- 杜の都せんだい「元気はつらつチャレンジカード」による運動の奨励
- シニア健康エクササイズの実施

【施策2】高齢者が生涯活躍することのできる環境の整備

(1) 多彩な生涯学習の展開

高齢者の学びのニーズに応えるとともに、学びを通しての交流・成果が生きがいづくりや活力の向上につながるように、主体的な学びの機会の充実を図ります。

また、こうした機会を通じて得た知識やネットワークを、地域での支え合い活動などに生かしていけるよう支援します。

① 学習機会の提供

学びの意欲に応えるため、さまざまな分野の講座を実施するなど、多様な学習機会を充実させることで、生きがいづくりや活力の向上のほか、地域での支え合い活動につないでいくことができるよう支援します。

<主な取り組み>

- 豊齢学園における生涯学習と社会貢献活動を担う人材育成
- 高齢者を対象にした市民センター講座（老壮大学等）の実施
- 高齢者のためのIT講座の実施
- 市政出前講座の実施
- 市民センターでのサークル情報の提供などの学習相談
- 老人福祉センターにおけるボランティア活動をはじめとする高齢者の活動を支援する多彩な講座の企画・実施

② 文化活動への支援

創作や学習の取り組みの成果を発表する場を提供するなど、さまざまな文化活動の支援を行います。

<主な取り組み>

- 高齢者生きがい健康祭（シニアいきいきまつり）における市民広場交流事業やはつらつ健康フェスティバルの開催
- 高齢者の作品展示機会の提供
- 市立文化施設の減免制度
- 老人福祉センター合同イベント（演芸交流会、合同作品展）の開催
- シルバーセンターにおけるシルバー創作展の開催

※下線の取り組みは新規施策

(2)社会参加活動の推進

生産年齢人口が減少する少子高齢社会において、地域や社会におけるさまざまな活動の担い手として高齢者の役割への期待が高まる中で、高齢者の多様なニーズに応じた継続的な就労機会の提供に向けた取り組み、地域における支え合い活動やボランティア活動、老人クラブ活動など、高齢者自らが地域や社会とつながり、「支え手」ともなる社会参加活動への支援を進めます。

また、高齢者の社会参加活動を促進するため、将来にわたって継続できる外出支援の取り組みを進めます。

<主な取り組み>

【就業機会の提供】

- シルバー人材センターによる臨時的・短期的な就業機会の提供
- 就労を希望する高齢者への求人情報の提供等マッチング支援の実施
- 企業等を対象とした高齢者の雇用促進に関する啓発の実施

【ボランティア活動・NPO 活動等支援】

- 生活支援コーディネーターによるボランティア団体・NPO 活動の支援
- 地域における支え合い活動を行うボランティア団体への立ち上げや活動等に対する支援
- 市民活動補償制度の運営

【老人クラブ活動の支援拡充】

- 仙台市老人クラブ連合会及び単位老人クラブへの助成
- 老人クラブによる介護予防の取り組みへの支援
- 老人憩の家における健康増進やレクリエーション活動等の支援
- 老人クラブ活動の場である老人つどいの家（好日庵）への運営費等の助成
- 老人クラブにおけるひとり暮らし高齢者等の支援やクラブ内での見守り活動の充実

【社会参加活動促進のための環境整備】

- 仙台市ボランティアセンターによるボランティア活動相談、情報提供、活動先の紹介、ボランティア講座・体験等の実施
- 仙台市市民活動サポートセンターにおける市民活動やボランティア活動支援
- せんだい豊齢ネットワークの運営支援
- 豊齢学園修了生による地域での担い手づくり
- セカンドライフに関する情報発信の実施

【外出支援】

- 敬老乗車等制度の運用
- 市立文化施設の減免制度（再掲）
- 福祉有償運送事業の実施支援（運営協議会の運営、実施法人への相談対応等）
- 市民協働の取り組みによる地域の移動手段の確保
- 安心・安全な歩行空間の確保や公共交通におけるバリアフリー化の推進

※下線の取り組みは新規施策

【方向2】共に支え合い安心して暮らし続けるために

【施策3】自立した生活をするための生活支援体制づくりの強化

(1)暮らしを支える多様な支援

介護・福祉・健康・医療などに関する高齢者や家族からのさまざまな相談に対応するとともに、一人ひとりの状況に応じて、介護サービスのほか、暮らしを支える多様なサービスが提供される体制づくりを進めます。

また、介護を行う家族などに対して、介護の知識や技術を学ぶことのできる講座や相談会・交流会を開催するなどの支援を進めます。

①相談・支援体制の整備

介護・福祉・健康・医療などに関して、在宅で生活する高齢者や家族から寄せられるさまざまな相談に対応する体制を区及び日常生活圏域単位で整えます。

<主な取り組み>

- 区役所等における高齢者総合相談の実施
- 地域包括支援センターによる総合相談・支援事業
- 在宅高齢者世帯調査による高齢者の生活状態の把握

②日常生活を支援するサービスの提供

介護や支援が必要な高齢者に対する、一人ひとりの状態に応じた適切な介護サービスや、生活を支援する多様なサービスを提供し、その人の希望に添った日常生活を続けることができるよう支援します。

<主な取り組み>

- 介護保険による居宅サービスや地域密着型サービスの提供
- 介護予防・日常生活支援総合事業による生活支援サービスの提供
- 介護予防・生活支援サービス事業の利用対象者弾力化の検討
- 日常生活用具の給付
- 寝具洗濯サービスの提供
- 介護用品の支給による要介護度が高い高齢者及び介護者の負担軽減の支援
- 紙おむつ等使用者に対する家庭ごみ等ごみ処理手数料の減免

- 訪問理美容サービスの提供
- 食の自立支援サービスによる栄養バランスの取れた食事提供と配食の際の安否確認の実施
- 生活管理指導短期宿泊事業の実施
- 緊急ショートステイベッドの確保
- ひとり暮らし高齢者等緊急通報システムの提供
- シルバーハウジング（在宅生活支援付高齢者向け市営住宅）、高齢者向け優良賃貸住宅への生活援助員（LSA）の派遣

③介護家族への支援

高齢者を介護する家族などに対して、介護知識・技術の普及を図る研修会や相談会、交流会を開催するなどの支援を行います。

<主な取り組み>

- シルバーセンターにおける介護講座の実施
- 介護家族向けの相談会・交流会の開催
- 緊急ショートステイベッドの確保（再掲）
- 介護用品の支給による要介護度が高い高齢者及び介護者の負担軽減の支援（再掲）
- 紙おむつ等使用者に対する家庭ごみ等ごみ処理手数料の減免（再掲）

(2)安心できる暮らしの確保

災害時に援護を必要とする高齢者一人ひとりの状況に応じた的確な支援を行うことができるよう、見守りや助け合いの取り組みを推進することで、災害対応力を強化していきます。

また、高齢者を消費者被害から守るための取り組みの充実や、交通事故防止に向けた啓発などの取り組みを推進します。

①災害対応力の強化

在宅高齢者の生活状態や災害時に支援を必要とする高齢者の情報を把握するための取り組みを進め、地域と情報の共有を図りながら、地域における助け合いの体制づくりを支援します。

また、災害弱者を対象とした減災に向けた取り組みを進めます。

※下線の取り組みは新規施策

<主な取り組み>

- 災害時要援護者情報登録制度の推進
- 在宅高齢者世帯調査による高齢者の生活状態の把握（再掲）
- 民生委員児童委員による見守り・声掛け活動の推進
- 地区社会福祉協議会による見守り等の小地域福祉ネットワーク活動の推進
- 災害時における福祉避難所の開設
- 災害弱者を対象とした家具転倒防止金具取り付けの推進や訪問防火指導の実施

②消費者被害防止・交通事故防止に向けた啓発等

高齢者の消費者被害を防止するための啓発などを行い、高齢者を被害から守るための取り組みを推進します。

また、交通安全の意識を高めていくための普及啓発などの取り組みを推進します。

<主な取り組み>

- 消費生活センターによる出前講座や消費生活講座、リーフレット配布等による啓発事業の実施
- 消費生活センターによる高齢者の消費者トラブル見守り事業の実施
- 交通安全教室や運転講習会の実施等、交通安全啓発事業の推進

(3)高齢者の虐待防止と権利擁護の推進 -----

高齢者虐待の未然防止・早期発見のための啓発を進めるとともに、地域の見守り機能の向上や、相談窓口の充実・強化、マニュアル等に基づく適切かつ早期の対応の徹底を図ります。

介護事業所・施設への指導においては、高齢者虐待防止及び身体拘束廃止に係る具体的な取り組みを重点的に確認し、事業所・施設職員による虐待防止を図ります。

また、認知症高齢者の増加に伴い、財産管理や介護サービス利用などへの支援が求められることから、市民後見人の一層の活用を含めた成年後見制度の周知・普及など、権利擁護の取り組みを進めます。

①高齢者虐待の防止

区や地域包括支援センターで対応マニュアルや対応事例を共有することにより、高齢者虐待に的確に対応するとともに、市民への啓発や地域の見守り活動などとの連携を図りながら、高齢者虐待の未然防止・早期発見に努めます。

介護事業所・施設に対しては、高齢者虐待防止のための研修等の実施に留まらず、介護職員のメンタルケアや職場環境の見直しなど虐待の発生を防ぐための取り組みについて助言し、事業所・施設内での高齢者虐待の未然防止・早期発見を図ります。

<主な取り組み>

- 高齢者虐待防止マニュアルに基づく関係機関と連携した的確な対応
- 研修会などでの高齢者虐待対応事例等の共有
- 民生委員児童委員や地区社会福祉協議会などによる地域見守り活動と老人クラブ内での見守り活動との連携

②高齢者の権利擁護

権利擁護に関する相談・支援や、成年後見制度の周知・普及と制度利用に向けた支援を進めます。

<主な取り組み>

- 地域包括支援センターによる権利擁護に関する相談・支援
- 仙台市権利擁護センター（まもりーぶ仙台）による日常生活自立支援事業の推進
- 地域包括支援センターや仙台市成年後見総合センターにおける、成年後見制度の活用に関する相談・支援
- 成年後見制度利用支援事業に基づく市長申立て及び後見人等報酬の助成
- 市民後見人の養成・支援事業の推進
- 成年後見制度の利用促進のための広報及び関係機関との連携強化

(4)適切な住まいと住まい方を選択できる体制づくり -----

高齢者が自らの判断で適切な住まいを選択できるよう支援を行うとともに、日常生活を続けるうえでの高齢者や家族のさまざまな困りごとに対応できるよう、相談・支援体制を整え、生活を支援する多様なサービスを提供します。

※下線の取り組みは新規施策

①多様な居住環境の整備

身体状況に応じた住宅への改修等を支援するとともに、高齢者のニーズに応じた多様な住まいを確保する取り組みを進めます。

<主な取り組み>

- 介護保険による住宅改修費支給
- 住宅改造費の助成
- サービス付き高齢者向け住宅の登録促進と質の確保
- 有料老人ホームの質の確保
- シルバーハウジング（在宅生活支援付高齢者向け市営住宅）の供給
- シルバーハウジング（在宅生活支援付高齢者向け市営住宅）、高齢者向け優良賃貸住宅への生活援助員（LSA）の派遣（再掲）
- 特別養護老人ホームや特定施設入居者生活介護事業所等の整備
- 高齢者福祉施設等での円滑な救急搬送を促進するための普及啓発

②住まいの選択・確保の支援

高齢者が自らの身体や生活の状況を踏まえ、ふさわしい住まいを選択できるよう、情報提供や支援に取り組みます。

<主な取り組み>

- 高齢者の民間賃貸住宅の入居に関する支援体制の構築
- シルバーハウジング（在宅生活支援付高齢者向け市営住宅）の供給（再掲）
- 高齢者向け優良賃貸住宅への家賃助成
- 高齢者向け賃貸住宅等の情報提供
- 家賃債務保証制度の情報提供
- 社会福祉協議会による生活福祉資金の貸付

<参考> 有料老人ホーム等の設置状況（令和2年4月1日現在）

○有料老人ホーム	84 施設	定員 4,618 人
（うち住宅型	50 施設	定員 2,519 人）
○サービス付き高齢者向け住宅	56 施設	定員 1,880 人
（うち住宅型	51 施設	定員 1,635 人）

【施策4】地域の多様な主体が連携する地域ネットワークづくりの推進

(1)地域の見守りや支え合い活動の充実に向けた支援

地域の特性や実情に応じた見守りや支え合いの体制づくりをそれぞれの地域で進めることができるよう、地域における関係機関の連携強化を図りながら、新たな担い手の育成、支援ニーズとサービスを提供する主体とのマッチングなどの生活支援体制の整備を進めるとともに、地域の活動に対する支援を充実します。

①地域の支え合いに関する啓発等と担い手の育成

住民同士の支え合いの重要性について、市民の理解と関心を深めるとともに、そうした活動の担い手の育成に取り組み、地域の特性や実情に応じた支え合いの体制づくりを一層推進します。

<主な取り組み>

- 講演会の開催等による市民理解の促進
- 仙台市ボランティアセンターによるボランティア活動相談、情報提供、活動先の紹介、ボランティア講座・体験等の実施（再掲）
- 老人福祉センターにおけるボランティア活動をはじめとする高齢者の活動を支援する多彩な講座の企画・実施（再掲）
- 住民主体によるボランティア活動などの担い手の確保の検討

②地域の支え合いの体制整備と活動に対する支援の充実

地域全体で高齢者の暮らしを支えていくため、関係機関の連携強化により、地域における見守り体制の充実を図るとともに、地域における支え合い活動を行う団体の立ち上げや活動に対する支援を進め、地域の住民を主体とした活動を促進します。

※下線の取り組みは新規施策

(ア) 地域で高齢者を見守る体制づくり

民生委員児童委員や地区社会福祉協議会さらには企業や警察等、地域における関係機関の連携強化を図ることで、高齢者を見守り体制の充実を図ります。

<主な取り組み>

- 民生委員児童委員による見守り・声掛け活動の推進（再掲）
- 地区社会福祉協議会による見守り等の小地域福祉ネットワーク活動の推進（再掲）
- 災害時要援護者情報登録制度の推進（再掲）
- 民間企業等との見守り協定の締結による地域の見守り体制の充実
- 警察や防犯協会等との連携による地域安全活動推進事業の実施
- アイ・アイキンジョパトロール（歩くボランティア活動）による防犯活動
- 消費生活センターによる高齢者の消費者トラブル見守り事業の実施（再掲）
- 被災者を対象とした仙台市社会福祉協議会による地域支えあいセンター事業の実施

(イ) 地域支え合い活動に対する支援の充実

生活支援コーディネーター等を通じた地域の支え合いを円滑に進めるための取り組みの推進や、地域の住民を主体としたさまざまな支え合い活動に対する支援の充実を図ります。

<主な取り組み>

- 第1層（各区・宮城総合支所単位）・第2層（中学校区単位）生活支援コーディネーターの重層的な配置による関係者間のネットワーク構築の推進
- 地域における支え合い活動を行うボランティア団体への立ち上げや活動等に対する支援（再掲）
- 地域ごみ出し支援活動促進事業の実施
- 老人クラブにおけるひとり暮らし高齢者等の支援やクラブ内での見守り活動の充実（再掲）
- 仙台市市民活動サポートセンターにおける市民活動等相談、情報提供やボランティア活動支援（再掲）

- コミュニティソーシャルワーカーによる住民主体の支えあい活動の支援
- 地域の支え合い体制に係る情報共有や連携を推進する協議体や地域ケア会議の開催

(2) 専門職の力を生かした高齢者の在宅生活の支援

医療職、介護職等の専門職や行政機関が、互いの専門分野を生かしながら連携を深め、高齢者の在宅生活をさまざまな側面から支える体制の整備を進めるとともに、地域住民が必要な在宅医療・介護サービスを適切に選択できるように普及啓発に努めます。

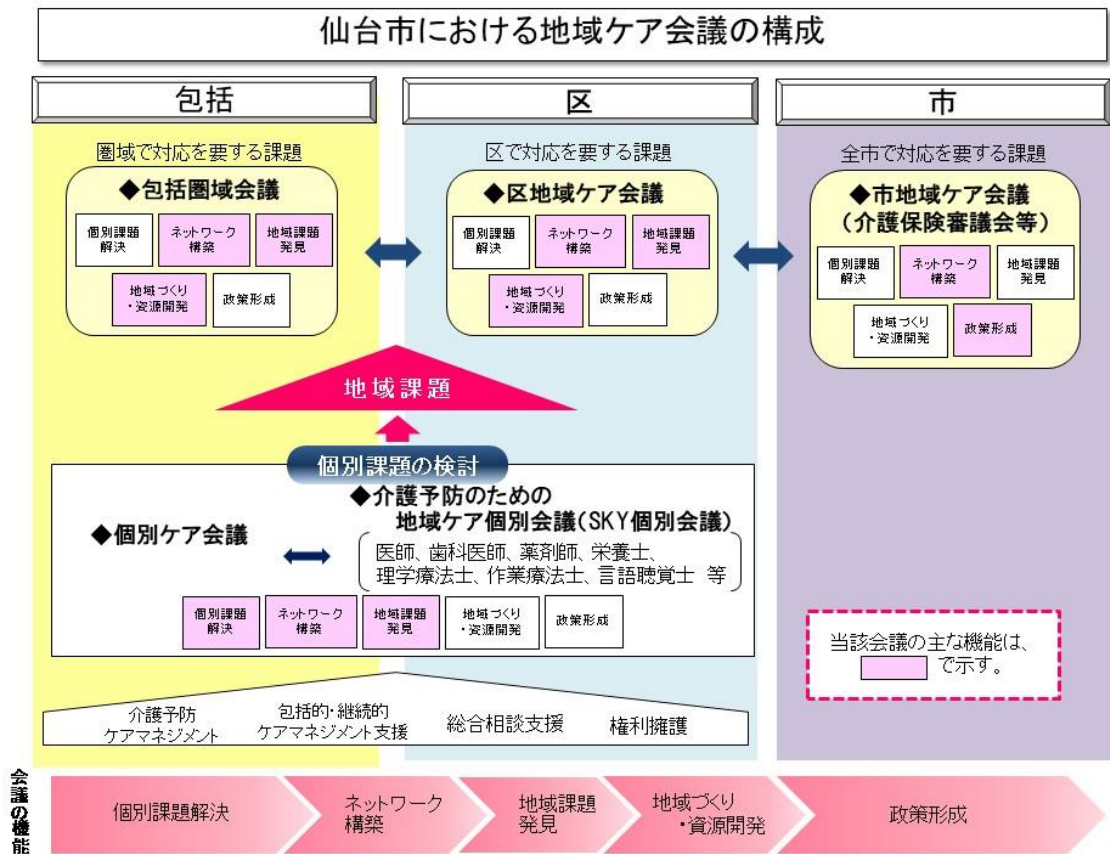
① 地域ケア会議を通じた連携強化

地域ケア会議を通して、医療職、介護職、行政機関等の多職種の「顔の見える関係」づくりを進めるとともに、既存の地域資源の活用及び新たな地域資源の創出に取り組むことで、個別課題の解決や地域課題の把握を図り、高齢者の在宅生活を支援します。

<主な取り組み>

- 地域ケア会議による個別課題の解決、多職種にわたる専門職やさまざまな関係機関とのネットワークづくり
- 地域ケア会議を活用した地域資源の把握及び活用の推進
- 地域ケア会議で把握した地域課題に対する取り組みの推進
- 自立支援・介護予防の視点を重視した介護予防ケアマネジメント実施のための支援

※下線の取り組みは新規施策



②在宅医療・介護連携の強化

医療・介護に関わる地域資源の情報を把握し、共有できる取り組みや、地域における多職種連携の取り組みへの支援の充実を図ります。

また、在宅医療・介護に関わる専門職や相談機関がそれぞれの専門性を一層高め、お互いの分野についての理解を深めるための研修を実施するとともに、在宅医療・介護に関する市民への情報提供や普及啓発を進めます。

(ア) 地域の医療・介護の資源の把握と共有

地域の医療機関や介護事業所等の情報の把握と、相互の連携に資するための的確な情報の共有に取り組みます。

<主な取り組み>

- 仙台市ホームページや冊子による介護サービス事業者の案内
- 在宅医療に係る資源の把握と情報提供

(イ) 多職種連携に向けた支援の充実

在宅医療・介護に携わる、医師、歯科医師、看護師、薬剤師、介護支援専門員等の専門職や、地域包括支援センター職員等が、それぞれの専門性を生かしながら、一体的に在宅医療・介護を提供できるよう、多職種連携の強化に向けた支援を進めます。

<主な取り組み>

- 地域における多職種連携の取り組みへの支援
- ICT を活用した多職種連携の取り組みの推進
- 効果的な医療・介護・相談機関間の情報共有のあり方の検討

(ウ) 在宅医療・介護に関する研修の実施

在宅医療・介護に関わる専門職や相談機関を対象として、それぞれの専門性を一層高めるとともに、お互いの専門分野についての理解を深めるための研修の充実を図ります。

<主な取り組み>

- 医師、歯科医師、看護師、薬剤師等を対象とした研修の実施
- 介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する研修の実施
- 在宅医療・介護に携わる多職種の連携強化を図るための研修の検討

(エ) 市民への情報提供・啓発

市民が在宅医療・介護に関する理解を深めることで、在宅医療・介護が必要になったときに、自ら必要なサービスを選択できるよう、市民への情報提供や啓発に取り組みます。

<主な取り組み>

- パンフレット等さまざまな媒体の活用による在宅医療・介護連携推進に関する周知
- 在宅医療・介護についての市民の理解を深めるための講演会やシンポジウム等の開催

※下線の取り組みは新規施策

(3)地域包括支援センターによる支援の充実

本市では、平成 18 年 4 月から、中学校区を基本に地域包括支援センターを設置し、令和 2 年度時点で 52 か所を運営しており、地域に根差しながらさまざまな面から高齢者を支援しています。

高齢化がますます進展する中、地域包括支援センターがその役割を十分に担えるよう、センターへの支援を充実させながら、高齢者の状況に応じた適切な支援を行っています。

①地域包括支援センターの取り組みの推進

地域包括支援センターは地域の高齢者支援の拠点として、総合相談・支援や権利擁護、介護予防ケアマネジメントなどの包括的支援事業と併せて、介護予防事業や認知症高齢者への対応、さらには地域の関係者とのネットワークづくりなどを行い、介護、福祉、医療などさまざまな面から高齢者の支援を行っています。

今後、複雑な課題を抱える高齢者がますます増加する中であっても、高齢者一人ひとりの状況に応じた適切な支援が行えるよう、地域包括支援センターによる取り組みを進めます。

<主な取り組み>

- 総合的な相談支援機能の充実に向けた検討
- 地域包括ケアシステム構築・推進に向けた関係機関とのネットワークづくり等の推進
- 地域ケア会議による個別課題の解決、多職種にわたる専門職やさまざまな関係機関とのネットワークづくり（再掲）
- 地域ケア会議を活用した地域資源の把握及び活用の推進（再掲）
- 地域ケア会議で把握した地域課題に対する取り組みの推進（再掲）
- 認知症の人が望む生活を地域で送ることができるための早期の支援の実施
- 災害時要援護高齢者の安否確認等における関係機関の情報共有及び連携の推進
- 高齢者支援の窓口としての地域包括支援センターの周知を図る広報の実施

②地域包括支援センターへの支援の充実

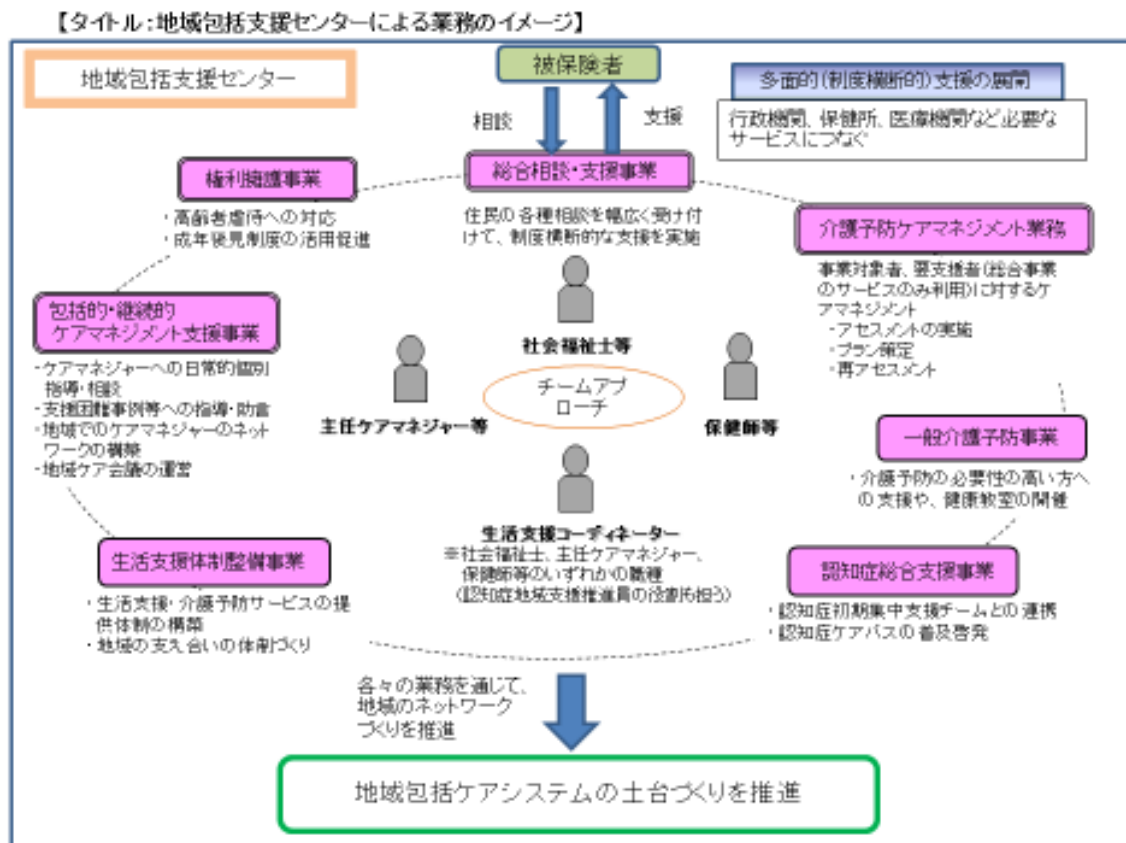
地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中核としての役割を期待されており、専門職員の配置などによる機能強化を進めてきました。

高齢化の急速な進展に伴い、地域包括支援センターの役割もますます大きくなる中、センターが適切に業務を行えるよう、支援の充実を図ります。

<主な取り組み>

- 業務水準向上のための事業評価・実地指導の実施、好事例等の共有化
- 地域包括支援センター職員を対象とした研修等の実施
- 地域包括支援センターの業務状況の分析・評価とそれを踏まえた支援のあり方の検討《拡充等：ケアプラン件数の上限設定等による業務負担の軽減》
- 地域包括支援センターが行うケアマネジメントに対するリハビリテーションの視点を踏まえた相談支援
- 介護予防ケアマネジメント等に係る業務負担軽減

地域包括支援センターによる業務のイメージ



※下線の取り組みは新規施策

【地域包括支援センターの主な事業】

① 介護予防ケアマネジメント

要支援者及び豊齢力チェックリストにより「事業対象者」と判定された方に対して、総合事業のサービス等が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な支援を行う。

- ・アセスメント、介護予防サービス・支援計画書の作成、モニタリング、評価

② 総合相談・支援事業

各種保健福祉サービスについての総合的な相談と支援を行う。

- ・総合的な相談受付及び支援
- ・地域の高齢者の心身の状況や家族の状況等の実態把握
- ・地域ネットワークの構築

③ 権利擁護事業

高齢者虐待の防止や、成年後見制度の活用促進など、高齢者の権利擁護に関する事業を行う。

- ・高齢者の権利擁護に関する相談窓口及び支援

④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

支援困難ケースへの対応など、介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援や、地域包括ケア体制構築・推進のための後方支援を行う。

- ・困難ケースを抱える介護支援専門員等への支援
- ・地域での介護支援専門員のネットワークの構築
- ・地域における社会資源を活用した地域づくりへの支援
- ・介護支援専門員の質の向上のための研修
- ・地域ケア会議等の運営

⑤ 一般介護予防事業

介護予防の必要性の高い方への支援や、健康教室の開催など介護予防に関する事業を行う。

⑥ 生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーターを中心に、生活支援サービスの担い手となるボランティア団体・NPO等とのネットワークづくりに取り組む。

⑦ 認知症総合支援事業

認知症地域支援推進員を中心に、医療機関や認知症初期集中支援チームとの連携を推進する。また、地域版認知症ケアパスの更新・普及など、認知症の人とその家族への地域における支援体制づくりに取り組む。

*生活支援コーディネーターは、主に地域住民や関係機関との連携・ネットワークづくり、地域資源の創出等に取り組むとともに、⑥⑦の事業を担う。

【施策5】 認知症の人が希望を持って自分らしく暮らし続けることができる取り組みの推進

(1) 認知症への理解の促進と本人からの発信への支援 -----

認知症の正しい知識と理解の普及啓発や、認知症の人や家族がさまざまな事業に参画・提言できる取り組みを推進することで、認知症の人が自分らしく暮らし続けることができる環境の整備を進めます。

① 認知症に対する理解の促進

認知症の人の気持ちに寄り添うとともに、自分のこととして認知症を捉えることができるよう、正しい知識と理解の普及啓発に努めるとともに、相談窓口の周知及び充実・強化を図ります。

<主な取り組み>

- 認知症サポーター養成講座の実施《拡充等：教育関係機関との連携強化》
- 認知症パートナー講座の実施
- 認知症カフェ等の設置推進
- 幅広い世代に向けた認知症の正しい知識と理解の普及啓発のための、新たな広報手法の検討
- 地域包括支援センターの認知症地域支援推進員等を中心とした普及啓発
- 地域包括支援センターによる認知症をテーマにした教室の開催
- 福祉系大学等との協定による認知症対応の充実
- 認知症介護研究・研修仙台センターと連携した研修事業等の実施
- シルバーセンターにおける介護講座の実施（再掲）
- 認知症ケアパス（全市版・地域版・個人版）の普及・更新

② 認知症の人本人などからの発信への支援

認知症の人や家族がさまざまな事業に参画・提言できる取り組みを進めるとともに、認知症の人本人の協力も得ながら普及啓発活動に取り組みます。

<主な取り組み>

- 認知症の人や家族がさまざまな事業に参画・提言できる取り組みの推進
- ピアサポート活動支援事業の実施
- 認知症パートナー講座の講師等としての取り組みによる普及啓発の推進

(2)医療・介護専門職等の連携による認知症への対応力の強化

認知症の人や家族への支援において重要な役割を担う医療・保健・福祉の関係機関の連携強化を図るなど、支援体制を充実します。

①認知症の早期相談・早期診断・早期対応のための支援

認知症の可能性のある人に対して、地域包括支援センターや認知症初期集中支援チーム、かかりつけ医、認知症サポート医、認知症疾患医療センター等が連携し早期相談・早期診断・早期対応につなげます。

<主な取り組み>

- 地域包括支援センター等による早期支援などの取り組みの推進
- 認知症初期集中支援チームによる本人視点での支援の実施
- 認知症疾患医療センターによる鑑別診断や相談、関係機関との連携
- 認知症の人と家族の会宮城県支部と連携したもの忘れ電話相談の実施
- 仙台市認知症対策推進会議の開催による関係機関の連携強化
- 地域ケア会議による地域の関係機関の連携強化
- かかりつけ医、認知症サポート医、その他医療専門職や介護職、地域関係者の連携の促進
- 認知症アセスメントシートの活用による的確なアセスメントの普及と関係機関による円滑な情報共有の推進

②医療従事者の認知症対応力向上

認知症の人に関わる医療従事者を対象に、認知症の人や家族を支えるために必要な基本知識や、医療・介護連携の重要性について理解を深めるための研修を実施します。

<主な取り組み>

- 認知症サポート医養成研修・フォローアップ研修の実施
- かかりつけ医師・病院勤務の医療従事者・歯科医師・薬剤師・看護職員の認知症対応力向上研修の実施
- 認知症の人の意思が適切に医療に反映されるための医療従事者向けの各種研修への意思決定支援に関するプログラム導入

※下線の取り組みは新規施策

③介護従事者の認知症対応力向上

認知症の人の視点に立ち、状態に応じた適切な支援が提供されるよう、認知症介護等に関する研修を実施し、介護従事者の認知症対応力の向上を図ります。

<主な取り組み>

- 認知症介護基礎研修、認知症介護実践研修（実践者研修、実践リーダー研修）の実施
- 認知症対応型サービス事業開設者研修、管理者研修の実施
- 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修の実施
- 認知症介護指導者養成研修の実施
- 認知症介護指導者フォローアップ研修の実施
- 認知症介護研究・研修仙台センターと連携した研修事業等の実施（再掲）
- 認知症の人の意思が適切に介護に反映されるための介護従事者向けの各種研修への意思決定支援に関するプログラム導入

(3)認知症の人や家族が自分らしく暮らし続けることのできる支援の充実

認知症があってもなくても同じ社会で共に生き、自分らしく暮らし続けることができるよう、地域における認知症の人や家族の視点に立った見守りや支え合いの充実に向けた取り組みを進めます。

①共によりよく暮らしていくための取り組みの推進

認知症は誰もがなりうるものであることを踏まえて、認知症があってもなくても健やかに共によりよく暮らしていくことができるよう、地域におけるサポート体制の充実などの取り組みを推進します。

<主な取り組み>

- 認知症サポーター養成講座の実施《拡充等：教育関係機関との連携強化》（再掲）
- 認知症サポーター情報交換会の実施
- 認知症パートナー講座の実施（再掲）
- 認知症サポーター及び認知症パートナーが地域での支え合い活動等により参画できる場の検討と体制づくり
- 認知症カフェ等の設置推進（再掲）
- 介護経験者による相談会の開催
- 認知症の人を介護する家族交流会の開催など家族支援の強化
- 福祉系大学等との協定による認知症対応の充実（再掲）

- 認知症介護研究・研修仙台センターと連携した研修事業等の実施（再掲）
- 認知症ケアパス（全市版・地域版・個人版）の普及・更新等を通じた地域における支援体制の構築の推進
- 若年性認知症支援における関係機関との連携強化
- 若年性認知症に関する普及啓発、研修等の実施
- 行方不明高齢者等を早期に発見・保護するための SOS ネットワークシステムにおける警察署、タクシー会社等関係機関との連携
- 認知症の人の見守りネットワーク事業による行方不明高齢者等の搜索支援
- 介護サービス基盤の整備
- 医療機関や介護保険施設等を退院・退所した認知症の人への支援をよりきめ細かに提供するための仕組みの検討

②認知症の人の活躍の場や機会の創出

認知症になっても、支えられる側だけではなく、支える側としての役割や生きがいを持って生活することができるよう、さまざまな事業に参画する機会を設ける取り組みを推進します。

<主な取り組み>

- 認知症の人や家族がさまざまな事業に参画・提言できる取り組みの推進（再掲）
- ピアサポート活動支援事業におけるピアサポーターの役割の創出
- 認知症パートナー講座の講師等の役割の創出

※下線の取り組みは新規施策

【方向3】介護サービス基盤の充実と介護人材の活躍を支えるために

【施策6】効果的な介護サービス基盤の整備

(1)介護サービス基盤の整備

施設サービスについては、入所申込者の希望などを的確に把握するとともに、高齢者人口の中長期的な動向や、地域の実情を踏まえつつ、サービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホームの設置状況も考慮し、適切な量の施設整備を継続的に実施します。

さらに、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスの整備を通じて、日常生活圏域におけるさまざまな社会資源との連携が図られることで、高齢者が必要な介護サービスを選択し、地域で安心して暮らし続けることのできる環境の整備を進めます。

【介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）】

常時の介護を必要とし、在宅での生活が困難な高齢者のための施設として、整備を進めます。

【介護老人保健施設】

病状が安定し入院の必要はないものの、在宅への復帰のためのリハビリテーションに重点を置いて、看護、介護を必要とする高齢者のための施設として、整備を進めます。

【地域密着型サービス】

要介護状態になった高齢者が、自宅や身近な地域において、適切な介護サービスを受けることができるよう、認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など、日常生活圏域ごとにさまざまな形態の地域密着型サービス基盤の整備を進めます。

【特定施設入居者生活介護】

サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等において、食事や入浴等の居宅サービスを提供するための施設として整備を進めます。

<主な取り組み>

【特別養護老人ホーム等施設の計画的な整備】

- 特別養護老人ホームの整備
- 介護老人保健施設の整備
- 特定施設入居者生活介護の整備

【地域密着型サービスの計画的な整備】

- 認知症対応型共同生活介護の整備
- 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の整備
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備

《介護サービス基盤整備の目標》

本計画期間（令和 3 年度～令和 5 年度）内の整備量の目標（選定ベース）は、次のとおりです。

定員数については、入居希望者へのアンケート調査結果に基づく早期の入居希望の状況や今後 3 年間で増加が見込まれる要介護認定者数の推移、今後開所される施設の供給量などを考慮して、必要数を推計し、算出しています。

特別養護老人ホーム

220 人分整備（令和 5 年度の状況 5,612 人分）

介護老人保健施設

110 人分整備（令和 5 年度の状況 3,690 人分）（※）

認知症高齢者グループホーム

135 人分整備（令和 5 年度の状況 2,294 人分）

特定施設入居者生活介護

330 人分整備（令和 5 年度の状況 3,146 人分）

小規模多機能型居宅介護事業所及び

看護小規模多機能型居宅介護事業所

12 事業所整備（令和 5 年度の状況 76 事業所）

（※）介護医療院も含めた定員数とし、医療療養病床から介護保険施設等への転換に伴う利用定員の増加分は含めません。

※下線の取り組みは新規施策

(2) サービスを提供する事業所・施設への支援

介護保険により提供されるサービスの質を確保し、高齢者がより適切なサービスを受けられるよう、ケアマネジメントの質の向上を図るための取り組みなど、事業所・施設への支援を行います。

また、大規模災害の発生やさまざまな感染症の流行時においても、事業所・施設が継続してサービスを提供できる体制づくりに取り組みます。

<主な取り組み>

- 介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する研修の充実
- 居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所のケアプラン点検による質の高いケアマネジメントのための支援
- 介護事業所の連絡会・勉強会の開催・運営に対する支援
- 介護サービス相談員派遣事業の実施
- サービス提供における好事例等の共有化や情報発信
- 介護支援専門員が行うケアマネジメントに対するリハビリテーションの視点を踏まえた相談支援
- 施設・事業所が個別機能訓練加算や事業所評価加算等を適切に算定するための支援
- 災害時の具体的な行動計画の作成や避難訓練実施に関する指導及び助言
- 感染症拡大防止策に関する周知啓発・研修の実施
- 災害や感染症発生時における事業所・施設への衛生用品の提供等の支援
- 災害や感染症発生時の介護現場の取り組み事例の共有化

〔施策7〕 多様な介護人材の確保・育成と働きやすい環境づくりの推進

(1) 介護人材のすそ野を広げる取り組みの推進

現役世代やフルタイム従事者の確保に加え、介護現場における業務仕分けや介護助手の活用を通じて、地域の元気高齢者をはじめとした多様な人材の活用を促進します。

また、将来の介護の担い手となる若い世代に対し、介護の仕事の魅力についての中長期的な啓発を継続して行います。

① 多様な介護人材の確保に向けた取り組みの推進

事業者や関係団体等と連携して広報・啓発を行うなど、事業者による介護人材確保に向けた取り組みを支援します。

また、宮城県との連携のもと、未就業者の有資格者への就業の働きかけや介護関連職種養成機関の学生への支援のほか、元気高齢者など地域の介護人材の担い手づくりや外国人介護労働者の活用に向けた支援を行います。

<主な取り組み>

- 事業者関係団体等が主催する合同就職説明会への参加・協力
- 介護関連職種の養成機関（大学・専門学校等）における進路指導（就職活動）への協力
- 専門職の関係団体等と連携した未就業の資格保有者（介護福祉士等）への就業の働き掛け
- 関係団体等と連携した介護関連職種のイメージアップにつながる広報・啓発の実施
- 事業者における職員採用に向けた支援《拡充等：効果的な広報や採用力向上、職員の定着のためのマネジメント力向上に向けた支援の強化》
- 元気高齢者など地域での介護人材の担い手づくり
- 訪問支援員の育成
- 外国人介護労働者の活用に向けた支援

※下線の取り組みは新規施策

②若い世代の職業意識の醸成

若い世代に対し、介護講座の実施や職場体験を通じて介護に関する職業意識を醸成するなど、将来の介護の担い手確保に向けた取り組みを進めます。

<主な取り組み>

- 若い世代を対象とした広報・啓発の展開
- 小学生向け介護講座の実施
- 中学生における職場体験活動への事業所の参加促進
- 介護関連職種の養成機関（大学・専門学校等）における進路指導（就職活動）への協力（再掲）

(2)継続して働く意欲を高めるための取り組みの推進

介護職員の処遇改善や負担軽減、職場環境の向上に向けた取り組みを進め、介護の現場で継続して働く意欲を高めるための支援を行います。

また、介護職員が将来への展望を持って働き続けることができ、能力・資格・経験等に応じた適切な処遇がなされるよう、キャリアパスの確立に向けた取り組みを促進します。

①働きやすい環境づくりの支援

処遇改善加算が適切に運用され、介護職員の賃金改善に充てられるとともに、キャリア形成や労働環境の整備に活用されるよう、指導・助言を行います。

また、職員の定着を図るための手法に関する事業者との情報交換や、研修機会の確保など、職員の処遇改善、職場環境の向上に向けた取り組みのほか、離職防止につながる取り組みを推進します。

<主な取り組み>

- 処遇改善加算の適切な運用の確保
- 業務実態に即した適切な介護報酬水準確保についての国への働きかけ
- 事業所への指導監査を通じた職員の勤務実態・職場環境の把握と適切な指導・助言の実施
- 職員の定着を図るための手法に関する事業者との情報交換や研修の機会の確保
- 介護事業所の連絡会・勉強会の開催・運営に対する支援（再掲）
- 勤務形態の多様化など就業しやすくなるための環境整備の促進
- 介護職員専用の電話相談窓口の設置

②キャリアパスの確立の支援

介護職員が、能力・資格・経験等に応じた適切な処遇を得て働けるよう、賃金体系や昇給の仕組みの整備、計画的な研修実施などに向けた事業者の取り組みを支援します。

<主な取り組み>

- 介護事業者におけるキャリアパスの仕組みの導入状況の把握・分析
- キャリアパスの確立に向けた事業者関係団体等との協議・検討
- キャリアパスに関する事業者との情報交換や研修の機会の確保

(3)介護人材の資質の向上

各種研修の実施を通じて職員のスキルアップを図るとともに、認知症高齢者や医療依存度の高い要介護者等の処遇に関する内容を研修で取り上げていくなど、多様化・高度化するニーズに対応できる質の高い人材の育成に取り組みます。

また、事業者による人材育成や介護サービスの質の向上への取り組みを支援するため、事業者の連携強化や好事例等の情報共有を図ります。

<主な取り組み>

- 介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する研修の充実（再掲）
- 地域包括支援センター職員を対象とした研修等の実施（再掲）
- 認知症介護基礎研修、認知症介護実践研修（実践者研修、実践リーダー研修）の実施（再掲）
- 認知症対応型サービス事業開設者研修、管理者研修の実施（再掲）
- 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修の実施（再掲）
- 認知症介護指導者養成研修の実施（再掲）
- 認知症介護指導者フォローアップ研修の実施（再掲）
- ユニットケア研修の実施
- 介護職スキルアップ研修への参加促進
- 事業者における人材育成への支援・協力
- サービス提供における好事例等の共有化や情報発信（再掲）
- 介護職員等を対象とした研修の実施・充実（医療依存度の高い重度の要介護者や多職種連携、看取り等に関する研修内容の検討・実施）
- 介護に関する専門知識・技能の習得に関する研修の情報提供

※下線の取り組みは新規施策

(4)業務の効率化に向けた取り組みの強化 -----

業務の効率化や生産性向上を図るため、介護ロボットやICTの活用に加えて、文書量削減を進めるなど、介護従事者の負担軽減に向けた取り組みを進めます。

<主な取り組み>

- 介護ロボットやICTの活用による、介護職員の身体的・精神的負担の軽減に向けた支援
- 文書負担軽減に向けた取り組み

※下線の取り組みは新規施策

第5章 介護保険対象サービスの見込量

1 介護保険対象サービスの種類

【保険給付】

(1) 居宅サービス

自宅に住みながら利用するサービスで、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具貸与などの種類があります。

(2) 地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を支えるためのサービスで、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）などの種類があります。

(3) 施設サービス

施設に入所して利用するサービスで、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院があります。

【地域支援事業】

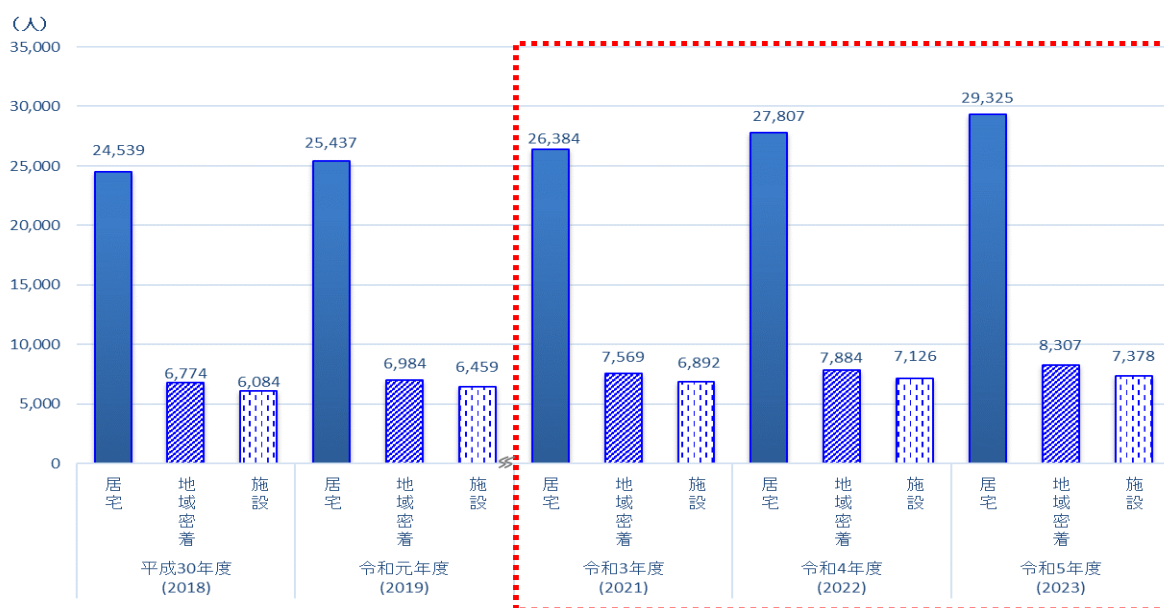
要介護状態等となることを予防し、高齢者が社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービス等を行う事業です。訪問介護型サービス、通所介護型サービスなどの種類があります。

2 介護サービス利用者の推移と今後の見込み

居宅サービスの利用者数は、介護保険制度が開始した平成12年の10月では8,235人でしたが、令和元年10月には25,437人と約3.1倍となっています。また、施設サービスの利用者数は同じく3,646人から6,459人と約1.8倍となっています。

令和3年以降においても、後期高齢者の増加が続き、要介護等認定者数が増加する見込みであることから、介護サービスのニーズは一層高まるものと考えられます。

介護サービス利用者数の推計



	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	
居宅サービス	24,539人	25,437人	26,384人	27,807人	29,325人	
対前年比		97.1%	103.7%	-	105.4%	105.5%
地域密着型サービス	6,774人	6,984人	7,569人	7,884人	8,307人	
対前年比		105.8%	103.1%	-	104.2%	105.4%
施設サービス	6,084人	6,459人	6,892人	7,126人	7,378人	
対前年比		102.4%	106.2%	-	103.4%	103.5%

※平成30年度及び令和元年度は実績、令和3年度以降推計

※令和3年以降における推計値は、居宅サービスは居宅介護支援及び特定施設入居者生活介護(いずれも介護予防サービスを含む)の利用者数の見込みであり、地域密着型サービス及び施設サービスは、各サービス(介護予防サービスを含む)の利用者数見込の合計である。

3 各年度におけるサービスの種類ごとの見込量

〔推計の考え方〕

計画期間中のサービスの見込量は次のとおり推計しました。

- サービスの種類ごとに、第7期計画期間（平成30年度～令和2年度）の給付実績をもとに分析したうえで、計画期間の各年度における要介護・要支援認定者数の推計値（10頁参照）等をもとに見込量を推計しています。
- 基盤整備の状況により見込量が変動するサービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護等）については、上記による分析に加え、今後の整備量の目標を踏まえた定員数等を勘案して推計しています。

〔保険給付サービスの見込量確保のための基本的な考え方〕

- 利用者が身近な地域で必要なサービスを利用することができるよう、日常生活圏域を基本に、地域バランスや既存の介護サービスなど地域の状況も考慮して介護サービス基盤の整備を図ります。
- 必要とするサービスの量を確保することはもちろんのこと、提供されるサービスの質についても十分な水準を確保する必要があります。こうした観点から、事業者への指導を行うことや事業者自らがサービスの質の向上に取り組めるような環境の醸成に努めます。
- 地域密着型サービスの事業者の指定にあたっては、サービス創設の趣旨を踏まえ、認知症高齢者の増加等に対応した着実なサービス供給を進めるとともに、サービスの質の確保を図る観点から、手続きの公平、公正性を確保しつつ、人材確保やサービス向上についての創意工夫なども評価し、適切に審査を行っていきます。
- 住み慣れた地域において介護を受けたいと望む方は多く、要介護度の高い方にも対応した居宅サービスの整備を進める一方で、さまざまな生活支援のニーズに地域全体で応えていくために、地域の関係機関とのさらなる連携を図るとともに、生活支援体制の整備を推進していきます。

〔地域支援事業の見込量確保のための基本的な考え方〕

- 事業の内容や地域の社会資源の状況などに応じて、行政、地域包括支援センター、事業者、ボランティア団体や地域団体などのインフォーマルなサービスの担い手等との連携により、効果的な事業実施を図ります。
- 必要とするサービスの量を確保することはもちろんのこと、提供されるサービスの質についても十分な水準を確保する必要があります。こうした観点から、適切な受託事業者を選定するとともに、従事者への研修の実施や、受託事業者自らがサービスの質の向上に取り組めるような情報の提供に努めます。

サービスの種類ごとの見込量

※令和元年度は実績, 3年度以降は推計

		令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保険給付(介護サービス・介護予防サービスの合計)					
(1) 居宅サービス等					
訪問介護(ホームヘルプサービス)	(回/年)	1,652,248	1,842,325	1,945,302	2,053,385
訪問入浴介護	(回/年)	36,603	40,752	42,986	45,402
訪問看護	(回/年)	331,817	370,060	390,739	412,483
訪問リハビリテーション	(回/年)	39,814	44,520	46,828	49,395
居宅療養管理指導	(人/月)	6,332	7,059	7,451	7,867
通所介護(デイサービス)	(回/年)	680,700	758,098	800,484	845,237
通所リハビリテーション(デイケア)	(回/年)	415,413	461,424	487,340	514,374
短期入所生活介護	(日/年)	440,137	451,171	461,051	471,234
短期入所療養介護	(日/年)	38,061	40,450	40,450	41,485
特定施設入居者生活介護	(人/月)	1,849	1,945	2,004	2,083
福祉用具貸与	(人/月)	14,776	16,471	17,392	18,361
特定福祉用具購入	(件/年)	2,810	3,132	3,312	3,492
住宅改修	(件/年)	2,555	2,844	3,024	3,180
居宅介護支援	(人/月)	21,921	24,439	25,803	27,242
(2) 地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護, 夜間対応型訪問介護	(人/月)	340	412	449	486
認知症対応型通所介護	(回/年)	61,570	62,880	64,327	65,647
小規模多機能型居宅介護	(人/月)	871	941	958	1,035
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	(人/月)	1,921	2,043	2,078	2,132
地域密着型特定施設入居者生活介護 ^(※1)	(人/月)	-	-	-	-
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(人/月)	402	402	430	430
看護小規模多機能型居宅介護	(人/月)	256	293	314	385
地域密着型通所介護	(回/年)	289,647	311,312	328,723	346,964
(3) 施設サービス					
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	(人/月)	3,573	3,858	4,092	4,251
介護老人保健施設, 介護医療院 ^(※2)	(人/月)	2,870	3,039	3,039	3,132
地域支援事業(主なサービス)					
訪問介護型サービス・生活支援訪問型サービス	(回/年)	251,500	263,924	273,551	283,398
通所介護型サービス・生活支援通所型サービス	(回/年)	341,063	362,205	376,127	390,099
通所型短期集中予防サービス(元気応援教室)	(回/年)	200	180	210	240
食の自立支援サービス事業 ^(※3)	(食/年)	301,916	317,240	323,523	329,901

(※1)(1)居宅サービス等の特定施設入居者生活介護に含めて推計しています。

(※2)介護医療院については、新規整備のほか医療療養病床からの転換分を含め、介護老人保健施設に含めて推計しています。

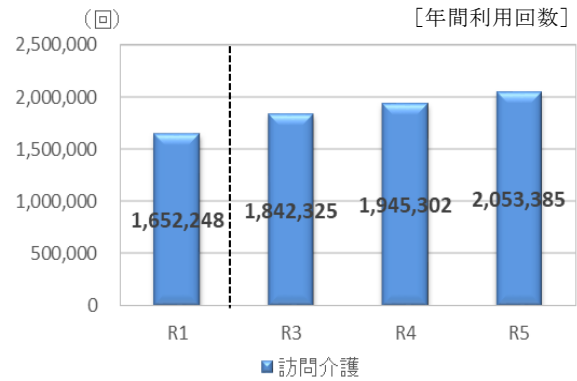
(※3)低栄養状態の改善が必要な高齢者の自宅へ、栄養バランスのとれた食事を届けるとともに安否確認を行う事業です。

(1) 居宅サービス等

① 訪問介護

ホームヘルパーが家庭を訪問して、身体介護や生活援助、通院などのための乗車・降車の介助を行います。

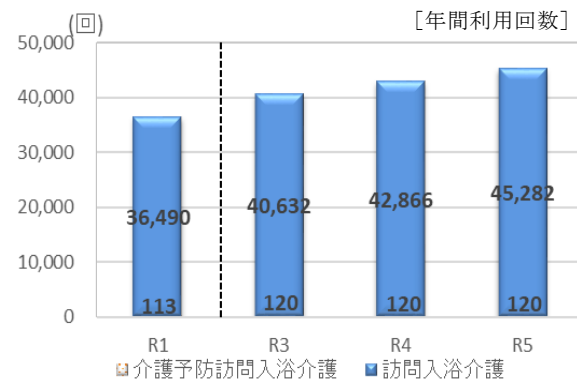
在宅介護を支える重要なサービスとして需要が高く、要介護認定者の増加に応じて、利用が増加するものと見込んでいます。



② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

浴槽を積んだ移動入浴車で家庭を訪問し、入浴の介助を行います。

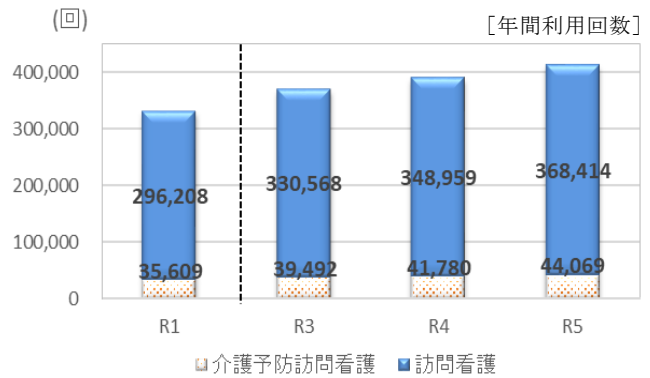
要介護度4、5の方の利用が多く、中重度者の増加に応じて、利用が増加するものと見込んでいます。



③訪問看護・介護予防訪問看護

医師の指示に基づいて、看護師などが家庭を訪問し、じょくそうの処置、点滴の管理などの必要な看護や家族へのアドバイスをを行います。

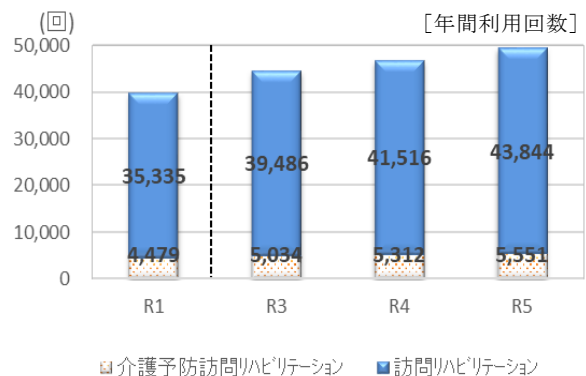
要介護1～5の方の利用が多く、中重度者の増加に応じて、利用が増加するものと見込んでいます。



④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

医師の指示に基づいて、理学療法士や作業療法士または言語聴覚士が家庭を訪問し、リハビリテーションを行います。また、福祉用具の使用法の指導なども行います。

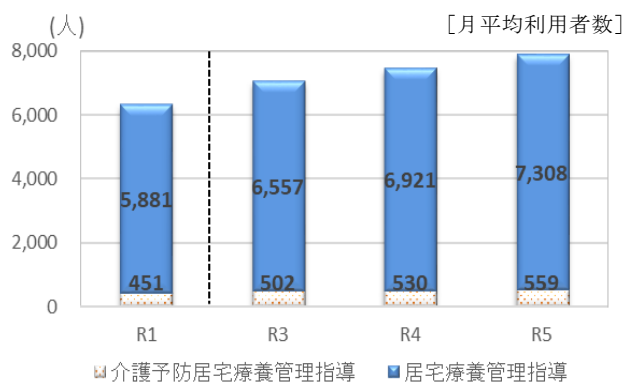
要介護1～5の方の利用が多く、中重度者の増加に応じて、利用が増加するものと見込んでいます。



⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

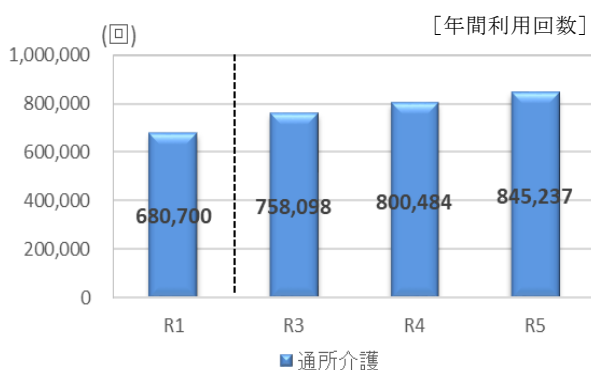
要介護1～5の方の利用が多く、要介護認定者の増加に応じて、利用が増加するものと見込んでいます。



⑥ 通所介護

デイサービスセンターなどで、入浴、排せつ、食事などの介護、日常生活上の世話や機能訓練を日帰りで行います。

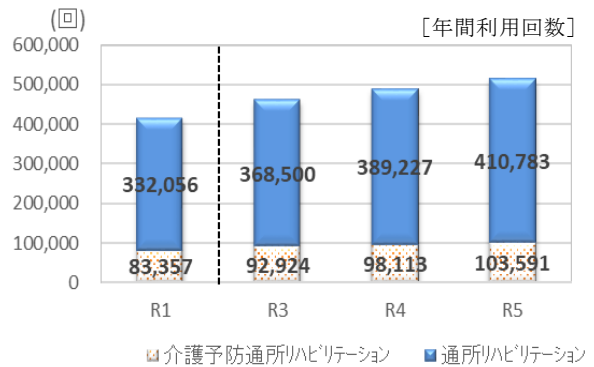
要介護認定者の増加に応じて、利用が増加するものと見込んでいます。



⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

老人保健施設、病院などで理学療法士や作業療法士または言語聴覚士によるリハビリテーションなどを日帰りで行います。

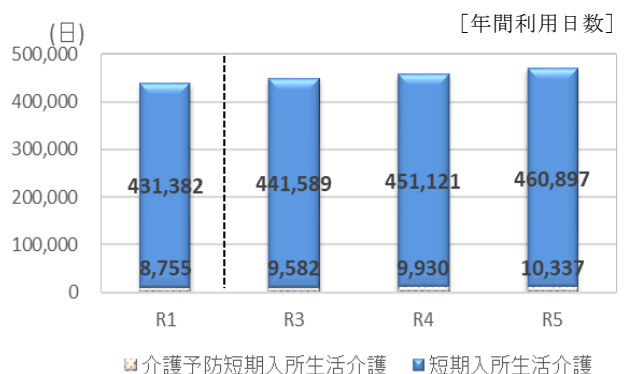
要介護1、2の方の利用が多く、軽度者の増加に応じて、利用が増加するものと見込んでいます。



⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

一時的に家族が介護できない場合などに、特別養護老人ホームなどで短期間のお世話をします。

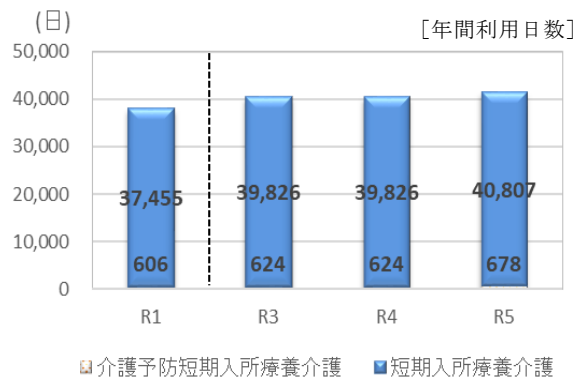
要介護1～4の方の利用が多く、今後も施設の整備に応じて、利用が増加するものと見込んでいます。



⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

一時的に家族が介護できない場合などに、老人保健施設などで短期間のお世話をします。

施設の整備に応じて、利用が増加するものと見込んでいます。

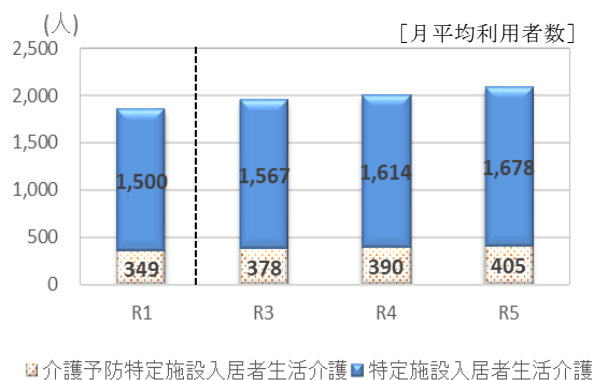


⑩特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

(有料老人ホーム等におけるサービス)

指定を受けた有料老人ホームやケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅などに入居している方で、要支援・要介護認定を受けている場合は、入浴、排せつ、食事などの介護、日常生活上の世話や機能訓練などが介護保険サービスとして給付されます。

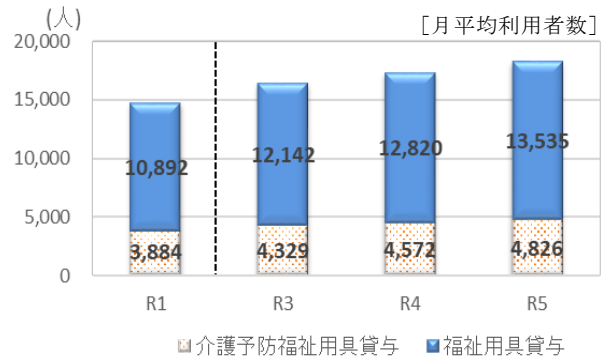
介護が必要な方に対する「住まい」の一つとして利用されているサービスです。今後、計画に沿った施設の整備に応じて、利用が増加するものと見込んでいます。



⑪福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

機能訓練に用いるとともに、日常生活の自立を助けたり、介護者の負担を軽くしたりするための福祉用具を貸し出します。

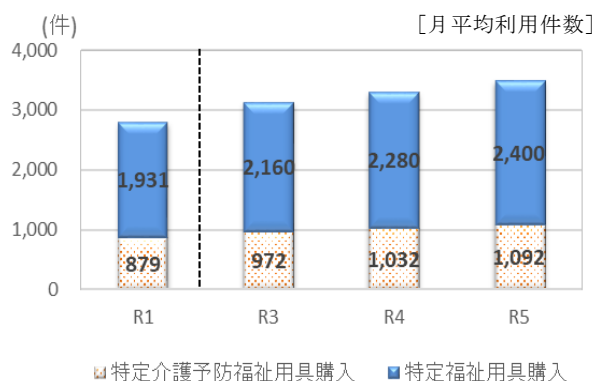
要介護1、2の方の利用が多く、軽度者の増加に応じて、利用が増加するものと見込んでいます。



⑫特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入

入浴または排せつに使用するような、貸与になじまない特定福祉用具を購入した場合、利用者負担割合に応じて購入費の一部を支給するものです。

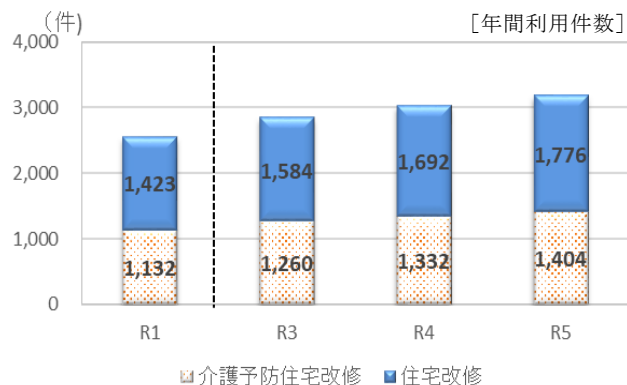
要支援1及び要介護1、2の方の利用が多く、軽度者の増加に応じて利用が増加するものと見込んでいます。



⑬住宅改修・介護予防住宅改修

家庭内での安全を確保したり、介護者の負担を軽減したりするために、実際に居住している住宅の一部を改修した場合、その費用の一部を支給するものです。

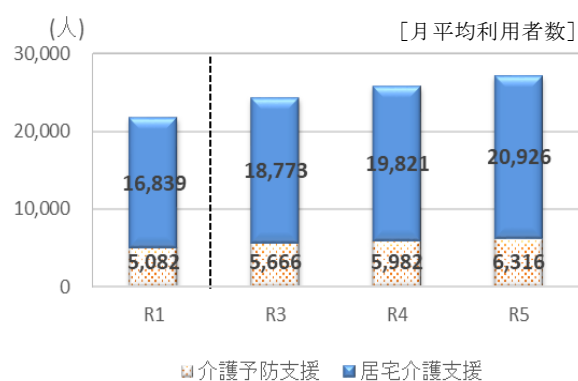
要支援1、要介護1の方の利用が多く、軽度者の増加に応じて利用が増加するものと見込んでいます。



⑭居宅介護支援・介護予防支援

居宅サービス等（介護予防サービス等）を適切に利用できるように、心身の状況、環境、本人や家族の希望等を総合的に勘案し、利用する居宅サービス（介護予防サービス）の種類、内容等を定めた計画（ケアプラン・介護予防ケアプラン）を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。また、介護保険施設への入所を要する場合は、施設への紹介等を行います。

居宅サービス利用者の増加に応じて、利用が増加するものと見込んでいます。



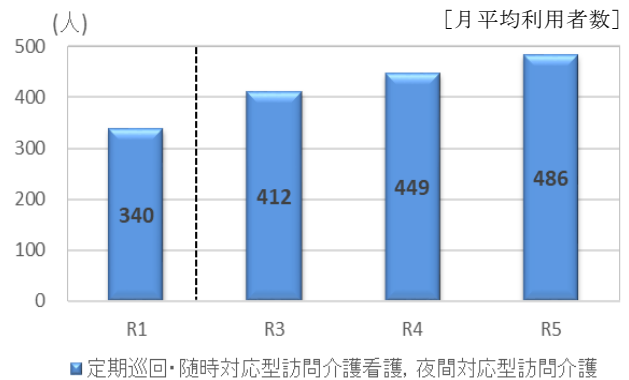
(2) 地域密着型サービス

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回により、ホームヘルパーによる入浴、排せつ、食事などの介護、日常生活の世話、看護師によるじょくそうの処置や点滴の管理などを行うほか、利用者からの連絡により対応・訪問など24時間の随時対応を行います。

指定事業所の増加に応じて、利用が増加するものと見込んでいます。

第8期計画期間においては、(2)②夜間対応型訪問介護も含めて推計しています。



②夜間対応型訪問介護

夜間に、定期的な巡回や利用者からの連絡に応じて随時ホームヘルパーが家庭を訪問し、排せつ介助など、日常生活の世話をを行います。

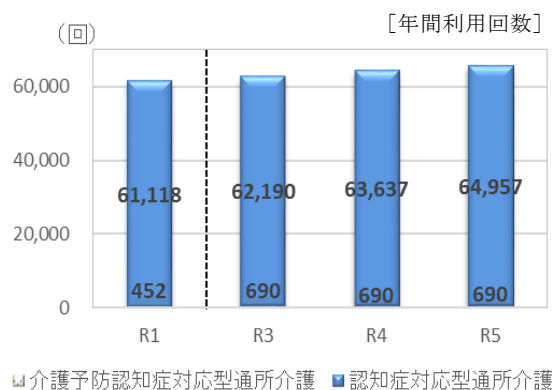
8期計画期間においては、(2)①定期巡回・随時対応型訪問介護看護も含めて推計しています。

③認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の方に、デイサービスセンターやグループホームなどにおいて、入浴、排せつ、食事などの介護、日常生活の世話や機能訓練を日帰りで行います。

要介護1～3の方の利用が多い状況です。

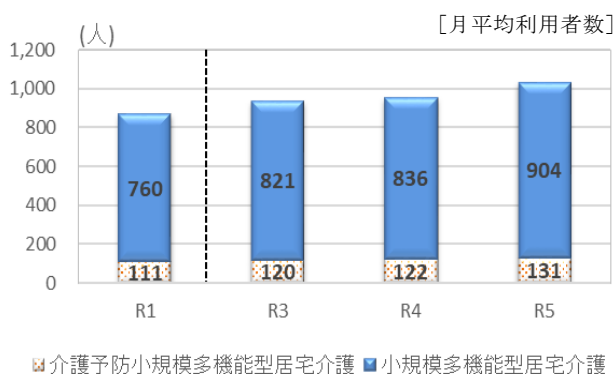
事業所の参入状況から、横ばいで推移するものと見込んでいます。



④小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

生活環境などに応じて、サービス拠点への「通い」を中心に、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、入浴、排せつ、食事などの介護、日常生活の世話や機能訓練を行います。

要介護1、2の方の利用が多く、指定事業所の増加に応じて、利用が増加するものと見込んでいます。

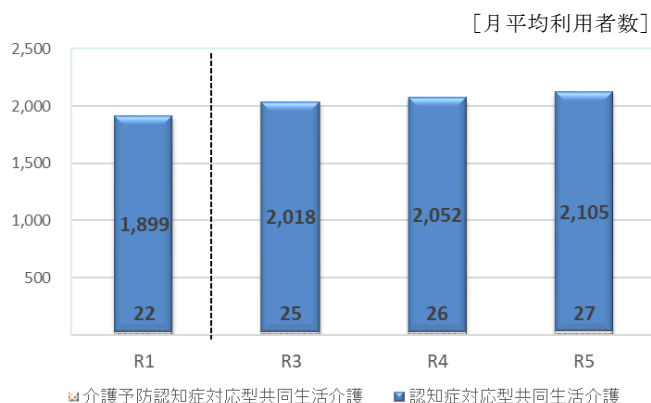


⑤認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
(グループホーム)

認知症のため介護を必要とする方々が少人数で共同生活をする住居（グループホーム）で、入浴、排せつ、食事などの介護、日常生活の世話や機能訓練を行います。

要介護1・2の方の利用が多く、計画に沿った施設の整備に依りて、利用が増加するものと見込んでいます。

なお、事業者の指定にあたっては、日常生活圏域ごとの基盤整備状況を見ながら、地域バランスに配慮して進めていきます。



⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

入居定員が29名以下である指定を受けた有料老人ホームやケアハウス、サービス付き高齢者住宅などにおいて、入居している要介護者に、入浴、排せつ、食事などの介護、日常生活の世話や機能訓練を行います。

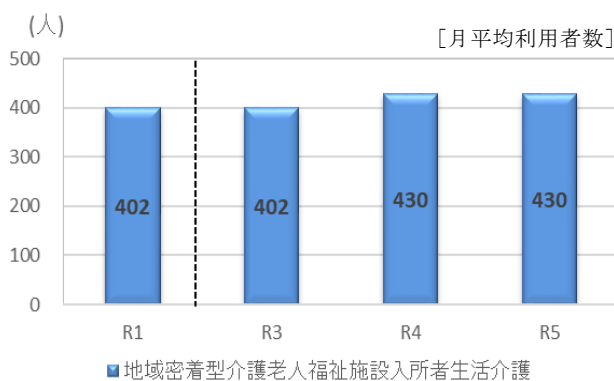
第8期計画期間においては、(1)居宅サービス等⑩特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等におけるサービス）に含めて推計しています。

⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入居定員が29名以下である地域密着型老人福祉施設に入所している要介護者に、入浴、排せつ、食事などの介護、日常生活の世話や機能訓練を行います。

要介護3～5の方の利用が多く、計画に沿った施設の整備に応じて、利用数を見込んでいます。

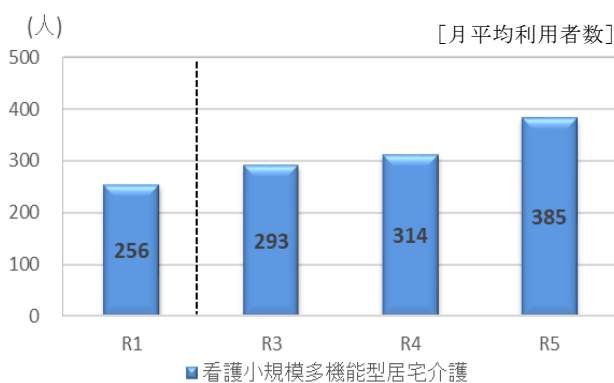
原則、要介護3～5の方が対象になります。



⑧看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護サービスに加え、必要に応じて看護師がたんの吸引や経管栄養、じょくそうの処置や点滴の管理などを行います。

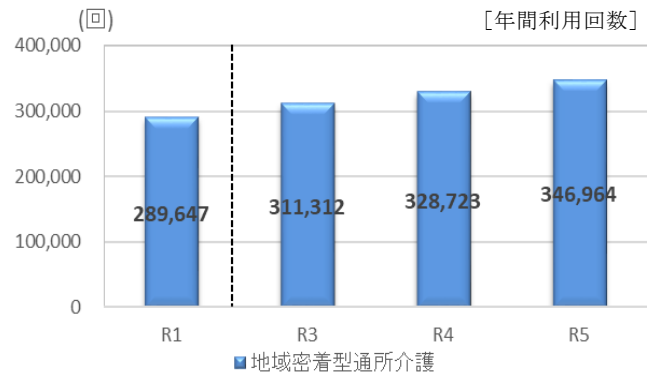
指定事業所の増加に応じて利用が増加するものと見込んでいます。



⑨地域密着型通所介護

利用定員が18名以下のデイサービスセンターなどにおいて、入浴、排せつ、食事などの介護、日常生活の世話や機能訓練を日帰りで行います。

要介護1、2の方の利用が多く、軽度者の増加に応じて、利用が増加するものと見込んでいます。



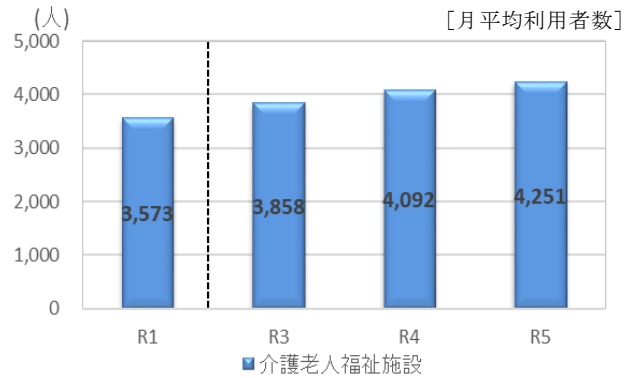
(3) 施設サービス

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時の介護を必要とする方へ、入浴、排せつ、食事などの介護、日常生活の世話や機能訓練などを行う施設です。

要介護4、5の方の利用が多く、計画に沿った施設の整備に応じて、利用が増加するものと見込んでいます。

原則、要介護3～5の方が対象になります。

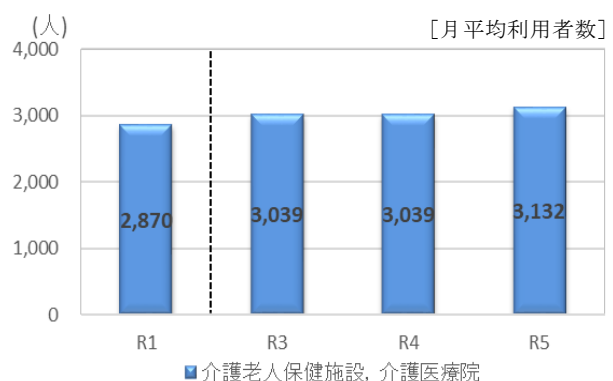


②介護老人保健施設

病状が安定し、入院治療の必要はないが、リハビリに重点を置いたケアが必要な高齢者などに対して、機能訓練や必要な医療並びに日常生活上の介護を提供し、家庭への復帰を支援する施設です。

要介護3、4の方の利用が多く、計画に沿った施設の整備に応じて、利用が増加するものと見込んでいます。

第8期計画期間においては、(3)③介護医療院も含めて推計しています。



③介護医療院

長期にわたる療養が必要な高齢者などに対し、療養上の管理、看護、医学的管理における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活の介護を一体的に行う施設です。

第8期計画期間については、介護老人保健施設に含めて推計しています。

4 施設・事業所等の整備状況

日常生活圏域ごとの人口、介護保険施設等の整備状況及び地域密着型サービスの指定状況は103頁、104頁のとおりです。

(単位：人)

日常生活圏名	中学校区	人口		施設等の定員数(令和3年1月1日現在)				
		※令和2年10月1日現在の住民基本台帳登録人口		介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護老人保健施設	認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)	特定施設 入居者 生活介護	
		総数	65歳以上					
青葉区	青葉第一地区	第一中	25,296	6,709	142	100	99	70
	青葉第二地区	第二中	23,514	4,640	100		27	
	青葉第三地区	三条中	18,180	4,196			54	
	青葉第四地区	上杉山中	25,207	4,616	200	84	18	130
	青葉第五地区	五城中	25,297	5,252	29	100	36	
	青葉第六地区	五橋中	30,455	6,470		100	27	37
	青葉第七地区	台原中	26,753	5,724			18	
	青葉第八地区	北仙台中	16,135	4,798	319		9	150
	青葉第九地区	中山中	16,132	4,457	80		36	
	青葉第十地区	桜丘中	13,667	4,576			18	
	青葉第十一地区	折立中	6,877	2,300	120	200	18	36
	青葉第十二地区	広瀬中	25,523	5,458	169		36	135
	青葉第十三地区	大沢中	13,592	3,939	289	150	36	
	青葉第十四地区	吉成中	7,108	2,295	214	200	36	
	青葉第十五地区	南吉成中	10,804	3,273	140		18	120
	青葉第十六地区	広陵中	2,620	1,154	50		27	
	青葉第十七地区	錦ヶ丘中	13,051	1,840			27	
	計		300,211	71,697	1,852	934	540	678
宮城野区	宮城野第一地区	宮城野中	36,949	6,174	61		54	130
	宮城野第二地区	東仙台中	25,694	4,343	120	29	36	48
	宮城野第三地区	東華中	25,261	5,123			18	
	宮城野第四地区	高砂中	18,584	4,144		100	54	60
	宮城野第五地区	岩切中	18,259	3,655	50	100	54	151
	宮城野第六地区	鶴谷中	12,320	4,505	210	100	18	
	宮城野第七地区	中野中	19,270	4,262			18	223
	宮城野第八地区	幸町中	17,017	3,934	70	100	36	
	宮城野第九地区	西山中	18,100	5,189	130		54	104
	宮城野第十地区	田子中	13,695	2,816	80		36	
	計		205,149	44,145	721	429	378	716
若林区	若林第一地区	八軒中	22,116	5,069			35	
	若林第二地区	南小泉中	20,901	5,254	79		36	
	若林第三地区	六郷中	13,188	3,900		200	18	21
	若林第四地区	七郷中	19,099	3,246	130	220	18	100
	若林第五地区	蒲町中	26,246	5,285			81	60
	若林第六地区	沖野中	13,807	3,804	69		36	
	計		115,357	26,558	278	420	224	181
太白区	太白第一地区	愛宕中	10,201	2,835	150	100	36	
	太白第二地区	長町中	36,046	8,065			36	55
	太白第三地区	中田中	21,640	5,139		100	63	58
	太白第四地区	西多賀中	14,763	4,323	29	100	36	
	太白第五地区	生出中	2,695	1,009	140	270	18	60
	太白第六地区	郡山中	27,350	5,811	50		54	261
	太白第七地区	八木山中	19,511	6,136	120		54	
	太白第八地区	山田中	13,458	4,616	200		36	39
	太白第九地区	袋原中	16,295	5,114	79		27	103
	太白第十地区	人來田中	6,494	2,687			18	
	太白第十一地区	秋保中	3,999	1,468	120		18	
	太白第十二地区	富沢中	33,876	4,886	100	100	45	206
	太白第十三地区	茂庭台中	5,905	2,290	180	158	18	
	太白第十四地区	柳生中	19,990	3,780		200	63	
	計		232,223	58,159	1,168	1,028	522	782
泉区	泉第一地区	七北田中	24,319	3,472	189	68	63	130
	泉第二地区	根白石中	4,470	1,680	150	100	18	
	泉第三地区	八乙女中	22,100	4,393	80		54	
	泉第四地区	将監中	15,781	4,142			18	
	泉第五地区	南光台中	15,917	4,188	90	80	54	
	泉第六地区	向陽台中	13,743	3,720			36	
	泉第七地区	加茂中	16,959	5,382	342	200	45	87
	泉第八地区	将監東中	13,246	4,171	120	200	36	
	泉第九地区	鶴が丘中	10,724	4,126	50	20	18	50
	泉第十地区	寺岡中	11,172	3,189			18	72
	泉第十一地区	南光台東中	7,626	2,157	29		9	
	泉第十二地区	長命ヶ丘中	7,611	3,110			18	
	泉第十三地区	南山中	15,138	3,593			18	
	泉第十四地区	高森中	9,685	3,279			18	
	泉第十五地区	住吉台中	7,836	1,921	80	100	18	
	泉第十六地区	松陵中	8,945	3,085			18	
	泉第十七地区	館中	7,206	1,796	100		18	30
	計		212,478	57,404	1,230	768	477	369
合	計		1,065,418	257,963	5,249	3,579	2,141	2,726

※ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)には、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(地域密着型特別養護老人ホーム)を含む

(単位：所)

日常生活圏名	中学校区	施設等の指定状況（令和3年1月1日現在）					
		定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護	認知症対応型 通所介護	小規模多機能型 居宅介護	看護小規模 多機能型 居宅介護	地域密着型 通所介護定員	
青葉区	青葉第一地区	第一中	1	1	1	1	4
	青葉第二地区	第二中		1			3
	青葉第三地区	三条中					4
	青葉第四地区	上杉山中			1		2
	青葉第五地区	五城中					2
	青葉第六地区	五橋中			1		3
	青葉第七地区	台原中		1			3
	青葉第八地区	北仙台中		1	1		1
	青葉第九地区	中山中			1		7
	青葉第十地区	桜丘中	1				1
	青葉第十一地区	折立中					
	青葉第十二地区	広瀬中		1	1		4
	青葉第十三地区	大沢中			1		1
	青葉第十四地区	吉成中	1				2
	青葉第十五地区	南吉成中					2
	青葉第十六地区	広陵中					
	青葉第十七地区	錦ヶ丘中		1			
	計	3	6	7	1	39	
宮城野区	宮城野第一地区	宮城野中		1	1	1	5
	宮城野第二地区	東仙台中		1	1		2
	宮城野第三地区	東華中			1		4
	宮城野第四地区	高砂中			1		3
	宮城野第五地区	岩切中		1	1		3
	宮城野第六地区	鶴谷中				1	4
	宮城野第七地区	中野中			1	1	2
	宮城野第八地区	幸町中		1			4
	宮城野第九地区	西山中		1	1		3
	宮城野第十地区	田子中		1	1		
	計	0	6	8	3	30	
若林区	若林第一地区	八軒中		1			5
	若林第二地区	南小泉中		1	1		4
	若林第三地区	六郷中		1	1		2
	若林第四地区	七郷中			1	1	2
	若林第五地区	蒲町中	1	1	1	1	3
	若林第六地区	沖野中			1	1	6
	計	1	4	5	3	22	
太白区	太白第一地区	愛宕中	1				3
	太白第二地区	長町中	1		1		6
	太白第三地区	中田中		1	1	1	4
	太白第四地区	西多賀中		1	1		4
	太白第五地区	生出中			1		
	太白第六地区	郡山中		1	1		2
	太白第七地区	八木山中		1	1		
	太白第八地区	山田中		1	1	1	1
	太白第九地区	袋原中	1		1		1
	太白第十地区	人来田中		1			1
	太白第十一地区	秋保中					1
	太白第十二地区	富沢中	1		1	1	6
	太白第十三地区	茂庭台中				1	1
	太白第十四地区	柳生中			1	1	1
	計	4	6	10	5	31	
泉区	泉第一地区	七北田中		2	1		7
	泉第二地区	根白石中				1	1
	泉第三地区	八乙女中		1	1		1
	泉第四地区	将監中		1	1		5
	泉第五地区	南光台中			1	1	5
	泉第六地区	向陽台中		1	1		2
	泉第七地区	加茂中			1		4
	泉第八地区	将監東中	1				3
	泉第九地区	鶴が丘中	1	1	1		
	泉第十地区	寺岡中	1			1	1
	泉第十一地区	南光台東中			1		2
	泉第十二地区	長命ヶ丘中			1		4
	泉第十三地区	南中山中		2	1		1
	泉第十四地区	高森中			1		1
	泉第十五地区	住吉台中			1		
	泉第十六地区	松陵中			1		2
	泉第十七地区	館中					1
	計	3	8	13	3	40	
合	計	11	30	43	15	162	

第6章 介護保険事業の円滑な運営に関する方策

1 保険料段階の設定

第1号被保険者の保険料段階は、基準額（第6段階：割合1.0）に対し、所得の低い層（第1～第5段階：市町村民税本人非課税）で軽減した分を、所得の高い層（第7段階以上：市町村民税本人課税）の負担で賄えるよう設定しています。

第8期の保険料段階については現行の13段階で引き続き設定していきます。

令和3年度～令和5年度（第8期）の保険料 段階設定

区分	段階	対象者	基準額に対する割合	
基準額より軽減される方	1	生活保護を受給している方 世帯員全員が市町村民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方	0.30 [※]	
	2	世帯員全員が市町村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円以下の方（第1段階に該当する方を除く。）	0.30 [※]	
	3	世帯員全員が市町村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円を超え、120万円以下の方（第1段階に該当する方を除く。）	0.40 [※]	
	4	世帯員全員が市町村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が120万円を超える方（第1段階に該当する方を除く。）	0.70 [※]	
	5	本人が市町村民税非課税（世帯に市町村民税課税の方がいる場合）で、本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円以下の方	0.85	
基準額の方	6	本人が市町村民税非課税（世帯に市町村民税課税の方がいる場合）で、本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円を超える方	基準額 1.00	
基準額より増額される方	7	本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が125万円未満の方	1.10	
	8	本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	1.25	
	9	本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.50	
	10	本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	1.70	
	11	本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	1.90	
	12	本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	2.10	
	13	本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	2.30	

※第1段階から第4段階までの「基準額に対する割合」は、公費により軽減しています。
（第1段階および第2段階：0.50→0.30、第3段階：0.65→0.40、第4段階：0.75→0.70）

・合計所得金額は、地方税法上の合計所得金額とは異なり、給与収入等から必要経費を控除した金額と、特別控除後の譲渡所得等の合計額です。

2 所得が低い方への対応

(1) 公費による保険料軽減

第1号被保険者のうち第1段階から第4段階の方を対象に、公費（国が1/2、都道府県・市町村が各1/4ずつ負担）を投入した保険料軽減措置を設けています。

(2) 市独自の保険料減免

第1号被保険者のうち第4段階の方で、別世帯の市町村民税課税者の扶養を受けておらず、生活保護世帯と同程度の生活困窮状態にあると認められる方を対象に、保険料減免措置を設けています。

3 サービスの質の確保と保険給付費の適正化

介護保険制度が施行されて以降、サービス利用量の増加に伴い、保険給付費は増加の一途をたどり、保険料や保険財政に大きく影響を与えています。こうした中で、提供される介護サービスが利用者の心身や生活の状況にふさわしい内容となっているか、事業者による不適正・不正なサービス提供が行われていないかなどの観点からの介護給付の適正化が喫緊の課題となっています。

本市では、利用者に対する適切な介護サービスの確保や給付の適正化を図ることにより、制度の信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資する取り組みを進めていきます。

(1) サービスの質の確保・向上

介護給付等のサービス提供が、真に要介護者の自立支援に資するなど、所期の目的を達成しているか、事業者による不適正・不正なサービスがないか、などの観点から、介護サービス事業者に対する指導監査、地域包括支援センターに対する事業評価及び指導、並びにケアプラン点検を通じた自立支援型ケアマネジメントの推進等の取り組みを進めます。

さらに、介護保険施設や居宅サービス事業所等の職員を対象とした研修会や、サービス種別毎に研修会や勉強会を開催するなどして、施設・事業所並びに、介護職員等のスキルアップを図ります。

また、宮城県から運営が移譲された介護サービス情報公表システムや、宮城県福祉サービス第三者評価制度、介護保険地域密着型サービス外部評価情報の利用を促進し、利用者がより適切な事業者を選択できるよう支援します。これらの取り組みを通じ、介護サービスの質の確保と向上を図ります。

<主な取り組み>

- 介護保険施設等に対する指導監査の実施
- 居宅サービス事業者等に対する指導監査の実施
- 介護サービス情報公表システムの利用促進
- 宮城県福祉サービス第三者評価制度及び介護保険地域密着型サービス外部評価情報の利用促進
- 地域包括支援センターに対する事業評価及び指導の実施
- 介護サービス関係団体のネットワークづくりへの支援

(2) 保険給付費の適正化

本市では、第5期宮城県介護給付適正化取組方針（令和3年度～令和5年度）を踏まえ、引き続き「要介護認定の適正化」「ケアマネジメント等の適正化」「サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化」に重点的に取り組み、利用者に対する適切な介護サービスの確保や給付の適正化を図ることにより、制度の信頼を高め、持続可能な介護保険制度の運営に努めます。

①要介護認定の適正化

認定調査については、引き続き指定市町村事務受託法人である公益財団法人仙台市健康福祉事業団（せんだい訪問調査センター）への委託を基本としつつ、認定調査員を対象とした研修や調査結果を評価し助言指導等を実施することにより、認定調査の技術向上を図るとともに、主治医意見書の記載の充実に取り組むなど、認定調査の適正化に努めていきます。

適切な審査判定が行われるよう介護認定審査会の開催に先立ち、認定調査票の記入漏れや内容の不整合がないか、認定調査の内容と主治医意見書の内容に不整合がないか点検を行います。また、要介護・要支援認定の仕組みに変更がある場合は、介護認定審査会の委員に対する研修会の開催や情報提供をすることで、介護認定審査会の適正化・効率化を図ります。

さらに、要介護認定等事務検討会を開催するなど医師会との緊密な連携を図るとともに、要介護・要支援認定の申請者に対しては、認定の仕組みや認定結果について情報を提供するとともに、十分な説明を行うことで公平・公正の確保を図ります。

<主な取り組み>

- 認定調査の適正化
- 認定調査状況チェック
- 介護認定審査会の適正化・効率化
- 主治医との連携
- 認定に関する情報の提供

②ケアマネジメント等の適正化

ケアマネジメントの適正化を進めるため、居宅介護支援事業所に対するケアプラン点検において、一連のケアマネジメントが適切に行われているかのチェックを行います。また、住宅改修、福祉用具の購入、福祉用具の貸与が利用者のニーズに対して適切に給付されているか点検を行います。

介護支援専門員（ケアマネジャー）を対象とした基礎研修やスキルアップ研修、施設介護支援専門員研修などを段階別または対象別に実施するとともに、地域包括支援センター職員を対象とした介護予防ケアマネジメントに関する研修の実施などによりケアマネジメントの質の向上を図ります。

また、居宅介護支援事業者に対する指導監査を通じて、質の確保・向上に向けた必要な指導・支援を行うとともに、地域包括支援センターに対する事業評価及び指導を実施します。

<主な取り組み>

- ケアプランの点検
- 住宅改修等の点検
- 介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する研修の充実（再掲）
- 地域包括支援センター職員を対象とした研修等の実施（再掲）
- 居宅介護支援事業者に対する指導監査の実施
- 地域包括支援センターに対する事業評価及び指導の実施（再掲）

③サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化

適正な給付を確保するため、医療給付情報と介護給付状況を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行うほか、利用者ごとの複数月の介護給付状況を確認し、介護サービス事業者からの請求と提供されたサービスの整合性の点検を行います。

また、サービス利用者に介護給付費通知を送付し、利用したサービスの内容や費用について、利用者自身に確認いただくことで、適正なサービス利用についての意識の醸成を図るとともに、介護報酬請求の適正化を図ります。

介護サービス事業者に対しては、その支援を基本としつつ、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的に指導監査を実施していきます。

<主な取り組み>

- 医療情報との突合
- 縦覧点検
- 介護給付費通知の送付
- 介護保険施設等に対する指導監査の実施（再掲）
- 居宅サービス事業者等に対する指導監査の実施（再掲）

(3) 苦情等への対応

介護サービスの利用に関し、利用者から苦情等が寄せられた場合は、事業者においては、サービス改善の契機と捉えて、サービスの質の向上に取り組む姿勢が求められます。苦情処理がサービスの質のチェック機能としての役割を果たしている側面があることから、苦情等対応マニュアルに基づき適切に対応していきます。

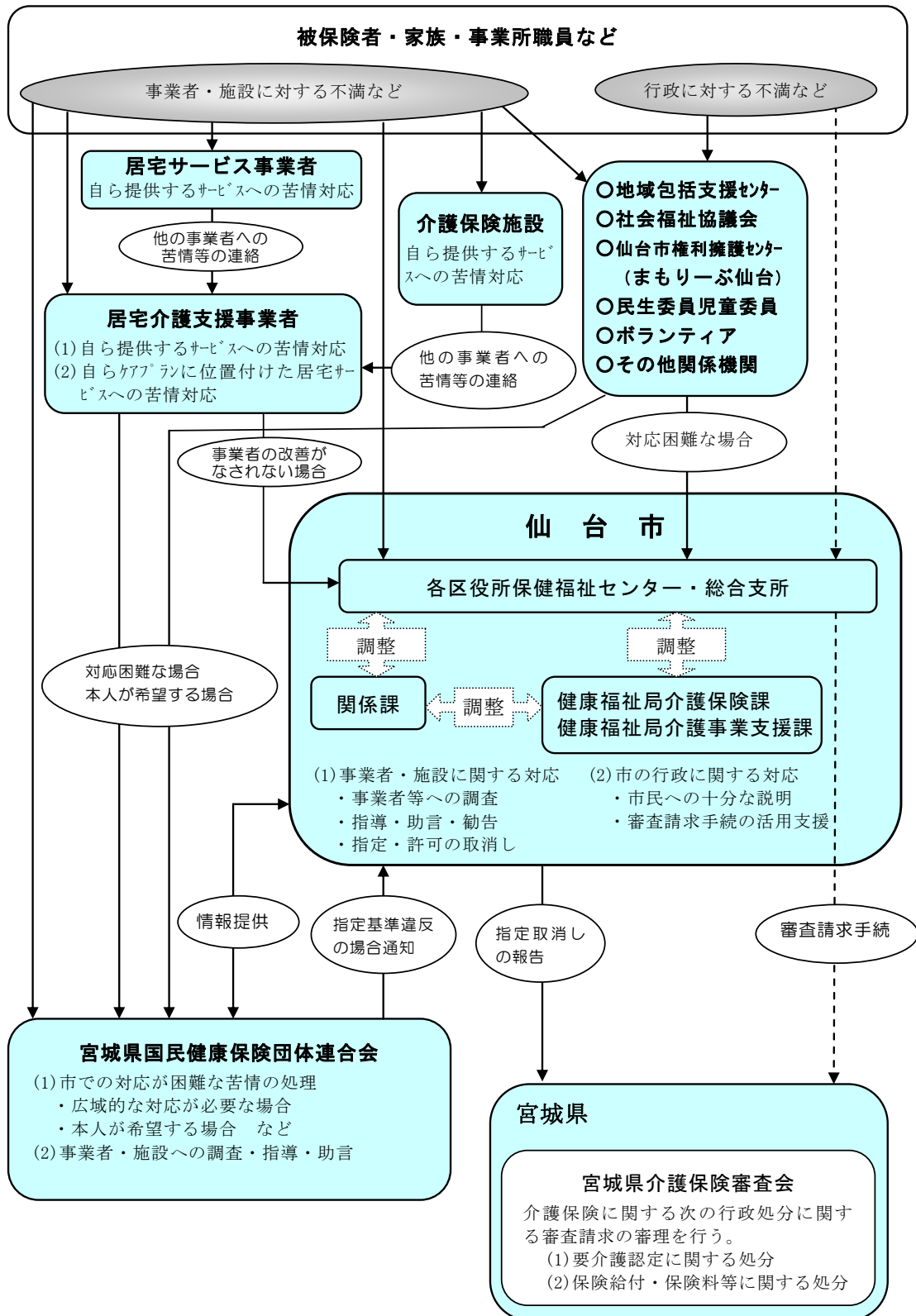
また、苦情処理に関わる宮城県国民健康保険団体連合会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者等、介護保険施設と密接な連携を図り、個人情報保護に十分配慮しながら、迅速かつ適切な対応に努め、可能な限り問題の解決を図ります。

さらに、介護サービスを提供する事業所に介護相談員を派遣し、第三者の立場から介護サービスに関する利用者の疑問、不安、不満を聞き取り事業者に伝達することで、利用者の疑問等の解消を図るとともに、事業者自らによる介護サービスの質の向上の取り組みにつなげていきます。

<主な取り組み>

- 苦情等対応マニュアルに基づく対応
- 苦情処理に関わる関係機関との連携
- 介護相談員派遣事業の実施

サービスの質に関する苦情の具体的な対応の流れ



4 その他介護保険事業を円滑に実施するための方策

第8期計画期間においても、後期高齢者や認知症高齢者の増加に伴い要介護・要支援認定者数の増加が予想されることから、介護サービスのニーズは一層高まるものと考えられます。

本市では、支援が必要になっても、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるよう、利用者のサービス選択に役立つ情報提供の充実や、介護保険制度の周知・啓発など、介護保険事業を円滑に実施するための施策を行っていきます。

(1) サービス選択のための情報提供の充実

介護サービスは、利用者と事業者との契約に基づき提供されますが、利用者が自身の状況にふさわしい介護サービスを選択し、事業者から利用者本位の介護サービスが提供されるためには、事業者が提供するサービスの内容等に関する情報を利用者が容易に入手できる環境を確保する必要があります。

介護サービス情報の公表制度は、事業者が提供するサービスの情報を公平に公表することで、利用者の比較検討による適切な事業者の選択が可能となるほか、事業者自らによる介護サービスの質の向上の取り組みにつながる効果が期待できます。

また、宮城県福祉サービス第三者評価制度及び介護保険地域密着型サービスの外部評価は、客観的な評価によりサービスの質の改善が図られるとともに、評価結果が公表されることで、サービス選択時の利用者の安心感と満足度の向上も期待されます。

情報の提供にあたっては、市ホームページにおいて事業者リスト等を掲載するとともに、これらの制度について周知し、利用促進を図ります。

さらに、地域包括支援センターや民生委員児童委員など地域の身近な関係機関を通じた情報提供も行っています。

<主な取り組み>

- 介護サービス情報公表システムの利用促進（再掲）
- みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度の利用促進
- 宮城県福祉サービス第三者評価制度及び介護保険地域密着型サービス外部評価情報の利用促進（再掲）
- 市ホームページへの事業者リスト等の掲載
- 地域包括支援センターや民生委員児童委員など地域の身近な関係機関を通じた情報提供

(2) 介護保険制度の周知・啓発

介護保険制度に対する信頼を高め、将来の世代に確実に引き継いでいくためには、広く市民への周知・啓発を図り、制度への理解を深めていただくことが重要です。

団塊の世代が全員 75 歳に達する令和 7 (2025) 年に向けて、地域包括ケアシステムを構築していくためには、地域での支え合いの担い手づくりにつなげるための市民への意識啓発を行っていく必要があります。

市民への制度の周知・啓発に向けては、パンフレットやホームページ等の充実を図るとともに、地域の団体やグループを対象に市職員が出向き、制度の仕組みなどについて直接説明する市政出前講座を実施していきます。

また、地域包括ケアシステム構築に関する地域住民への広報・啓発に取り組んでいきます。

<主な取り組み>

- パンフレット・ホームページ等の充実
- 市政出前講座による介護保険制度の説明
- 地域包括ケアシステム構築に関する地域住民への広報・啓発

第7章 介護保険事業に係る費用の見込み

1 計画期間の費用の見込み

(1) 計画期間の費用の合計額

第8期計画期間（令和3年度～令和5年度）における介護サービス見込量をもとに、介護報酬の改定等も見込んだうえで、保険料算定の基礎となる介護保険事業に要する費用の合計額を次の表のとおり258,922,228千円と算出しました。この費用は、第7期計画期間（平成30年度～令和2年度）における費用（計画値）230,726,133千円と比較すると、12.2%の増加となります。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3～5年度計(第7期計画比 ^(*))	(参考)第7期計画計		
保険給付費	居宅サービス等	34,063,785千円	35,722,188千円	37,490,482千円	107,276,455千円	+14.6%	93,590,625千円
	施設サービス	23,407,540千円	24,197,288千円	25,050,276千円	72,655,104千円	+8.6%	66,921,975千円
	地域密着型サービス	14,890,406千円	15,431,730千円	16,212,434千円	46,534,570千円	+13.7%	40,941,007千円
	高額介護サービス等	4,975,456千円	5,106,810千円	5,245,714千円	15,327,980千円	+24.5%	12,314,427千円
	小計	77,337,187千円	80,458,016千円	83,998,906千円	241,794,109千円	+13.1%	213,768,034千円
地域支援事業費	5,601,371千円	5,706,402千円	5,820,345千円	17,128,119千円	+1.0%	16,958,099千円	
財政安定化基金拠出金	-	-	-	-	-	-	-
合計	82,938,558千円	86,164,418千円	89,819,251千円	258,922,228千円	+12.2%	230,726,133千円	

※千円未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合があります。

(*) 令和3年～5年度計と第7期計画計の千円単位での比較です。

(2) 保険給付費等の算出方法

①居宅サービス等及び地域密着型サービス

居宅サービス等及び地域密着型サービスは、サービスごとに各年度における要介護度ごとの利用量（人数、回数・日数等）に、要介護度ごとの平均給付額を乗じて算出しています。

$$\text{サービス利用量} / \text{年} \times \text{要介護度ごとの平均給付額} = \text{給付費} / \text{年}$$

②施設サービス

施設サービスは、施設種別ごとに各年度における要介護度ごとの利用者数に、要介護度ごとの平均給付額を乗じて算出しています。

$$\text{施設利用者数} / \text{年} \times \text{要介護度ごとの平均給付額} = \text{給付費} / \text{年}$$

③高額介護サービス費等

具体的な内容については、次のとおりです。

(ア)【高額介護（予防）サービス費】

利用したサービスに対して支払った利用者負担額が、利用者負担段階ごとに定められた上限額を上回った場合、上回った額を支給するものです。

(イ)【高額医療合算介護（予防）サービス費】

各医療保険の同一世帯で医療費の自己負担と合わせた介護サービスの利用者負担額が、所得区分ごとに定められた上限額を上回った場合、上回った額を支給するものです。

$$\text{支給件数（居宅＋施設）／年} \times \text{1件あたりの給付額} = \text{サービスの費用／年}$$

(ウ)【審査支払手数料】

介護サービス事業者に対する保険給付費の支払いや請求内容の確認業務等の手数料で、宮城県国民健康保険団体連合会に支払います。

$$\text{審査件数（居宅＋施設）／年} \times \text{1件あたりの手数料単価} = \text{審査支払手数料／年}$$

(エ)【特定入所者介護（予防）サービス費】

介護老人福祉施設などでの食費・居住費（滞在費）について、所得状況に応じた負担限度額を上回った場合、上回った額を支給するものです。

$$\text{対象サービス利用日数／年} \times \text{平均支給額} = \text{特定入所者介護（予防）サービス費／年}$$

④地域支援事業費

地域支援事業費は、国が上限額を定めており、その上限額に基づく範囲内で推計しています。

⑤財政安定化基金拠出金

宮城県が設置する財政安定化基金への第8期計画期間における拠出金については、第7期計画期間に引き続き県介護保険財政安定化基金条例で拠出率0%となっていることから、拠出金はありません。

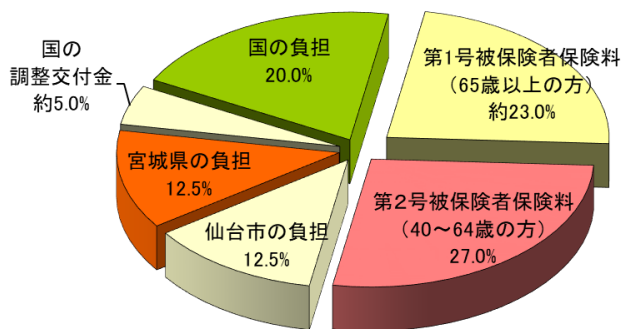
(3) 介護保険の財源構成について

① 保険給付費

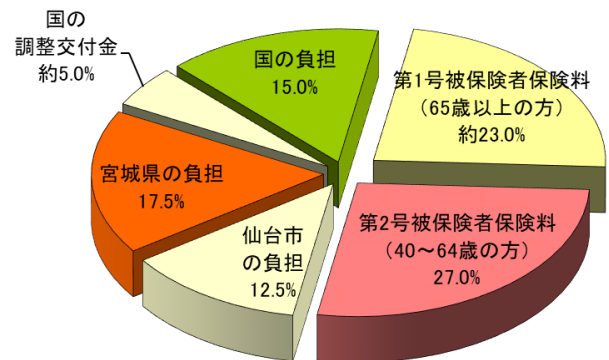
介護保険の保険給付に要する費用は、公費と保険料でそれぞれ2分の1ずつ負担する仕組みとなっています。公費の負担割合は、施設等給付費^(*)とそれ以外の居宅サービス等に係る給付費とで異なり、第8期計画期間のそれぞれの財源構成は次のとおりとなっています。

(*)介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設（介護保険の指定を受けた有料老人ホームなど）にかかる給付費

【保険給付費（施設等給付費を除く）】



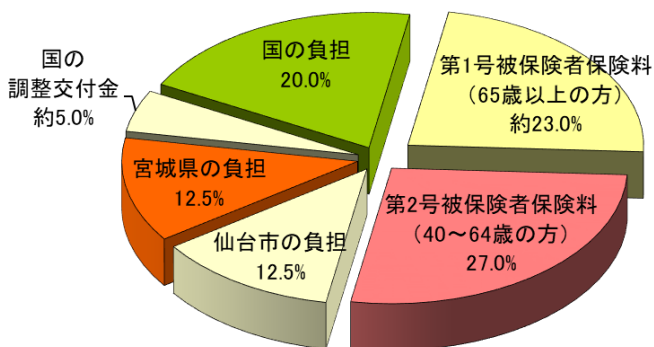
【保険給付費（施設等給付費）】



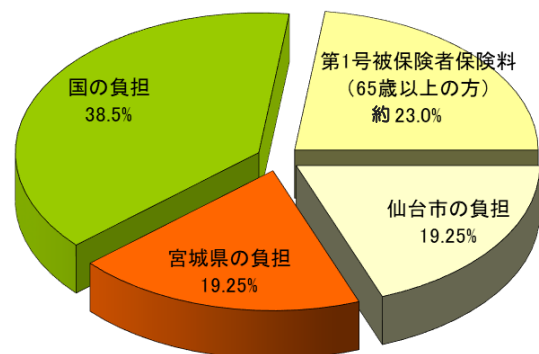
② 地域支援事業費

介護予防・日常生活支援総合事業は、公費と保険料でそれぞれ2分の1ずつ負担する仕組みとなっています。また、包括的支援事業・任意事業については、第2号被保険者の負担がなく、公費の占める割合が高くなっています。

【介護予防・日常生活支援総合事業】



【包括的支援事業・任意事業】



○公 費

保険給付の決算額に応じて、国、県、市が 116 頁の表の割合で負担することとなっています。

○保険料

・ 第 1 号被保険者保険料 ・ ・ ・ ・ 約 23.0%

65 歳以上の方が負担する保険料です。第 8 期計画期間における保険給付費等の約 23.0%を負担します。

・ 第 2 号被保険者保険料 ・ ・ ・ ・ 27.0%

40 歳から 64 歳までの健康保険、国民健康保険等の公的医療保険に加入している方が負担する保険料です。医療保険の算定方法によって設定され、社会保険診療報酬支払基金が、全国の第 2 号被保険者の保険料を集約し、第 8 期計画期間の各年度における保険給付実績・地域支援事業費（包括的支援事業・任意事業を除く）の 27.0%を介護給付費交付金・地域支援事業支援交付金として市町村に交付します。

（４）計画期間における 65 歳以上の方（第 1 号被保険者）の保険料について

①保険料設定のしくみ

保険給付費等の財源は、116 頁の「(3)介護保険の財源構成について」のように定められており、被保険者の方の保険料で負担する金額も、介護保険事業に要する費用に応じて決まります。

65 歳以上の方の保険料は、各市町村において 3 年を通じて財政の均衡を保つことができるように設定することとされているため、市町村によって異なるとともに、それぞれの市町村においては、原則として 3 年を通じて同一となります。

また、保険料額はその市町村の介護保険事業に要する費用や 65 歳以上の方の人数などから算出された基準額をもとに、所得の少ない方などの負担が大きくなるないように段階的に設定されます。

$$\boxed{\text{介護保険事業に要する費用}} \times \boxed{\text{65歳以上の方の負担割合 (約23\%)}} \div \boxed{\text{65歳以上の方の人数}} \div \boxed{\text{12か月}} = \boxed{\text{保険料基準額 (月額換算)}}$$

②保険給付費等から算出した保険料の基準額

114 頁の「(1) 計画期間の費用の合計額」から、令和 3 年度から令和 5 年度の介護保険料の基準額（月額換算）を第 6 章「1 保険料段階の設定」（105 頁）の保険料段階設定を用いて試算しますと 6,716 円となり、第 7 期計画期間（平成 30 年度～令和 2 年度、基準額は 5,893 円）との比較では、

823円、約14.0%の増となります。

保険料増額の主な要因は、次のとおりです。

保険料増額の主な要因

- 後期高齢者数の増加に伴う要介護・要支援認定者数の増加によるサービス利用者数の増加
- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、特定施設（介護保険の指定を受けた有料老人ホーム等）などの基盤整備の充実による入所者数の増加

③介護保険事業財政調整基金の活用

介護保険料は3年の計画期間内を通じて算定し、単年度の収支結果により剰余が生じたものを積み立て、保険給付費等が見込みを上回った場合に充当する仕組みとなっています。その剰余分を積み立てている基金が介護保険事業財政調整基金です。

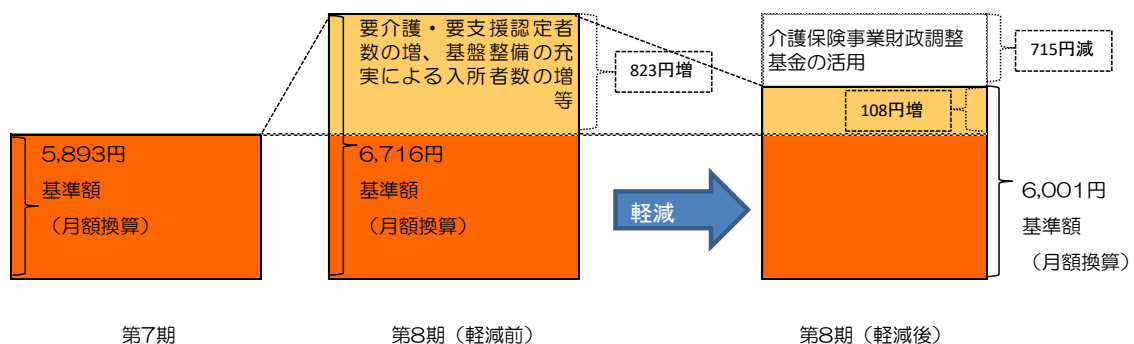
第8期計画期間においては、介護保険事業財政調整基金の残高のほぼ全額にあたる67億円を活用し、保険料の上昇を抑制します。

④第8期計画期間の保険料の基準額

③のとおり介護保険事業財政調整基金を活用することにより、第8期計画期間（令和3年度～令和5年度）の保険料の基準額（月額換算）は、②から715円減少し、6,001円となります。これにより、第7期計画期間との比較で108円、約1.8%の増加となります。

なお、実際に納めていただく保険料額は、本人の所得や世帯の状況に応じて異なります。（119頁参照）

【保険料のイメージ】



第8期計画期間（令和3年度～令和5年度）の第1号被保険者（65歳以上の方）保険料額

区分	所得段階	対象となる方		基準額に対する割合	年額保険料 (月額換算)
基準額より軽減される方	1	生活保護を受けている方		0.30	21,600円
		世帯員全員が市町村民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方		(※)	(1,800円)
	2	世帯員全員が市町村民税非課税で	本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円以下の方	0.30	21,600円
			本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円を超え、120万円以下の方	(※)	(1,800円)
			本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が120万円を超える方	0.40	28,800円
3		(※)	(2,400円)		
4		0.70	50,400円		
		(※)	(4,201円)		
基準額の方	5	本人が市町村民税非課税（世帯に市町村民税課税の方がいる場合）で	本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円以下の方	0.85	61,200円
			本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円を超える方	1.00	72,000円
			(※)	(6,001円)	
基準額より増額される方	6	本人が市町村民税課税で	本人の前年の合計所得金額が125万円未満の方	1.10	79,200円
			本人の前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	1.25	90,000円
			本人の前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.50	108,000円
			本人の前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	1.70	122,400円
			本人の前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	1.90	136,800円
			本人の前年の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	2.10	151,200円
			本人の前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	2.30	165,600円
			(※)	(13,802円)	

(※)第1段階から第4段階までの「基準額に対する割合」は、公費により軽減しています。

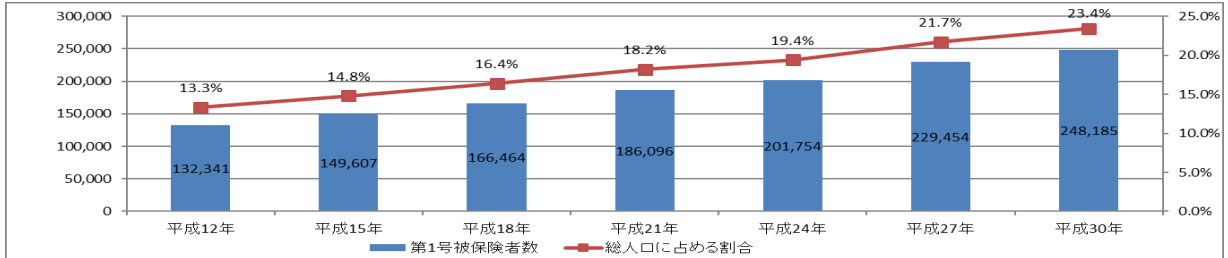
(第1段階および第2段階：0.50→0.30、第3段階：0.65→0.40、第4段階：0.75→0.70)

- ・実際に1回の納期で納めていただく保険料額は、納付回数異なる（特別徴収は6回、普通徴収は10回）ことなどから、上記の金額とは異なります。
- ・合計所得金額は、地方税法上の合計所得金額とは異なり、給与収入等から必要経費を控除した金額と、特別控除後の譲渡所得等の合計額です。

【参考資料】仙台市における介護保険の実施状況

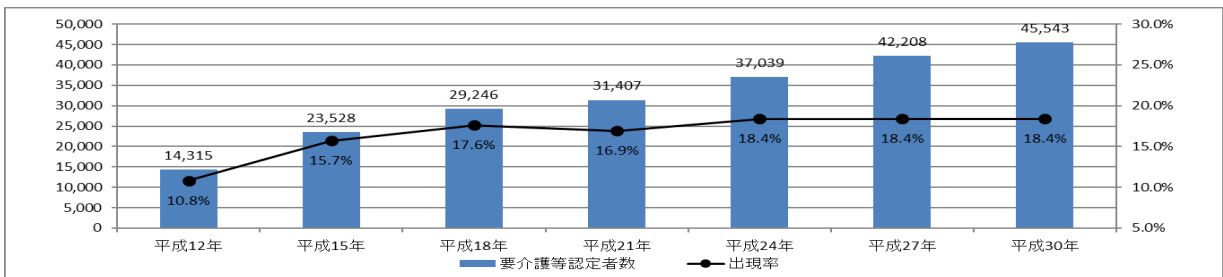
○第1号被保険者数の推移

第1号被保険者（65歳以上の方）は毎年増加し、総人口に占める割合も上昇を続けています。



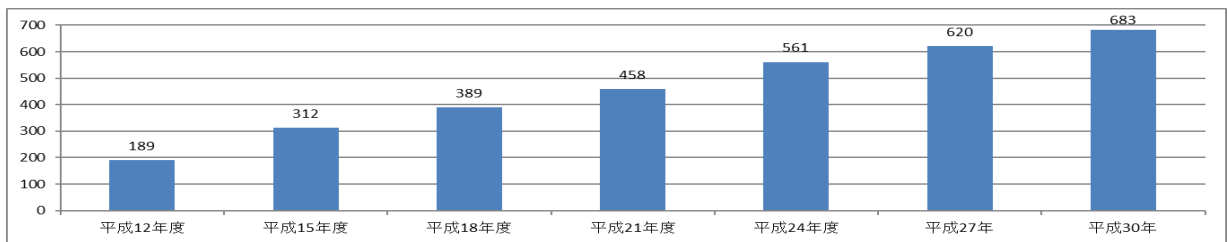
○要介護・要支援認定者数の推移

平成30年の要介護・要支援認定者数は、介護保険制度施行時（平成12年）に比べ、約3.2倍に増加しています。



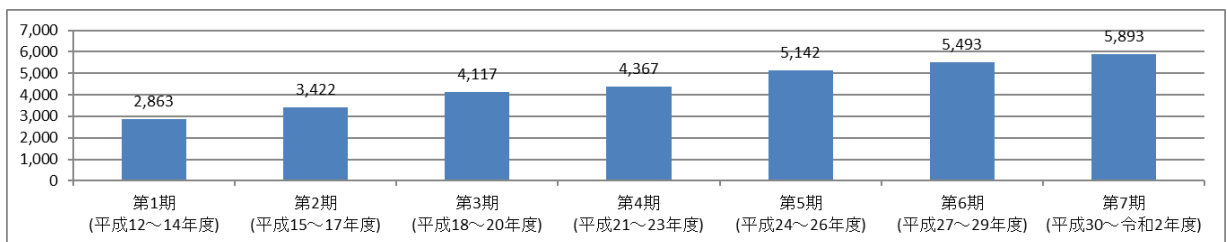
○保険給付費等の決算額

平成30年の保険給付費等（決算額）は、介護保険制度施行時（平成12年）に比べ、約3.7倍に増加しています。



○第1号被保険者の方の保険料額（月額換算）

第7期における保険料額は、第1期に比べ、約2.1倍に増加しています。



附 属 資 料

○用語解説

○仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会委員名簿
仙台市介護保険審議会委員名簿

○仙台市社会福祉審議会運営要領（抄）
仙台市介護保険条例（抄）

○仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会・仙台市介護保険審議会審議経過

○市民参加等の実績

○実態調査等実施状況

用語解説

ア行

【アイ・アイ キンジョパトロール】

「歩くボランティア」（常日頃より健康づくりのウォーキングや犬の散歩などを行っている市民の方が登録しているボランティア）が、防犯意識を持って住んでいる地域を見守る、歩くボランティア活動のことです。

【ICT】

インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーの略称です。情報通信技術のことです。

【アセスメント】

ケアプランを作成する際に行われる、一連のケアマネジメントプロセスの1つで、利用者について、その有する能力や各種環境等の評価を通じて、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、その利用者が自立した日常生活を営むための支援を行う上で解決すべき課題を把握することです。

【一般介護予防事業】

介護予防や健康づくりについての普及啓発や「豊齢力チェックリスト」の活用による生活機能の低下の予防・改善のほか、地域住民の参加による運動グループの立ち上げや活動継続の支援、リハビリテーション専門職による専門的な視点からの健康づくりの支援のことです。

【SOSネットワークシステム】

認知症の方等が行方不明になったときに、警察署、タクシー会社、放送局等が連携して発見、保護するシステムです。

【介護サービス情報公表システム】

要介護・要支援者が適切かつ円滑に介護保険サービスを利用する機会を確保するために、事業者等からの報告と都道府県及び政令指定都市の調査に基づき、介護サービス内容及び介護サービスを提供する事業者または施設の運営状況に関する情報を公表するシステムです。ホームページ（<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>）で情報を検索することができます。

【介護支援専門員（ケアマネジャー）】

要介護・要支援者からの相談を受けて、要介護・要支援者の希望や心身の状況等に合った適切な居宅サービスまたは施設サービスを利用できるよう、市町村、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う職種です。介護福祉士、社会福祉士、保健師など一定の実務経験があり、都道府県が実施する介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、都道府県が実施する介護支援専門員実務研修の課程を修了し、都道府県から介護支援専門員証の交付を受けた人です。

【介護サービス相談員】

介護サービスの現場を訪問し、利用者や家族からの介護保険に関する相談に応じ、必要に応じて利用者の不満、希望等を事業者へ伝えるなどの役割を担います。本市では、介護保険施設等に派遣しています。

【介護保険地域密着型サービス外部評価】

認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護の各事業所が提供するサービスについて、第三者の評価機関が、専門的かつ客観的な立場から、サービスの内容や質、事業者の経営や組織マネジメント等を評価するものです。

【介護用品支給事業】

要介護4または5の認定を受けている市民税非課税世帯の方のご自宅に介護用品（使い捨ておむつ等）をお届けする事業です。

【介護予防ケアプラン】

介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援において作成される「介護予防サービス・支援計画」を介護予防ケアプランといいます。

【介護予防ケアマネジメント】

支援が必要な高齢者について、地域包括支援センターが課題分析（アセスメント）を行ったうえで介護予防ケアプランを作成し、これに基づいて、総合事業におけるサービスやインフォーマルサービスなどが提供されます。そして、サービス提供の一定期間後に、利用者の生活状況やサービス提供の実施状況を把握（モニタリング）し、サービスなどの効果を評価するまでの一連の流れを指します。

【介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）】

介護保険制度の改正により、本市では平成 29 年 4 月より開始しています。本市の総合事業では、いつまでも健康で生きがいをもって暮らせるよう、その人らしい自立した生活を送るためには何が大切かを共に考え、元気になるための支援を行います。

【課税年金収入額】

市町村民税の課税対象となる年金（障害年金、遺族年金などの非課税年金を除く。）で、公的年金等控除額を差し引く前の受給金額です。

【看護小規模多機能型居宅介護】

要介護高齢者の在宅生活を支えるため、訪問看護と小規模多機能型居宅介護の組み合わせにより提供するサービスのことです。

【機能訓練】

心身の機能が低下している方の日常生活の自立を助けるために必要な訓練を実施することです。

【キャリアパス】

昇任や昇給に必要な一連の業務経験とその順序、配置異動のことをいいます。介護職員等が将来展望を持って介護の職場で働き続けることができるように、職員の能力・資格・経験等に応じた処遇が適切になされることが必要です。

【居宅介護支援事業者】

ケアプラン作成や介護サービス事業者等との連絡調整などの居宅介護支援を行う事業者です。介護支援専門員（ケアマネジャー）が必ず配置されることになっており、サービス利用に関する相談や苦情対応なども行います。

【居宅サービス】

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の12種類のサービス（介護保険法第8条第1項）をいいます。

【緊急ショートステイ】

介護をしている方の急病や事故といった事由により、緊急で使えるショートステイのことです。本市では緊急にショートステイの利用が必要な場合に備え、専用ベッドを確保しています。

【緊急通報システム】

65歳以上の日常生活上注意を要するひとり暮らしの方（重度の要介護者と同居しており緊急時に対応できる方がいないなど、実質ひとり暮らしの方も含む）にボタンひとつで本市が委託する警備会社につながる緊急通報用の機器を貸与するものです。

【ケアプラン】

要支援または要介護の認定を受けた方が、本人や家族の状況や希望に添った介護サービスを利用できるよう、利用する介護サービスの種類や内容を定めた計画をいいます。

【ケアマネジメント】

介護サービス等を利用する方の心身や生活の状況を把握した上で、利用者本人の望む生活が送れるよう、さまざまな介護サービスを組み合わせてケアプランを作成し、介護サービス事業者との連絡調整を行い、実際にサービスが提供された結果を確認するという一連のプロセスをいいます。

【敬老乗車証】

市内在住の満70歳以上の方に交付している、市営バス・宮城交通バス・地下鉄を利用できるICカードのことです。

ご利用金額1,000円分のチャージにつき100円（低所得者の方は50円）のご負担をいただき、ご希望に応じて一人あたり年間最大12万円分までチャージが可能です。

【言語聴覚士】

音声機能、言語機能または聴覚に障害のある方の機能の維持向上を図るため、言語訓練や必要な検査及び助言、指導その他の援助を行います。「言語聴覚士法」による国家資格です。

【口腔機能の維持・向上】

口腔機能や嚥下機能の低下に伴う誤嚥性肺炎や低栄養状態を防止し、「一生おいしく、楽しく、安全な食生活」を営むことができるよう、「口腔清掃」や「摂食・嚥下機能向上」、「口腔ケアの必要性の学習」等に取り組むことをいいます。

【高齢者生きがい健康祭（シニアいきいきまつり）】

スポーツ競技や文化活動の発表の場となるイベントを開催する高齢者の祭典のことです。一部のスポーツ競技は、全国健康福祉祭（ねんりんピック）の予選を兼ねています。

【高齢者向け優良賃貸住宅】

バリアフリーや緊急通報・安否確認システムなど、高齢者が安心して暮らせる居住環境を整えた民間の賃貸住宅で、本市が認定したものです。認定期間中（管理を始めた日から20年間）は、所得に応じて、家賃が減額される場合があります。

【コミュニティソーシャルワーカー】

仙台市社会福祉協議会各区・支部事務所に配置されている職員のことです。住民同士の見守りや支え合い活動を推進し、住民が主体となって地域の福祉課題を解決するための仕組みづくりなどを支援しています。

サ行

【サービス付き高齢者向け住宅】

介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の民間賃貸住宅または有料老人ホームです。住宅としての居室の広さや設備、バリアフリー化といったハード面での条件を備えるとともに、安否確認や生活相談サービスを提供することなどにより、高齢者が安心して暮らすことができる環境が整えられています。

【災害時要援護者情報登録】

災害が発生したときに、地域での住民相互の助け合いが円滑に進むよう、在宅の障

害のある方や要介護認定を受けている方等の情報を事前に登録するものです。登録情報については地域団体等に提供し、地域における避難支援体制づくりに生かしています。

【財政安定化基金】

保険者である市町村の介護保険財政が不足した際に、保険財政の安定化に必要な費用を交付・貸与するための基金です。都道府県が設置し、国、都道府県、市町村で3分の1ずつ拠出しています。

【作業療法士】

医師の指示のもとに、心身に障害のある方に手芸、工作などを行わせたり、レクリエーションを行うなどして応用的動作能力や社会的適応能力の回復を支援します。「理学療法士及び作業療法士法」による国家資格です。

【事業対象者】

65歳以上で、豊齢力チェックリストの判定基準に該当し、介護予防・生活支援サービスの利用対象となる方です。

【市政出前講座】

本市の職員が講師として地域に出向き、本市の政策や事業を説明し、市政への理解を深めていただくことを目的とする講座です。

【指定市町村事務受託法人】

保険者（市町村）から委託を受け、保険者が行う認定調査等の事務を実施する法人として、都道府県知事が指定した法人のことです。

【シニア健康エクササイズ】

仙台市スポーツ振興課が所管する運動施設で開催しているスポーツ教室のことです。

【市民活動補償制度】

市民の方が安心かつ自立して地域社会づくりに参加できるよう、市が実施・運営するもので、市民活動（ボランティア活動など）中に事故にあわれた場合、補償金が給付されます。

【若年性認知症】

65歳未満で発症する認知症のことです。

【市民後見人】

親族でも専門職でもない一般市民で、養成研修により成年後見制度等に関する知識と技術を身に付け、関係機関の支援を受けながら活動する後見人です。本人と同じ市民の目線で細やかで密度の濃い後見活動と社会の各分野で積んだ様々な経験を生かした後見活動が期待されています。

【住宅改造費助成】

本市在住の65歳以上の方のみからなる所得税非課税世帯に属する要介護または要支援者を対象に、日常生活を営むのに支障があり、居宅の改造が必要な場合に、居室、浴室、廊下等の利便を図るための住宅改造の工事費を助成するものです。

【縦覧点検】

宮城県国民健康保険団体連合会の給付適正化システムの縦覧点検帳票により、事業者からの請求内容の確認を行うことをいいます。

【小規模多機能型居宅介護】

「通い」を中心として、要介護・要支援者の心身の状況や生活環境に応じて、「訪問」や「泊まり」を組み合わせながら、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練等のサービスを行います。

【小地域福祉ネットワーク活動】

地区社会福祉協議会が民生委員児童委員、ボランティア団体等の地区内の各種団体等と連携して行う、ひとり暮らし高齢者等援助を必要とする方々に対する見守り・声かけ運動、家事や外出する際の支援活動、交流活動などをいいます。

【食の自立支援サービス】

65歳以上のひとり暮らし等の要介護者・要支援者、または要介護・要支援状態となる可能性の高い方で、低栄養状態の改善が必要な方に、栄養バランスの取れた食事を届け、安否確認を行うことにより、高齢者の健康で自立した生活を支える事業のことです。

【自立支援型ケアマネジメント】

利用者や家族の意向を尊重するだけでなく、適切なアセスメント等の実施により、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立して生活できるよう支援することを目指したケアマネジメントをいいます。

【シルバー人材センター】

家庭、民間事業所、官公庁などから依頼のあった日常生活に密着した仕事（臨時的・短期的な仕事）を、会員（60歳以上の方）に提供しています。

【シルバースポーツ推進員】

市内各地域において、生きがいづくり・健康づくりについてのシニアリーダーとして活躍している方のことです。本市では、老人クラブのシルバースポーツ推進員に対する研修を通して、資質の向上や地域活動の支援を行っています。

【シルバースポーツセミナー】

心と身体のレクリエーションを通して、日常生活の健康づくりと介護予防のきっかけづくりのために開催している講習会で、仙台市老人クラブ連合会が実施しています。

【シルバーセンター】

高齢化社会の進展に伴い、多様化・高度化する福祉サービスの需要に対応して、市民一人一人が心豊かに健康で共に生きる社会の実現を図るため、各種生きがいづくり事業を行うとともに、広く市民に研修や学習の場を提供する施設です。

【シルバーハウジング】

住宅内をバリアフリー化し、緊急通報システム等を設置するとともに、入居者の安否確認、生活相談、緊急時の対応などを通して、在宅生活を支援する生活援助員を配置した高齢者向け市営住宅のことです。

【生活援助員（LSA）】

市営住宅のシルバーハウジングや高齢者向け優良賃貸住宅において、住宅近隣の福祉施設等より派遣される、日常生活上の相談、安否確認、緊急時の対応等のサービスを行う人（ライフサポートアドバイザー）をいいます。

【生活管理指導短期宿泊事業】

おおむね 65 歳以上の方で、日常生活に指導・支援が必要な高齢者が、体調や生活リズムを整えることを目的に、養護老人ホームに短期間（7日以内）宿泊するものです。

【生活支援コーディネーター】

地域に共通する課題の把握や分析、地域づくりに関わる団体や関係機関の間のネットワークづくりなどを通して、高齢者を支え合う地域の体制づくりを推進する役割を担う人（コーディネーター）をいいます。区を単位とする圏域ごとに第1層生活支援コーディネーターを、中学校区を単位とする圏域ごとに第2層生活支援コーディネーターを配置しています。

【成年後見制度】

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方の財産や権利を守るため、家庭裁判所に申し立てを行い、その人を法的に守り、支援する人（成年後見人等）を選任してもらう制度です。

【成年後見制度利用支援事業】

成年後見制度を利用するにあたり、家庭裁判所へ申立を行う親族等がないなど、特に必要がある場合には市長が申立を行います。また、一定の条件を満たす場合、申立費用や後見人等への報酬の助成を行います。

【全国健康福祉祭（ねんりんピック）】

高齢者を中心としたスポーツ・文化等の全国的な規模の祭典のことです。年1回各都道府県持ち回りで開催されます。

【仙台市基本計画】

令和3年度からの10年間の仙台のまちづくりの指針となる計画です。仙台の目指す都市の姿とその実現に向けた施策の方向性を示しています。

【仙台市権利擁護センター（まもりーぶ仙台）】

認知症高齢者、知的障害者・精神障害者等判断能力が十分でない方で、金銭管理など日常生活に不安がある方を支援するために、本人との契約にもとづき、相談事業や福祉サービスの利用援助、金銭管理等のサービスを提供する機関で、仙台市社会福祉協議会が運営しています。

【仙台市市民活動サポートセンター】

ボランティアやNPO活動等の市民活動を支援するための拠点施設で、情報や活動の場の提供、相談対応、人材育成、連携・交流推進などの事業を行っています。

【仙台市生涯現役促進協議会】

少子・高齢化が進展する中、働く意欲のある高齢者（55歳以上の方）が知識・経験や能力を生かし、年齢にかかわらず働くことができる生涯現役社会を目指すため、平成31年1月に地域の関係機関と設立し、高齢者の雇用・就業促進に向けた事業を実施しています。

【仙台市成年後見総合センター】

仙台市の成年後見制度に関する総合相談窓口で、仙台市社会福祉協議会が運営しています。制度の説明や申立手続きへの助言、広報啓発、市民後見人の活動支援を行っています。また、地域包括支援センター等と連携し成年後見制度の利用支援を行います。

【仙台市認知症対策推進会議】

認知症施策を推進するため、本市内の認知症の関係機関が情報を共有し、連携を図ることを目的として、本市が定期的を開催する会議です。

【仙台市ボランティアセンター】

仙台市社会福祉協議会がボランティア活動を支援するために設置し、ボランティアコーディネーター事業や人材を育成するための各種研修事業などを実施しています。

【せんだい豊齡ネットワーク】

シルバーセンターを拠点にさまざまな生きがい・健康づくり活動を展開しているシニア活動団体によるネットワーク組織のことで。

夕行

【地域密着型サービス】

要支援・要介護者の住み慣れた地域での生活が継続できるように、平成 18 年 4 月の介護保険制度改正により創設されたサービス体系です。小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護等のサービスがあり、主に事業所のある日常生活圏域（中学校区）に住む方々へのサービスを行うため、利用者のニーズにきめ細かく応えることができます。

【中学校区】

中学校ごとの通学区域で、本市では、令和 3 年 3 月現在、64 区域を設定しています。

【調整交付金】

市町村間の介護保険の財政力格差を調整するために国が交付するもので、第 1 号被保険者に占める後期高齢者（75 歳以上の方）の割合、所得分布状況などを考慮して交付されます。

【通所型短期集中予防サービス】

要支援認定を受けた方、及び 65 歳以上で豊齢力チェックリストにより事業対象者と判定された方の介護予防と自立支援を支えるため、体操や筋力トレーニング等のプログラムを通じて、運動機能や生活機能の向上を目指すサービスです。

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、または、それぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。

【特定施設入居者生活介護】

有料老人ホーム等に入居している方に対し入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うもので、要介護・要支援認定を受けた入居者に対するサービスです。

【特定福祉用具】

福祉用具購入費の支給対象となる特定福祉用具は、告示により次のとおり示されています。

- 一 腰掛便座
- 二 特殊尿器
- 三 入浴補助用具
- 四 簡易浴槽
- 五 移動用リフトのつり具の部分

なお、各用具の種別分けは大まかなものですので、対象となる用具の詳細な形態について、別に要件が定められています。

ナ行

【認知症アセスメントシート】

原則として、研修を受けた専門職が、対象の方をよく知る家族や介護者に、対象の方の日常生活の様子を聞きながら、認知機能障害や生活機能障害に関連する行動の変化を評価するものです。21 項目の質問からなり、それぞれにつき1から4の4段階で評価します。

【認知症介護研究・研修仙台センター】

認知症介護の専門技術に関する研究と普及・指導を行う専門職員に対する養成研修などを行うために設置された機関のことです。

【認知症介護実践研修】

認知症介護の質の向上に資するため、認知症介護に携わる職員を対象として実施する研修です。

【認知症介護指導者ネットワーク仙台】

認知症介護研究・研修仙台センターにおいて養成された認知症介護指導者で組織された機関で、認知症介護実践者研修のフォローアップ研修などを行っています。

【認知症カフェ】

認知症の人やその家族と、地域の人、専門職が一緒につどい、交流し、認知症やくらしの工夫などの情報を得ることで、ともに認知症への理解を深めます。運営スタッフには、認知症の知識を持つ専門職が入ります。

【認知症ケアパス】

認知症かもしれないと不安に思っている人や、認知症と診断された人、介護家族などが、いつ、どこで、どのような支援を受ければよいか、認知症の容態に応じた相談場所や医療や介護サービスなどの提供の流れを記載したものです。

仙台市では、全市版・地域版・個人版の3種類のケアパスを作成しています。

【認知症サポーター】

認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を、地域で温かく見守り、できる範囲で支援を行う人のことです。地域や学校、職場などで、養成講座を随時開催しています。

【認知症サポート医】

認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医等への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となるドクターのことです。

【認知症疾患医療センター】

認知症の診断と治療を専門的に行い地域の保健医療、福祉機関との連携・調整を行う機関です。

【認知症初期集中支援チーム】

認知症の初期の人を中心に、医療・介護の専門職によるチームが、認知症の人やその家族に対して訪問等を実施し、適切な支援を行います。

【認知症施策推進大綱】

国の認知症施策推進関係閣僚会議において、令和元年6月18日にとりまとめられたものです。認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、「認知症バリアフリー」の取組を進めていくとともに、「共生」の基盤の下、通いの場の拡大などの取組を政府一丸となって進めていくものです。

【認知症対応型共同生活介護（グループホーム）】

認知症の状態にある方が少人数で共同生活を営む施設で、入浴、排せつ、食事等の日常生活に必要な介護や機能訓練を行います。

【認知症対応型通所介護】

デイサービスセンター等において、認知症の方に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスのことです。

【認知症パートナー】

認知症の人の思いや希望に耳を傾け、認知症の人の気持ちに寄り添える人のことを本市では認知症パートナーと呼んでいます。

ハ行

【はつらつ健康フェスティバル】

生きがいと健康づくりの活動として体操や各種ダンス等を行っているグループの発表のほか、演奏会や盆踊りなど、見て、聴いて、動いて楽しめるイベントのことです。仙台市健康福祉事業団の主催で実施しています。

【ピアサポーター】

今後の生活の見通しなどに大きな不安を抱えている認知症の人に対し、相談支援や相談会、講演、交流会等を行うことで精神的な負担の軽減を図るとともに、そのような取組を通じて、地域を支える一員として活躍する認知症当事者のことです。

【福祉避難所】

災害時に心身の健康状態や障害等により指定避難所において生活を続けることが困難な要援護者を受け入れることを目的として、特別養護老人ホームや老人福祉センター、障害者福祉センターなどの市内の福祉施設を指定しています。

【福祉有償運送】

介護を必要とする高齢者や障害のある方など、単独での移動や公共交通機関の利用が困難ないわゆる「移動制約者」を対象とした、自家用車による有償運送サービスのことをいいます。このうち、NPO等の非営利法人によるリフト付き等の福祉車両を使用した有償運送については、地方公共団体と地域の関係者で構成された福祉有償運送運営協議会（本市は平成17年設置）の審議を経て、道路運送法の許可が出されます。

【フレイル】

加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、虚弱になった状態のことです。

【フレイルチェック】

フレイル状態にあるか否かをチェック表により自己点検するもので、「指輪っかテスト」や「イレブンチェック」などがあり、本市の「豊齢力チェックリスト」もその一つです。

【訪問理美容サービス】

理容師または美容師が要介護3～5の高齢者等の自宅を訪問し、髪のカットを行うサービスのことです。

【豊齢学園】

仙台市シルバーセンターが行っている講座で、市民に生涯学習と相互交流の場を提供し、地域づくりや仲間づくり等の学習を通して、豊齢化社会づくりのために積極的に社会貢献活動を担う人材・リーダーを養成しています。

【豊齢力チェックリスト】

25項目の質問事項により、介護予防の視点から生活機能に関する確認を行うためのものです。総合事業の介護予防・生活支援サービス事業の利用対象者の判定にも用いられます。本市では、判定に用いる25項目のほか、5項目の質問を追加しています。

【ホームヘルパー】

日常生活に支障のある高齢者や障害者の家庭を訪問して、食事、排せつなどの介護や掃除、洗濯、買い物など家事援助を行う職種です。

マ行

【宮城県国民健康保険団体連合会】

本市がサービス事業者を支払う介護報酬・総合事業支給費の支払いや審査のほか、サービスの質の向上に関する調査やサービス事業者に対する指導助言なども行います。

【モニタリング】

ケアマネジメントの一環で、利用者の生活状況等の変化やケアプランどおりにサービス等が行われているかを地域包括支援センター職員や介護支援専門員（ケアマネジャー）等が把握することをいいます。

【もの忘れ電話相談】

物忘れや認知症の介護に関する事など、ご本人や家族からの相談に電話で応じるものです。

【杜の都せんたい「元気はつらつチャレンジカード」】

65歳以上の方または豊齢カードの交付を受けた方が、市内のスポーツ施設を個人で利用した回数に応じて、施設使用料が無料になるポイントカードです。

【杜の都の体操シリーズ】

手軽に継続して行える体操で、ストレッチ・筋力トレーニング・全身運動からなる「杜の都のきほん体操」と音楽に合わせてできる「杜の都のおトク体操」で構成されています。

ヤ行

【家賃債務保証制度の情報提供】

家賃等の支払い能力がありながらも保証人がみつからないため民間賃貸住宅への入居が困難な高齢者に対し、保証人がいなくても家賃債務保証により入居可能な民間賃貸住宅を紹介できる不動産業者の情報提供を行うものです。

【有料老人ホーム】

民間事業者が経営する老人ホームで、住むための「居住機能」と生活支援・食事・健康管理・介護等の日常生活に必要な利便を提供する「サービス機能」の2つの機能が提供される高齢者向けの住居です。

【ユニットケア】

特別養護老人ホーム等において、個室とリビング・食堂などの共有スペースを1つの生活単位（ユニット）として整備し、少人数で家庭的な環境の中での自立的生活を支援するケアの形態をいいます。

【要援護高齢者】

他者の援助や保護がなければ日常生活を営むことが困難な高齢者のことです。

【要介護・要支援認定者】

要支援1・2とは、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態の予防に資する支援を必要とする状態にあることで、要支援者とは、要支援認定を受けた方のことをいいます。また、要介護1～5とは、寝たきりや認知症などにより常時介護を必要とする状態にあることで、要介護者とは、要介護認定を受けた方のことをいいます。

ラ行

【理学療法士】

医師の指示のもとに、身体に障害のある方に治療体操、電気刺激、マッサージ、温熱など物理的療法を行うことにより、基本的動作能力の回復を支援します。「理学療法士及び作業療法士法」による国家資格です。

【老人憩の家】

老人に対し、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を供与し、老人福祉の増進を図るために市が設置しており、各地区の管理運営委員会等に管理運営を委託しています。市内に60か所あります。

【老人つどいの家（好日庵）】

身近な所での高齢者の教養向上、レクリエーション等のための場として、各地区の老人クラブが設置・運営を行っています。

【老人福祉センター】

60歳以上の方が利用できる健康の増進・教養の向上・レクリエーションのための施設です。市内に8か所あります。

【老壮大学】

年間を通じてさまざまなテーマについて学ぶ、おおむね60歳以上の方を対象とした市民センターの講座です。

仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会委員名簿

会 長	永井 幸夫	仙台市医師会顧問
副会長	阿部 重樹	学校法人東北学院大学常任理事
委 員	折腹 実己子	仙台市老人福祉施設協議会副会長
//	遠藤 佳子	宮城県リハビリテーション専門職協会
//	加藤 伸司	認知症介護研究・研修仙台センター長
//	穴戸 衡	仙台市老人福祉施設協議会副会長
//	柴田 耕治	仙台市老人クラブ連合会副会長
//	清水 福子	特定非営利活動法人あかねグループ理事長
//	辻 隆一	仙台市議会議員
//	松本 由男	仙台市議会議員
//	山口 強	仙台市民生委員児童委員協議会副会長

(敬称略、委員は 50 音順)

仙台市介護保険審議会委員名簿

会 長	辻 一郎	東北大学大学院医学系研究科教授
副会長	宮林 幸江	東北福祉大学健康科学部保健看護学科教授
委 員	板橋 純子	宮城県社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあ宮城運営委員
//	井野 一弘	仙台弁護士会
//	岩渕 秀子	被保険者代表
//	大内 修道	仙台市民生委員児童委員協議会会長
//	木村 昭憲	被保険者代表
//	草刈 拓	宮城県ケアマネジャー協会副会長
//	小坂 浩之	仙台市薬剤師会常務理事
//	駒井 伸也	仙台歯科医師会副会長
//	斉藤 誠一	被保険者代表
//	佐藤 功子	宮城県看護協会若林訪問看護ステーション所長
//	鈴木 峻	仙台市老人福祉施設協議会理事
//	田口 美之	仙台介護サービスネットワーク事務局長
//	土井 勝幸	宮城県老人保健施設連絡協議会理事
//	長野 正裕	仙台市医師会
//	橋本 啓一	仙台市議会議員
//	森 高広	被保険者代表
//	若生 栄子	認知症の人と家族の会宮城県支部代表
//	渡邊 純一	仙台市障害者福祉協会常務理事

(敬称略、委員は 50 音順)

仙台市社会福祉審議会運営要領（平成12年5月9日審議会決定）（抄）

（趣旨）

第1条 この要領は、仙台市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（委員長・副委員長）

第2条 審議会に、委員の互選による委員長1人を置く。委員長は、会務を総理する。

2 審議会に、委員長の指名による副委員長1人を置く。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（専門分科会）

第3条 審議会に、次の各号に掲げる事項を調査審議するため、当該各号に掲げる専門分科会を置く。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
- (2) 障害者福祉専門分科会 障害者の福祉に関する事項
- (3) 老人福祉専門分科会 老人福祉に関する事項
- (4) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項
- (5) 児童福祉専門分科会 児童福祉に関する事項

2 専門分科会の委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 専門分科会に、専門分科会委員の互選による専門分科会長1人及び専門分科会長の指名による専門分科会副会長1人を置く。

（審査部会）

第4条（略）

（会議）

第5条 専門分科会及び審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

2 専門分科会及び審査部会の会議は、審議会について定めているものの例による。

仙台市介護保険条例（平成12年3月17日仙台市条例第四号）（抄）

第五章 介護保険審議会

第十二条 介護保険事業の運営に関し必要な事項について調査審議するため、仙台市介護保険審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- 一 仙台市介護保険事業計画の策定、変更及び進行状況に関する事項
 - 二 前号に定めるもののほか、介護保険事業の円滑な運営のために必要な事項
- 3 審議会は、必要があると認めるときは、前項各号に規定する事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員二十人以内をもって組織する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- 一 被保険者
- 二 学識経験者
- 三 保健医療または福祉の関係者
- 四 介護保険事業に関連する事業者
- 五 その他市長が適当と認める者

6 前項の委員のうち、被保険者のうちから委嘱する委員については、公募するものとする。

7 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 委員は、再任されることができる。

9 特別の事項について調査審議するため、市長が必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

10 第四項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会・仙台市介護保険審議会審議経過

仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会	仙台市介護保険審議会
<p>第1回（平成30年4月18日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の主要事業取り組み状況について <p>第2回（令和元年6月12日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の主要事業取り組み状況について <p>第3回（令和元年7月24日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者一般調査の実施について <p>令和2年6月12日</p>	<p>第1回（平成30年8月22日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長及び副会長の選出 ・仙台市介護保険審議会の概要等について ・地域密着型サービス運営委員会及び地域包括支援センター運営委員会委員の指定 ・仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の概要について ・介護保険の実施状況について ・地域密着型サービス運営委員会（第6期第12回会議及び第7期第1回会議）について ・地域包括支援センター運営委員会（第6期第11回会議及び第7期第1回会議）について <p>第2回（令和元年7月31日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険の実施状況について ・第8期仙台市介護保険事業計画策定のための実態調査の実施について ・地域密着型サービス運営委員会（第2回から第5回会議）について ・地域包括支援センター運営委員会（第2回から第5回会議）について <p>第3回（令和2年3月23日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について ・仙台市介護保険事業計画策定のための実態調査の報告について ・地域密着型サービス運営委員会（第6回及び第7回会議）について ・地域包括支援センター運営委員会（第6回及び第7回会議）について
<p>・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の主要事業取り組み状況について ※新型コロナウイルス感染症の影響により、郵送により報告</p>	

仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会	仙台市介護保険審議会
第1回合同委員会（令和2年7月15日）	
<ul style="list-style-type: none"> ・仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について ・現行計画の振り返り ・次期計画の方向性と施策について <p style="text-align: right;">＜合同開催＞</p>	
第2回合同委員会（令和2年8月19日）	
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の基本目標と施策の体系について ・高齢者保健福祉施策の推進（各論）（案）について <ul style="list-style-type: none"> ○健康寿命を延伸するとともに社会で活躍し続けるために <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の健康と元気を応援する地域づくりと支援の充実 ・高齢者が生涯活躍できる環境の整備 <p style="text-align: right;">＜合同開催＞</p>	
第3回合同委員会（令和2年9月8日）	
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者保健福祉施策の推進（各論）（案）について <ul style="list-style-type: none"> ○共に支え合い安心して暮らし続けるために <ul style="list-style-type: none"> ・自立した生活を続けるための生活支援体制づくりの強化 ・地域の多様な主体が連携する地域ネットワークづくりの推進 ・認知症の人が希望を持って自分らしく暮らし続けることができるまちづくりの推進 <p style="text-align: right;">＜合同開催＞</p>	
第4回合同委員会（令和2年10月14日）	
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者保健福祉施策の推進（各論）（案）について <ul style="list-style-type: none"> ○介護サービス基盤の充実と介護人材の活躍を支えるために <ul style="list-style-type: none"> ・効率的な介護サービス基盤の整備 ・多様な介護人材の確保・育成と働きやすい環境づくりの推進 <p style="text-align: right;">＜合同開催＞</p>	
第5回合同委員会（令和2年11月4日）	
<ul style="list-style-type: none"> ・仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の中間案について ・パブリックコメントの実施について <p style="text-align: right;">＜合同開催＞</p>	

仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会	仙台市介護保険審議会
第6回合同委員会（令和3年1月25日）	
<ul style="list-style-type: none"> ・仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画中間案に係るパブリックコメント等の実施状況について ・仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）について <合同開催>	
	<p>第4回（令和3年1月25日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仙台市介護保険事業計画（答申案）について <p>※令和3年1月26日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仙台市介護保険事業計画について（答申）

市民参加等の実績

(1) 市民代表委員の参加

仙台市介護保険審議会に、被保険者代表として市民の代表の方（4名）を選任し、仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会との合同委員会において、計画策定等に関する意見をいただきました。

(2) 仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画中間案の公表と意見募集

計画中間案の内容の周知と市民の方の意見の把握をするため、次のとおり公表をしました。

時 期	概 要	配布部数
令和2年11月27日 ～12月28日	<p>○市政だより12月1日号に高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定のお知らせと中間案への意見募集について掲載</p> <p>○区役所、市民センター、地域包括支援センター等で「仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画中間案」冊子を配布し、意見を募集</p> <p>○仙台市のホームページに「仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画中間案」を掲載し、意見を募集</p>	<p>配布部数：約50万部</p> <p>配布部数：約3,400部</p>

(3) 市民説明会の開催

計画中間案について、直接市民の方に内容を説明し、その意見を把握するため、次のとおり説明会を開催しました。

開催日程	概 要	開催場所
①令和2年12月19日(土)	<p>○高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画中間案の説明</p> <p>○質疑応答</p>	市役所本庁舎8階ホール
②令和2年12月23日(水)		

実態調査等実施状況

調査名	実施時期	調査対象 (調査数、有効回収率)	調査方法	調査目的
在宅高齢者世帯調査	平成 30 年 6 月	本市に居住する 75 歳以上の在宅の高齢者 (105,345 人、94.9%)	民生委員 児童委員 による訪問調査	高齢者が地域で安心して安全に住み続けられるよう、仙台市内に居住する高齢者の生活状態を把握するとともに、高齢者に対する消防・防災活動や災害時における安否確認活動等を行うための基礎資料とする。
仙台市高齢者保健福祉計画策定のための実態調査（高齢者一般調査）	令和元年 11 月	本市の介護保険被保険者資格を有している高齢者（65 歳以上） ※要介護・要支援認定を受けている方を除く (5,000 人、65.4%)	郵送	高齢者保健福祉計画の策定にあたって、高齢者の生活実態や高齢者福祉サービスの利用動向及び今後の利用意向等を把握する。
仙台市介護保険事業計画策定のための実態調査（要介護・要支援者調査）	令和元年 11 月	本市の介護保険被保険者資格を有しており、かつ、要介護・要支援認定を受けている方 (5,000 人、54.5%)	郵送	第 8 期介護保険事業計画の策定にあたり、介護サービスの利用状況、利用意向を把握するとともに、負担とサービスのあり方など、介護保険事業を含む本市高齢者施策に関する現状を把握する。
特別養護老人ホーム入所希望者調査	令和 2 年 7 月	特別養護老人ホームに入所申込みをしている仙台市民 (700 人、41.4%)	郵送	特別養護老人ホームの利用を希望している方の入所意向・生活環境・身体状況や居宅サービスの利用状況等を把握し、計画策定の基礎資料とする。
施設に対する実態調査	令和 2 年 8 月	本市内の特別養護老人ホーム等の高齢者施設 (425 施設、44.8%)	電子メール、FAX	施設の入所者（利用者）数や要介護度等を把握し、第 8 期計画の施設整備量策定や整備手法検討のための基礎資料とする。

仙台市高齢者保健福祉計画
・介護保険事業計画（案）
令和3年3月
仙台市健康福祉局保険高齢部
高齢企画課・介護保険課
仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
印刷